

## 令和6年3月宇土市議会定例会会議録目次

◎会議録第1号 2月28日	頁
会期日程	3
議事日程	4
出席欠席者名	5
開会	7
事務報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
市長の施政方針及び提案理由説明	9
議員派遣の件について	21
散会	22
◎会議録第2号 3月4日	
議事日程	25
出席欠席者名	25
開議	27
陳情の取下げについて	27
代表質問及び質疑・一般質問	27
13番 宇土市政研「志」 野口修一議員	27
1 総論	27
2 震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」	28
3 教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」	33
4 保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」	40
5 産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」	41
6 生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」	42
7 行財政運営	42
8 地区のまちづくり計画	43
14番 中口俊宏議員	48
1 行政主導による土地開発について	49
2 くまもと子ども芸術祭の開催について	52

3	安全・安心なまちづくりについて	54
1 2 番	檜崎政治議員	58
1	高齢者支援対策	58
2	環境対策	63
3	台湾・台南市訪問	65
	散会	70

### ◎会議録第3号 3月5日

	議事日程	73
	出席欠席者名	73
	開議	75
	質疑・一般質問	75
8 番	西田和徳議員	75
1	西部地域活性化について	75
7 番	今中真之助議員	80
1	学校教育について	81
2	学校給食と給食センターについて	84
3	有機農業について	89
4	保育所について	91
5	LINE公式アカウントについて	95
6	移住定住支援対策について	98
7	自治体マイナポイント事業（キャッシュレス給付）について	101
4 番	浦本晴美議員	106
1	こども基本法及びこども家庭センターに係る意見と対応について	106
2	水道管の耐震化について	109
	散会	112

### ◎会議録第4号 3月6日

	議事日程	115
	出席欠席者名	115
	開議	117
	質疑・一般質問	117
3 番	中野洋一議員	117

1	本市の地震などの災害に対する防災及び危機管理について	117
2	がん患者等へのアピアランスケアの支援について	122
3	おたふく風邪ワクチンの費用助成について	123
4	軟骨伝導イヤホンの導入について	124
5	子どもを被害者にも加害者にもさせないA Iペアレンタルコントロールアプリの活用について	125
6	東京都内の大学生を対象とする地方企業への就職活動支援について	127
1 番	土黒功司議員	129
1	自然災害時における、ホームページ・庁内データ管理の安定運用、運営体制について	129
2	ふるさと納税制度変更に伴う、市への影響について	131
3	G I G Aスクール構想の現状と今後について	133
4	旧田中会館を活用した多目的交流施設事業について	136
1 8 番	福田慧一議員	140
1	第9期介護保険事業計画について	140
2	木造住宅の耐震化促進について	145
3	教育問題について	148
4	妊婦に対する国保税の均等割・所得割の減免と国民年金の免除について	151
5	会計年度任用職員の処遇改善について	152
	常任委員会に付託（議案第3号から議案第38号）	153
	散会	154

◎会議録第5号 3月19日

	議事日程	159
	出席欠席者名	159
	開議	161
	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告	161
	（質疑・討論）	162
	各常任委員長報告	163
1	総務市民常任委員長報告	163
2	経済建設常任委員長報告	166

3 文教厚生常任委員長報告	170
(質疑・討論・採決)	173
委員会の閉会中の継続審査及び調査について (採決)	177
(追加日程)	
発議第1号 宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	178
発議第2号 非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書	180
閉会	181
署名	183

第 1 号

2月28日 (水)

# 令和6年3月宇土市議会定例会会議録 第1号

## 宇土市告示第9号

令和6年3月宇土市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年1月31日

宇土市長 元 松 茂 樹

1. 期 日 令和6年2月28日
2. 場 所 宇土市議会議場

### 1. 会期日程

(会期21日間)

月日	曜	時間	会議名	内容
2月28日	水	10:00	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 施政方針及び市長の提案理由説明
2月29日	木	10:00	特別委員会	地域高規格道路促進等対策特別委員会
3月1日	金		休 会	議事整理
3月2日	土		休 会	(市の休日)
3月3日	日		休 会	(市の休日)
3月4日	月	10:00	本会議	代表質問及び質疑・一般質問
3月5日	火	10:00	本会議	質疑・一般質問
3月6日	水	10:00	本会議	質疑・一般質問 委員会付託
3月7日	木	10:00	委員会	文教厚生常任委員会
3月8日	金	10:00	委員会	総務市民常任委員会
3月9日	土		休 会	(市の休日)
3月10日	日		休 会	(市の休日)
3月11日	月	10:00	委員会	経済建設常任委員会
3月12日	火		休 会	議事整理
3月13日	水		休 会	議事整理
3月14日	木		休 会	議事整理
3月15日	金		休 会	議事整理
3月16日	土		休 会	(市の休日)
3月17日	日		休 会	(市の休日)
3月18日	月		休 会	議事整理
3月19日	火	10:00	本会議	地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告 各常任委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

## 2. 議事日程

令和6年2月28日（第1号） 午前10時35分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 4 議案第 4号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 宇土市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9号 宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例について
- 日程第11 議案第11号 宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第13号 宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 宇土市上下水道事業運営審議会条例について
- 日程第19 議案第19号 宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号 宇土市道路線の廃止について
- 日程第21 議案第21号 宇土市道路線の認定について
- 日程第22 議案第22号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について

- 日程第23 議案第23号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第24号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第25号 令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第26号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第27号 令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第28号 令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第29号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第30 議案第30号 令和6年度宇土市一般会計予算について
- 日程第31 議案第31号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第32号 令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第33号 令和6年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第34号 令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第35 議案第35号 令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第36 議案第36号 令和6年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第37 議案第37号 令和6年度宇土市下水道事業会計予算について
- 日程第38 議案第38号 財産の取得について  
報告第1号 令和4年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について
- 日程第39 議員派遣の件について

### 3. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 4. 出席議員（18人）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 土黒功司君 | 2番 杉本寛君   |
| 3番 中野洋一君 | 4番 浦本晴美さん |
| 5番 佐美三洋君 | 6番 小崎憲一君  |

7番 今 中 真之助 君  
9番 園 田 茂 君  
11番 柴 田 正 樹 君  
13番 野 口 修 一 君  
15番 藤 井 慶 峰 君  
17番 村 田 宣 雄 君

8番 西 田 和 徳 君  
10番 宮 原 雄 一 君  
12番 檜 崎 政 治 君  
14番 中 口 俊 宏 君  
16番 山 村 保 夫 君  
18番 福 田 慧 一 君

## 5. 欠席議員（なし）

## 6. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君

## 7. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時35分開会

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） ただいまから、令和6年3月宇土市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、事務局長に事務報告をさせます。

事務局長、江河一郎君

○事務局長（江河一郎君） 事務報告をいたします。

令和5年12月定例会以降、昨日までの議会内の行事につきましては、事務報告として配布しておりますので御覧ください。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 事務局長の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、杉本寛君、16番、山村保夫君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から3月19日までの21日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第 3 議案第 3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第 4号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 5号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 6号 宇土市防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 7号 宇土市税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第 8号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9号 宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10号 宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例について
- 日程第 11 議案第 11号 宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 12号 宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 13号 宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 14号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 15号 宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 16号 宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 17号 宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 18号 宇土市上下水道事業運営審議会条例について
- 日程第 19 議案第 19号 宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 20号 宇土市道路線の廃止について
- 日程第 21 議案第 21号 宇土市道路線の認定について
- 日程第 22 議案第 22号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 23 議案第 23号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 24 議案第 24号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第 25 議案第 25号 令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 26 議案第 26号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 27 議案第 27号 令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 28 議案第 28号 令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について

- 日程第 29 議案第 29 号 令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 6 年度宇土市一般会計予算について
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 32 号 令和 6 年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 33 号 令和 6 年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 日程第 34 議案第 34 号 令和 6 年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 35 議案第 35 号 令和 6 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 日程第 36 議案第 36 号 令和 6 年度宇土市水道事業会計予算について
- 日程第 37 議案第 37 号 令和 6 年度宇土市下水道事業会計予算について
- 日程第 38 議案第 38 号 財産の取得について
- 報告第 1 号 令和 4 年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について

○議長（藤井慶峰君） 日程第 3、市長提出議案第 3 号から、日程第 38、議案第 38 号までの 36 件を一括して議題といたします。

市長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 本日ここに、令和 6 年 3 月市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共に御多用の中に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、本年 3 月定例会の開会に当たりまして、令和 6 年度の市政運営における基本的な考え方と主な施策について、私の所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、本年 1 月 1 日に発生しました、能登半島地震におきましては、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対して心からお見舞いを申し上げます。

今回の地震で特に甚大な被害に見舞われている輪島市は、熊本地震の際、本市に家屋の被害認定調査に従事する職員を長期にわたり派遣していただいた自治体であります。

その輪島市に対する支援としまして、ふるさと納税の代理寄附受付を 1 月 4 日から実施しております。

また、人的な支援として、被災地支援に当たる熊本県チームの一員として、本市職員を派遣し、家屋の被害認定調査等の業務に従事しております。

熊本地震、その後の豪雨災害の際に、輪島市をはじめ、全国各地から様々な温かい御支援をいただいたおかげで、ここまでの復興へ歩みを進めることができました。

被災地の復旧・復興は、これから長い道のりになると思います。今後も引き続き、人的・物的支援等を含め、できる限りの対応を続けてまいります。

さて、昨年を振り返ってみますと、本市におきましては、熊本地震の発生から7年の歳月を経て、待望の新庁舎が完成し、熊本地震の復旧・復興に一応の区切りを迎えたことで、復旧・復興に向けた守りの行政から、未来を見据えた攻めの行政にかじを切る、大きな節目の年となりました。

また、3年以上もの長きにわたり、私たちに苦難を強いた、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことで、これまで中止や規模の縮小を余儀なくされていた各種イベントや会合が再開され、コロナ前と同様の活気が戻ってきたと感じる年でもありました。

新たな宇土市がスタートする明るい兆しが見えた年となり、大変喜ばしく感じています。

しかし、一方では、コロナ禍の影響で冷え込んだ市民生活や地域経済の再生は、かなり厳しい状況が続いており、昨年はこれらに対する支援として、低所得世帯への臨時給付金をはじめ、子育て世帯に対する給付金や給食費に対する支援、市民への商品券の配布等様々な支援を行ってまいりました。

また、原油価格や物価高騰も長期化の一途をたどり、現在もなお、市民生活や企業活動に大きな影響を与えています。

市では、更なる支援として、昨年に引き続き、今年も低所得世帯への臨時給付金の支給等を1月末から開始しており、今後は市民への商品券の配布等も行なってまいります。

今後も引き続き、国や県と連携しながら、市民生活や企業活動をしっかりと下支えできるよう、スピード感を持って支援に取り組んでまいります。

このように、長引く物価高騰や相次ぐ自然災害などで、日常生活において、不安を払拭できない日々が続いておりますが、昨年は、本市において、大変喜ばしいニュースも多数ございました。

まず、スポーツ関係では、全国中学校体育大会において、鶴城中学校の女子ハンドボール部が5年ぶり6度目の優勝に輝いたほか、第101回全国学生相撲選手権大会の個人戦において、本市出身で、日本大学4年生の草野直哉選手が見事初優勝を飾り、本市出身では5人目となる学生横綱に輝いております。

また、スポーツ以外の分野においても、本市出身の植田明依さんが、2024ミス・インターナショナル日本代表選出大会でグランプリに輝き、日本代表に選出されております。

そのほかにも、様々な分野において、本市出身者のめざましい活躍があり、市民の皆様にも夢や希望、そして感動を与えてくれました。

本年以降も、全国はもとより世界的に活躍する方が増えていくことを願うところであります。

す。

さて、私自身、市政のかじ取り役として、今年は4期目の折り返しの年となります。これまで、マニフェストに掲げた項目をはじめ、市民の皆様からの御提言や御要望なども踏まえ、様々な施策に取り組んでまいりました。

今年、残された課題の解決と各種施策の更なる充実を図るべく、初心に立ち返り、果たすべき使命とその責任を再認識し、決意を新たにしているところでございます。

現在、各地で人口減少が進む中、将来に向けて住みよい定住環境の形成に取り組み、住みたい、住み続けたいと思うまちづくりが重要な課題となっています。

そのような状況の中、本市では、令和5年からスタートした第6次宇土市総合計画後期基本計画に基づき「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」の実現を目指し、様々な施策を展開しています。

人口減少の問題は、全国的にみますと、大都市への一極集中が進み、地方は衰退の危機にあります。これは、地域ごとにみても同じ傾向であり、熊本県では台湾の半導体製造企業のTSMCの進出もあり、熊本市、熊本市東部近郊の市町村が急激に発展する一方で、その他の市町村は宇土市を含めて軒並み人口が減り続けております。

宇土市に目を向けますと、熊本市への通勤圏となる東部の宇土・花園地区の人口は増加する一方で、西部の網田、網津、緑川地区は人口減少に歯止めがかからない状態です。

地域社会を持続させていくためには、定住人口を維持・確保していくことが必要であり、そのためには、安定した社会基盤のもと、生活環境、子育て支援や教育環境の充実など、将来住み続けたいと思う環境づくりが必要となります。

これまで、未来への投資として重要事業と位置づける行政主導による土地開発では、企業などから進出候補地として選ばれるまちを目指し、工業、商業、住宅用地の立地調査やその選定作業に取り組んでまいりました。

さらに、人口減少に歯止めをかけるための定住・移住支援事業では、特に網田、網津、緑川地区を中心とした、西部地区への移住を後押しするための支援策に取り組んでまいりました。

そして、令和6年は、「九州のド真ん中」をキャッチフレーズに、更なる定住・移住の促進に取り組んでまいります。

「九州のド真ん中」に宇土市があることを、県内はもとより全国に向けてアピールし、住むなら宇土市、行くなら宇土市、働くなら宇土市と、様々な場面で宇土市という選択肢があることを知っていただきたいと考えております。

そのために、市の組織体制を整え、新たな事業を展開していくことで、これまでの宇土市の殻を打ち破り、世間の注目度を高めていくことを目標としております。

次に、台湾の台南市との国際交流について申し上げます。

県内では、TSMCの進出により、台湾との経済や観光分野での交流が加速しています。

そこで、本市におきましても、国際交流事業として、本市にルーツを持つ湯徳章氏、日本名で坂井徳章氏でございますが、この偉大な功績を残した台南市との交流関係の構築に取り組んでいるところでございます。

その湯徳章氏の命日である3月13日は、台南市で「正義と勇気の記念日」として毎年式典が開催されていることから、今回はその式典に合わせて台南市を訪問する予定としております。

今後、台湾の子どもたちとの教育交流や、経済、観光といった各方面での交流が進展できればと考えておりますので、議員の皆様にも、引き続き御協力をお願いいたします。

次に、先の令和6年第1回臨時会におきまして説明いたしました、多目的交流施設整備事業についてでございます。

旧田中会館を活用し、図書館機能等を持った交流施設を整備するために、現在、土地、建物の取得を進めているところでございます。今後、市民の皆様にとって利用しやすく、親しまれる施設となるよう、議会はもとより、市民の皆様や専門家の御意見を十分にお聞きしながら整備を進めてまいります。

これらの事業をはじめとした、未来へつなぐまちづくりで、令和6年が躍動の年となるよう、これまで以上に議員の皆様と連携し、市民の皆様の声を大切にしながら、市政運営に邁進してまいりたいと考えておりますので、どうか皆様の御理解と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和6年度の予算案の概要について申し上げます。

令和6年度の予算編成につきましては、人口減少、少子高齢化が進む一方で、依然として、熊本地震関連で借り入れた地方債の償還や公共施設等の老朽化による維持・更新等に多額の費用を要し、義務的経費に財源を割かれるなど、厳しい財政環境にあります。

しかし、コロナ禍から市民生活、企業活動が正常化しつつある中、その歩みを止めず、市民ニーズや社会経済情勢の変化等を的確に捉え、未来への投資を確実に成果に変えていかなければならないと考えております。

そのような中、令和6年度は、第6次総合計画に掲げる2026年の目標人口3万6千人の達成に向けて、住みよい定住環境を形成し、選ばれるまちを目指す予算編成に取り組みました。

具体的には、ありたい姿に近づけるための取り組むべき課題の達成、分かりやすさやインパクトのある地方創生に向けた課題解決や情報発信につながる事業、10年、20年後を見据えた未来への種を撒く事業を中心とした施策に重点を置き、令和5年度を上回る総額22

7億4,000万円の一般会計予算案を調製いたしました。

それでは、令和6年度一般会計予算案の主な施策について、宇土市総合計画の基本構想の内容に沿って、御説明申し上げます。

1点目は、震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」についてであります。

まず、新庁舎につきましては、現在、仮設庁舎跡地の駐車場の整備工事に着手しており、外構工事を含め、令和6年度に全ての整備が完了する予定です。

また、引き続き、網田地区の交流・防災拠点施設となる、支所機能を併設した網田コミュニティセンターの建築工事を進めてまいります。

次に、全国的な大規模災害の多発化、甚大化に備え、指定避難所である住吉中学校及び網田小学校の体育館に空調設備を整備し、避難者の生活環境を整えるとともに、避難所の開設時、災害発生時における情報収集、安否確認のため、Wi-Fiルーターによる通信インフラの確保を図ってまいります。

また、宇土市復興まちづくり事業計画に基づき、緑川小学校敷地内に防災井戸及び備蓄倉庫を設置し、防災設備の充実・強化に努めるとともに、地域における防災活動のリーダーとなる防災士の養成を推進し、資格取得について助成を行ってまいります。

このほか、河川氾濫による浸水被害等を軽減するため、網津第2排水機場、松原排水機場及び網田排水機場の整備促進に取り組むとともに、河川の浚渫や改修を行うなど、引き続き、自然災害に対する防災・減災対策の充実に努めてまいります。

次に、2点目は、教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」についてであります。

まず、旧田中会館の施設を活用し、図書館機能のほか、家庭や職場とは異なる第三の居場所となるサードプレイスといった機能を備える多目的交流施設の整備や、不登校支援の拠点となる教育支援センターの追加設置に着手してまいります。

幼児期教育につきましては、幼稚園の一時預かり事業、特別支援教育などを令和6年度も継続して行ってまいります。

学校教育につきましては、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学ぶためのインクルーシブ教育を推進するため、教育委員会に特別支援教育アドバイザーを配置するとともに、小中学校の特別支援学級等で支援を行う学級支援員を増員し、支援の充実に努めるほか、宇土小学校、花園小学校に校内教育支援センターを設置し、不登校支援の強化を図ってまいります。

また、小規模特認校制度を推進し、網田小・中学校での少人数で網田でしか学べない特色ある教育活動の展開を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、運動公園ウォーキングコースやスポーツセンターテニス

コートでの夜間照明設備等の改修を行い、市民が安全で利用しやすい施設環境の整備に努めます。

文化遺産の保存・活用につきましては、令和4年度に国指定史跡となりました轟貝塚の保存活用計画の作成を進めるとともに、リーフレットを作成し、本市の宝として後世に継承すべく、広く周知を行ってまいります。

また、市民会館の舞台装置の補修や防水工事等を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

このほか、宇土市にルーツがある台湾の英雄、湯徳章氏と関連が深い、台湾台南市との国際交流を推進してまいります。

次に、3点目は、保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり～」についてであります。

まず、令和6年度から、庁舎内にこども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとともに、適切な相談支援体制を構築してまいります。

保育所及び放課後児童クラブにつきましては、保育士等の処遇改善や保育補助者の雇用など、保育環境への支援を行っていくほか、宇土東小学校敷地内に放課後児童クラブを増設し、更なる保育環境の充実を図ります。

高齢者福祉につきましては、令和7年度からの芝光苑の民営化に向けて、譲渡先候補法人との協議を進めてきたところですが、つい先日その法人から、今般の建設費用高騰などの影響を受けて、譲渡の条件としていた期間内の建て替えの見通しが立たないとして、その対応に苦慮しているとの相談がっております。このため、市としても譲渡先とその対応について鋭意協議を進めているところでございます。

障がい者福祉につきましては、宇城圏域の市、町と連携し、児童発達支援センターの設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置を行い、地域の支援体制の構築に取り組みます。今後も障がい者の日常生活、社会生活を支援するとともに、市独自の補助であります在宅介護手当や紙おむつ費助成、福祉タクシー券の助成などの支援を継続して実施してまいります。

このほか、令和5年度に開設したふくしの相談窓口につきましては、令和6年度も継続して取り組んでまいります。

次に、4点目は、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」についてであります。

まず、農林業の振興につきましては、新規就農者支援事業給付金を創設し、国の支援がない50歳以上65歳未満の新規就農者に対して支援を行います。特に、西部地区に居住し就農した場合には別途加算した給付金を交付します。

また、令和5年度に引き続き、地域活性化起業人とともに、本市の農産物のPRや販路拡

大への取組を推進してまいります。

水産業の振興につきましては、各漁港の機能保全計画の更新に着手するとともに、浚渫工事を行ってまいります。

また、熊本県、熊本市、玉名市と共同で実施する浚渫土砂の受入地の整備を進めるため、引き続き、住吉漁港の環境影響評価のための調査を行ってまいります。

このほか、西部地区に農水産加工施設等を整備する事業者に対する農水産加工施設整備事業補助金を創設し、西部地区の農水産業を支援してまいります。

商工業の振興につきましては、市内で新たに創業する中小企業者を対象とした創業・開業支援補助金において、これまでの制度に加えて西部地区に特化した優遇制度を拡充します。また、企業誘致を促進するため企業立地特別奨励金の要件を緩和し、制度の内容も充実して地域経済の活性化を図ってまいります。

また、市内の事業所等に就業する若年者を支援するため、奨学金返済支援補助金を新たに創設し、人材不足を来している保育士や看護師などの専門職をはじめ、地元企業への雇用の確保に努め、定住・移住の促進を図ってまいります。

観光の振興につきましては、日本の渚百選、日本の夕陽百選に選定されております御輿来海岸を望む島山の干潟景勝地の展望広場の早期整備に向けて、駐車場の整備やアクセス道路の拡幅工事に着手してまいります。

また、ONE PIECE熊本復興プロジェクトによりジンベエ像が設置された住吉海岸公園の整備を行い、観光の拠点づくりを図ってまいります。

次に、5点目は、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」についてであります。

土地利用の促進、市街地の整備につきましては、地域経済の発展や定住・移住の促進に向けて、有効的な土地利用方法を調査・検討していくとともに、本市への定住・移住はもとより、西部地区への定住・移住に特化した新たな優遇制度を創設してまいります。

道路・交通網の整備につきましては、令和2年度から着手しております都市計画道路北段原線の未整備区間の整備を進めていくとともに、新たな都市計画マスタープランを策定し、未来に向けたまちづくりを推進してまいります。

また、新たに、地域活性化起業人を活用して、公共交通ネットワークの構築や利便性の向上に取り組んでまいります。

環境保全につきましては、市役所駐車場敷地内に常設の資源ごみ回収所を設置し、新たな分別方法の定着を図るとともに、新たな環境基本計画を策定し、更なる環境の保全に取り組んでまいります。

次に、住民協働・行財政運営についてであります。

まず、現在のホームページやInstagram等のSNSのほか、LINEアカウント連携システムサービスを利用して、市民への細やかな最新の情報提供や緊急連絡等の充実を図ってまいります。

また、庁舎内でコンビニと同様に住民票等の証明書を取得できるよう、マルチコピー機を導入し、行政手続のデジタル化及び簡素化に取り組んでまいります。

財政健全化につきましては、新庁舎の完成とともに、熊本地震関連で借り入れた地方債の償還が本格化し、令和18年度まで続いてまいります。現在の物価高騰、地域経済の状況を把握しながら、今後も行政運営の効率化・円滑化に取り組む必要があると考えております。

歳入面におきましては、企業誘致活動を通して、地域経済の活性化、税収等の確保に積極的に取り組む必要があると考えております。

また、今年度もふるさと宇土応援寄附金として全国の皆様から多くの寄附をいただいております。いただきました御厚意を無駄にすることなく、行政運営に活用させていただきたいと思っております。

最後に、地区のまちづくり計画についてであります。

本市の七つの地区は、地区ごとに歴史や文化などの地域資源、特性があり、抱えている課題も違います。令和6年度は、網田、網津、緑川の西部地区に特化した施策をはじめ、浜戸川運動広場周辺のかわまちづくりも地域との連携のもと、計画実現に向けて取組が進んでおります。引き続き、分野ごとの各種施策と併せまして、地区の特性を生かすためのまちづくりを展開してまいりたいと考えております。

以上、市政運営における基本的な考え方と主な施策について申し上げましたが、令和6年が大きく躍動する年となるよう、全力で取り組んでまいりますのでございます。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様には、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

それでは次に、提出しております議案の御説明を申し上げます。

今回は、議案書を二つに分けて提案させていただいております。

まず、議案その1は、予算関係16件、条例関係17件、その他2件の計35件及び報告が1件であります。

議案第3号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。これは、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第5号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号、宇土市防災会議条例の一部を改正する条例について。これは、防災会議の委員の定数を拡大し、男女共同参画の視点に立った災害対策等の推進を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除の規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第8号、宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について。これは、第9期介護保険事業計画期間の新たな介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号、宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号、宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例について。これは、宇土市養護老人ホーム芝光苑の土地を売却して、将来の施設の解体に備えて、その財源を確保するため、条例を制定するものであります。

議案第11号、宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号、宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について。これは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号、宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例について。これは、漁港漁場整備法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について。これは、企業優遇制度の適用範囲を拡大し、市の企業振興・企業誘致を促進させるため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号、宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例について。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号、宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について。これは、地方公営企業法に基づき、同法の適用を受ける規則を企業管理規程に改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号、宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。

これは、水道法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号、宇土市上下水道事業運営審議会条例について。これは、上下水道事業の適正かつ健全な運営を図ることを目的に、上下水道事業の運営等について調査・審議する機関を設けるため、条例を制定するものであります。

議案第19号、宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例について。これは、市内に居住する高校生以下の者が夜間照明設備を使用する際の使用料を見直し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第20号、宇土市道路線の廃止について。これは、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。補正額は1億2,958万9千円を減額するもので、補正後の総額は238億9,270万7千円です。

補正予算の主なものについて御説明申し上げます。

歳入につきましては、所要の特定財源の計上及び財政調整基金繰入金による予算の調製を行っております。

歳出につきましては、議会費では、議員経費の減額等を行っております。

総務費では、庁舎管理経費（新庁舎）の減額等を行っております。

民生費では、児童虐待防止対策等総合支援事業の計上等を行っております。

衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業の減額等を行っております。

農林水産業費では、担い手育成支援経費の減額等を行っております。

商工費では、干潟景勝地展望広場整備事業の減額等を行っております。

土木費では、辺地道路整備事業経費の減額等を行っております。

消防費では、消防団補償費等経費の減額等を行っております。

教育費では、教育委員会庁舎再活用事業の減額等を行っております。

災害復旧費では、震災対策事業（財政課分）の減額等を行っております。

公債費では、公債費元金の減額等を行っております。

そのほか、繰越明許費について、網田コミュニティセンター建設事業ほか18件の追加及び戸籍住民基本台帳一般経費ほか5件の変更を行っております。

地方債については、社会体育施設整備事業の追加及び網田レトロ館整備事業ほか28件の限度額の変更を行っております。

議案第23号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は1,843万円を減額するもので、補正後の総額は45億4,784万3千円です。こ

れは、国民健康保険診療報酬等返納金等の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第24号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は7,606万4千円を増額するもので、補正後の総額は40億2,116万1千円です。これは、介護保険基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第25号、令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。財源の組替えを行うもので、補正後の総額は4,707万9千円です。これは、漁業集落排水事業交付金の増額及び一般会計繰入金の減額を行っております。

議案第26号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。補正額は296万3千円を減額するもので、補正後の総額は5億5,244万4千円です。これは、繰越金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第27号、令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は110万1千円を減額するもので、補正後の総額は21万1千円です。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

議案第28号、令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。収益的支出における補正額は2,310万円を減額するもので、補正後の総額は6億7,088万4千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は50万円を減額するもので、補正後の総額は3億650万7千円です。これは、事業の実績見込みによる減額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第29号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出における補正額は20万1千円を増額するもので、補正後の総額は9億9,138万7千円です。これは、過年度収益修正損の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

資本的支出における補正額は1,135万7千円を減額するもので、補正後の総額は6億4,852万4千円です。これは、管渠布設費の工事請負費の増額及び事業の実績見込みによる減額を行っております。

そのほか、地方債の補正について、公共下水道事業債の限度額の変更を行っております。

議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算について。歳入歳出総額は227億4,000万円であります。前年度の当初予算と比較しますとプラス5.3%、金額にして11億5,000万円の増額予算となっております。

歳入につきましては、市税は41億5,822万8千円で前年度比プラス1.1%、金額にして4,636万4千円の増額となっております。地方交付税は47億4,400万円で前年

度比プラス11.4%、4億8,460万円の増額、国庫支出金は34億2,099万円で前年度比マイナス4.3%、1億5,456万5千円の減額、県支出金は18億6,225万9千円で前年度比プラス4.6%、8,234万円の増額となっております。また、地方債は24億1,160万円で前年度比プラス15.1%、3億1,580万円の増額となっております。

次に、歳出につきましては、目的別の総額、前年度比及び大きなポイントのみ説明させていただきます。

まず、議会費は、1億8,336万1千円で前年度比プラス3.2%、561万2千円の増額となっております。これは、国際交流事業経費（議会事務局分）の計上等によるものです。

総務費は、24億4,667万1千円で前年度比プラス11.8%、2億5,855万6千円の増額となっております。これは、網田コミュニティセンター建設事業、網田レトロ館整備事業の増額等によるものです。

民生費は、79億8,008万4千円で前年度比プラス6.5%、4億8,639万3千円の増額となっております。これは、子どものための教育・保育給付事業及び障害児施設給付サービス事業経費の増額等によるものです。

衛生費は、11億9,641万3千円で前年度比マイナス29.3%、4億9,657万円の減額となっております。これは、宇城クリーンセンターに係る宇城広域連合負担金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）の減額等によるものです。

農林水産業費は、20億275万円で前年度比プラス28.5%、4億4,404万3千円の増額となっております。これは、水産物供給機能保全事業の計上及び緊急浚渫推進事業（農業用ため池）の増額等によるものです。

商工費は、17億3,554万3千円で前年度比マイナス5.3%、9,622万円の減額となっております。これは、ふるさと宇土応援基金経費の減額等によるものです。

土木費は、18億8,219万6千円で前年度比プラス10.2%、1億7,435万5千円の増額となっております。これは、漁業集落排水施設整備事業経営支援補助金及び出資金の計上及び橋梁長寿命化事業経費の増額等によるものです。

消防費は、7億6,252万3千円で前年度比マイナス2.8%、2,174万4千円の減額となっております。これは、防災基盤整備事業、避難所強化事業の減額等によるものです。

教育費は、20億6,518万2千円で前年度比プラス27.9%、4億5,069万7千円の増額となっております。これは、学校給食調理経費の計上及び社会体育施設整備事業の増額等によるものです。

災害復旧費は、4千円で前年度比マイナス100%、961万2千円の減額となっております。これは、平成28年熊本地震に係る過年度災害復旧事業の減額によるものです。

以上で、一般会計の説明を終わりますが、議案第31号から議案第37号までの令和6年度特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計につきましては、配布しております予算書をもって説明に代えさせていただきます。

続いて、報告案件を申し上げます。

報告第1号、令和4年度宇土市財政の健全化判断比率（確定値）について。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度財政の健全化判断比率の確定値を、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

次に、議案その2は、財産の取得に関する議案1件であります。

議案第38号、財産の取得について。これは、予定価格2,000万円以上の財産の取得に関する契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、提出しております議案の概要であります。

どうか、十分に御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長の施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

-----○-----

### 日程第39 議員派遣の件について

○議長（藤井慶峰君） 日程第39、議員派遣の件についてを議題といたします。

配布しておりますとおり、議員派遣を要する件が1件あります。

なお、緊急を要する議員派遣及び期日、場所等に変更が生じた場合には、議長において決定し、次回に報告することにいたします。

これより、議員派遣の件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日29日木曜日、午前10時から、地域高規格道路促進等対策特別委員会になっておりますので、よろしくお願いいたします。

次の本会議は、3月4日月曜日に関き、代表質問及び質疑・一般質問を行います。

本日はこれをもって散会をいたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午前11時23分散会

第 2 号

3 月 4 日 (月)

## 令和6年3月宇土市議会定例会会議録 第2号

3月4日（月）午前10時00分開議

### 1. 議事日程

日程第1 陳情の取下げについて

日程第2 代表質問及び質疑・一般質問

#### 1. 宇土市政研「志」 野口修一議員

- 1 総論
- 2 震災復興分野の「“輝く” 未来～震災からの復興～」
- 3 教育・文化分野の「“輝く” 人～学びのふるさとづくり～」
- 4 保健・福祉・医療分野の「“輝く” 絆～安心のふるさとづくり～」
- 5 産業・経済分野の「“輝く” 産業～活力のふるさとづくり～」
- 6 生活環境・都市基盤分野の「“輝く” まち～安全のふるさとづくり～」
- 7 行財政運営
- 8 地区のまちづくり計画

#### 2. 中口俊宏議員

- 1 行政主導による土地開発について
- 2 くまもと子ども芸術祭の開催について
- 3 安全・安心なまちづくりについて

#### 3. 檜崎政治議員

- 1 高齢者支援対策
- 2 環境対策
- 3 台湾・台南市訪問

### 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 3. 出席議員（18人）

1番 土 黒 功 司 君	2番 杉 本 寛 君
3番 中 野 洋 一 君	4番 浦 本 晴 美 さん
5番 佐美三 洋 君	6番 小 崎 憲 一 君
7番 今 中 真之助 君	8番 西 田 和 徳 君

9番 園田 茂 君  
11番 柴田 正樹 君  
13番 野口 修一 君  
15番 藤井 慶峰 君  
17番 村田 宣雄 君

10番 宮原 雄一 君  
12番 檜崎 政治 君  
14番 中口 俊宏 君  
16番 山村 保夫 君  
18番 福田 慧一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松 茂樹 君	副市長	谷崎 淳一 君
教育長	太田 耕幸 君	総務部長	山口 裕一 君
企画財政部長	光井 正吾 君	市民環境部長	小山 郁郎 君
健康福祉部長	岡田 郁子 さん	経済部長	加藤 敬一郎 君
建設部長	草野 一人 君	教育部長	野口 泰正 君
秘書政策課長	渡邊 聡 君	総務課長	上木 淳司 君
危機管理課長	内田 雅之 君	企画課長	三浦 仁美 さん
まちづくり推進課長	中山 好美 さん	財政課長	北谷 太示 君
環境交通課長	松下 修也 君	福祉課長	深田 徹 君
高齢者支援課長	久多見 さとみ さん	商工観光課長	清塘 啓史 君
土木課長	坂田 治 君	都市整備課長	下田 竜一 君
学校教育課長	本堀 武史 君	生涯活動推進課長	西山 祐一 君
文化課長	淵上 真行 君		

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木 教明 君
議事係参事	村田 有美 さん	庶務係主事	中山 裕輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 陳情の取下げについて

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、陳情の取下げについてを議題といたします。

配布しております陳情第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請に関する陳情書」について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

陳情第1号については、会議規則第19条第1項の規定により、取下げ願いのとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の取下げ願いは、承認することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第2 代表質問及び質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、代表質問及び質疑・一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

宇土市政研「志」を代表しまして、13番、野口修一君

○13番（野口修一君） 皆さん、おはようございます。宇土市政研「志」の野口です。代表質問が唯一できる会派として、3月議会で質問をさせていただきありがとうございます。代表質問なので一問一答ではないですが、質問項目が多いので三つに分けて質問させていただきます。それでは、これから後は質問席より質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） まず最初に、日台交流でこれから何を指すかについてです。

宇土市の公的国際交流の道が開けてうれしく思います。私は、熊本県と韓国忠清南道との姉妹提携30周年、35周年、40周年の相互訪問活動に参加してきました。日韓は時々の政権変化で政治でぎくしゃくした時期もありましたが、常に民間を中心とする熊本県と忠清南道との地道な交流が、今光りつつあると思っています。その経験から、今年から始まる宇土市と台南市との日台交流ですが、東アジアの緊張する環境の中で、自治体間交流は、大きな意味を成すと考えています。私が関わった忠清南道との姉妹提携30周年、35周年、40周年の熊本訪問団の事業から、30周年では知事と議長以下7人の県議団が参加し、民間

人を合わせて40人ほど、ほかに熊本市の中学生サッカーチームと忠清南道の中学生サッカーチームの親善試合も開催されました。35周年では、地震後2年ということもあり、知事と議長のみで民間企業が多く参加をしていました。昨秋の40周年では、県から知事と議長、担当職員のみ、民間からは熊本日韓親善協会の方々と民間企業に加え、県内の温泉宿の女将さん5人グループ、鎮西高校のダンス部10人も同行し、50人ほどで訪問しました。私は熊本県内の男女共同参画社会づくり団体熊本県つばさの会のメンバーとして、もちろん自費で参加をしました。資料1は、私がまとめた韓国訪問のつばさの会の報告書です。つばさの会の代表が行けなかったため、私が公式レセプションに参加をさせていただき、知事同士の会話や各団体の挨拶、記念品の交換等の体験をさせていただきました。男女共同参画社会づくり団体ということで、交流会では忠清南道庁の唯一の女性部長のチュ・ヒャン広報官と臨席させていただき、忠清南道庁内の男女参画の内容を詳しく聞くことができました。ちなみに、つばさの会は民間の訪問団なので、初日の公式歓迎行事には参加しましたが、翌日から別行動でした。そんな民間交流団の経験から、民間を中心とする相互訪問の活動が両市の活性化に寄与すると考えています。

そこで、市長の進める台南市との日台交流における宇土市内及び宇城地域も加えた民間交流の今後について、市長の考えをお聞かせください。

次が、施政方針の震災復興分野の「“輝く”未来～震災からの復興～」の最初の質問は、防災士の役割と活用、市民の救急救命についてです。

防災士という資格というか活動が始まってまだ歴史はそれほど長くはないですが、頻発する自然災害と発災後の避難生活から、防災士の果たす役割が大きくなっています。昨年には、市長自ら防災士の講習を受講されました。それは、市内在住の防災士たちの望みでもあったのですが、市長自身も防災士の資格を得て、今後、市民生活の中でどう生かすのかアイデアが浮かんでおられるのと思うので、考えの一端を語ってほしいと思います。

また、防災士講習会の中で、必修科目になっているのが救急救命の講習です。私は、日赤病院で救急救命の講習とテストを受けました。その講習で、特にAEDの講習がとても大事と感じる体験でした。AEDを一般人が使用できるようになって20年が過ぎ、これまでに国内で7千人以上の方が助かり、2023年には690人がAEDによって救われていて、現在も市民生活に不可欠となっています。AEDを昼夜を問わず使用できる環境はもちろんですが、救急救命の講習を経験する防災士を増やすだけでなく、AEDが市内のどこに、どれくらいあるかも含め、一般市民に救急救命に関心を持ってもらいたいのです。

そこで、全国の先進自治体で始まっているAEDの昼夜を問わず使える環境づくりに加え、AEDを使える人材を増やすことについて考えをお聞かせください。

二つ目が、災害発災後の救助・命をつなぐ道路についてです。

能登半島地震では、土砂崩れや道路被害で車が通行できない光景をニュースで見て、宇土市の西部は半島地域なので、海岸沿いや山間部の道路は通行できないことを想定し、第2、第3の救助ルートが必要と考えます。私は熊本豪雨後に、球磨川沿いの芦北町の被災地へ泥出しに行った折に、高速道路の坂本パーキングエリアから作業道を通り、球磨川南岸の国道に下りました。これを参考に、地域高規格道路の網田の小池から赤瀬の間にパーキングエリアを設置して、海岸沿いの崖崩れや山側の土砂崩れが発生したとき、パーキングエリアから作業道を使い、救出したり、孤立した集落へ支援物資を届けることは有効と考えています。もう一つが、轟から旧三角町郡浦に通じる半島の尾根沿いの旧天草街道沿いの道は、海岸に災害が発生したときに有効に使えろと考えてきました。しかし、3年前、西山議員と網引から網田にかけて道路を実際を通り、確認したのですが、道路幅が狭く、曲がりくねった場所も多く、大型車の通行は難しいのが実感です。

そこで、現在工事中の轟のつつじヶ丘から網津へ通じる南部農免道路を防災道路とも兼ねて見直し、網田防災センターまで延長すれば、国道や自動車専用道路が使えない事態になっても、支援物資が届けられると考えています。能登半島に似た宇土半島の地形から、人命救助と災害後の命をつなぐ道路について考えをお聞かせください。

3番目が、市街地南部エリアのまちづくりについてです。

これまで市街地南部地域の関する質問は、八代港から北へ延びる湾岸道路が松橋までの計画をさらに延長して、轟の山を越え国道501号につなぐ提案や、ウキウキロードと鹿児島本線が交差する跨線橋下に新駅をつくる案など、いろいろ提案してきました。地域にはいろいろな土地規制、遊水池の規制がありますが、調査不足と言われるかもしれませんが、語らないと何も始まらないとやってきました。人は利便性のいいところに集まる。松橋駅から宇土駅間は、まだまだ住宅の集積が可能と考えています。私の浅い知恵の発想ではなく、地域全体を分かっておられる市長なら、市街地南部エリアを発展させるにはどうしたらよいか、考えをお聞かせください。

ここまでの質問について、市長、お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 宇土市政研「志」、野口議員の代表質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問でございますが、日台交流でこれから何を指すかについてでございます。

県内では、TSMCの進出によりまして、台湾との経済や観光分野での交流が非常に加速をしております。

そのような中、本市では、本市にルーツを持つ湯徳章氏を縁とした台南市との交流を進めてまいりたいと考えております。

湯徳章氏は、宇土市出身の父と台南市出身の母の間に生まれ、台湾で起きた二・二八事件において、特に台南市において多くの台湾人の命を救ったことから、「台湾の英雄」ですとか「台南の英雄」と称されております。

私は、今後、台南市との交流を進める上で、まずは、本市の多くの子どもたちに、是非、本市にルーツを持つ、このようなすばらしい人物がいたことを知ってもらいたいと思いますし、学んでほしいと考えております。

それによりまして、本市と台南市の子どもたちが、湯徳章氏を架け橋とした教育や文化、更にはスポーツ分野での交流関係を築き、互いの文化や言語に触れながら、理解し合い、国際交流を深めることができるような支援や施策を推進してまいりたいと考えております。

また、本市をはじめ、宇城市や美里町などの近隣自治体には、それぞれ魅力ある特産品や観光資源が数多くございます。この2市1町を一つの観光・経済圏域として捉え、互いに連携し、その特性を生かした魅力ある体験プログラムや物産展、イベントを企画して、一体となって台湾へアピールすることで、インバウンド客や企業を呼び込み、異文化交流や異業種交流につなげてまいりたいと考えております。今回の訪台には、振興局からも同行いただくようになっております。そういったことで、官民連携した交流の輪が広がり、国際交流の更なる促進も期待できると思います。

また、これらの施策を通じて、国際交流の促進だけにとどまらず、地域経済や観光分野の発展にも貢献することができると考えております。

次の質問でございます。防災士の役割と活用、市民の救急救命についてでございます。

まず、防災士の役割と活用につきましては、令和元年9月市議会定例会の野口議員の一般質問でもお答えしておりますとおり、熊本地震という大震災を経験した本市としては、自助・共助を推進していくことが非常に重要であり、その自助・共助を推進するに当たっては、市民の防災意識の向上が不可欠であると考えております。

そのためには、各地区の自主防災組織などの中で、中心的な役割を担っていただきたい消防団員の防災士資格取得、これは以前からやっておりますが、これだけにとどまらず、一般市民の方、また学生の方等、1人でも多くの方が防災士の資格を取得することにより、防災に興味を持っていただき、防災意識の高い人を増やすことが重要だと考えております。防災に精通した防災士が増えることにより、地域住民の防災意識の向上が図られ、また発災時には、その方々が様々な場面で活躍していただけるものと思います。この考えは今でも変わっておりません。

そこで、多くの一般市民の方々の防災士の資格取得につながるような環境づくりの一つとして、県の育成事業を活用しながら、防災士の養成を図っているところでございます。現状では、令和6年度の当初予算にその必要経費を予算計上し、本定例会に上程させていただい

ております。

なお、日本防災士機構に確認したところ、本年2月1日現在で、120人の宇土市民が防災士の資格を取得されているとのことでした。個人情報がありますので、誰がというところまでは分かりません。私もそのうちの1人として現在、宇土市・防災士の会に加入をさせていただいております。仲間の皆様と共に学びながら、いろいろな取組に参加させていただく予定です。防災士の会では、これから具体的な動きが出てくると思いますので、野口議員にも、是非よろしくお願いを申し上げます。

本市としましても、今後とも先進的な取組を実施されている自治体等を参考にして、市民の災害時の自助・共助に対する意識改革につながるような啓発を推進していきたいと考えております。

次に、これに関連した市民の救急救命についてお答えをいたします。

宇城広域連合消防本部の統計によりますと、昨年1年間における本市の急病人の通報件数は1,535件ありまして、そのうちの86件が心肺停止の状態であったということです。この方々の命を救うため、救急隊の到着前に市民によるAEDの処置があれば、命が助かった方もおられたかもしれません。

そこでまず、本市のAEDの設置状況について御説明をいたします。

AEDが設置してある公共施設につきましては、教育委員会所管の施設も含めまして、本年2月1日から始動している公開型GISによって、一般市民の方がインターネット上で確認できるようになっております。このシステムを利用して最寄りのAEDの設置場所を御確認していただけるよう、今後、市民への情報提供に努めてまいります。

また現在、市内の公共施設42か所にAEDが設置してありますが、このうち24時間AEDが使用可能な公共施設は、市役所本庁舎の1か所となっており、屋外用のAEDの設置はない状況にあります。夜間、休日、職員不在時に使えるAEDの必要性は十分認識しておりますが、今後も、AEDの管理方法等や市民がAEDを使用しやすい環境づくりについて、研究してまいりたいと考えております。なお現在、市の総合防災訓練や本庁舎火災訓練時において、市民や市職員を対象としたAEDの使用も含めた心肺蘇生法訓練を実施しているところでございます。

次に、AEDを使用して適切な処置が取れるような人材をどうやって増やしていくかについてでございますが、前段でお話ししましたAEDの設置場所を知ることは、もちろん大切なことです。しかしながら、急病人が心肺停止の場合、救急隊到着までの間に居合わせた人がすべきことは、急病人の脳に酸素を供給することでございます。そのために行う胸骨圧迫動作の継続こそが一番重要であり、その補助器具としてAEDがあるということを、私自身が防災士の講習で学んだところでございます。AEDがあれば助かるだけではなくて、それ

に伴う動作が必要であるということ、是非多くの方に正しく伝えていきたい。それが私も含めた防災士の役割の一つでもあると考えております。

今後も、一般市民の方が救急救命に関心をもってもらうために、その重要性についての周知に努め、1人でも多くの市民の貴い命が救えるような環境づくりを進めてまいります。

続きまして、災害発災後の救助・命をつなぐ道路についてお答えをいたします。

元日に発生しました能登半島地震においては、損壊や土砂崩れ等により、主要幹線道路を含む多くの道路が使用不能となり、発災直後の被災者の救助や、その後の支援物資の運搬等が思うように進まなかったと報道されております。

私も熊本地震を経験した者として、改めて災害時における道路の重要性を再認識したところでございます。

現在、整備が進んでおります熊本天草幹線道路は、熊本市を起点に宇土市、宇城市、上天草市を經由し、天草市に至る延長約70キロメートルの自動車専用道路でございます。この道路が完成しますと、災害により主要道路が寸断されるなどの壊滅的な被害を受けた場合に、救援・物資輸送の代替路機能が確保されるため、命をつなぐ道路として熊本天草幹線道路の必要性、重要性はますます高まっているところと考えております。

現在、パーキングエリアの設置等について国土交通省と具体的な協議は行っておりません。この熊本天草幹線道路に関しましては、先ほど小池から赤瀬間というお話がありましたが、現在の予定では浦小松から上網田まで行って、それから山の中をトンネルで三角方面に抜けるような計画となっておりますので、この間にパーキングエリアがつくれるのかどうかというのは、少し疑問があります。

とはいえ、災害発生時に熊本天草幹線道路が十分に活用できるよう、今後も、市議会地域高規格道路促進等対策特別委員会の御意見もいただき、様々な観点から国土交通省と協議を行ってまいりたいと思います。

南部農免道路終点部から網田コミュニティセンターまでの延伸につきましては、多額の予算と膨大な時間を要しますことから、まずは、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通に向け、議会の皆様のお力添えをいただきながら、要望活動等に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、市街地南部エリアのまちづくりについてお答えをいたします。

まず、市街地南部エリアについてですが、花園地区の松山町、轟地区の伊無田町、栗崎町の区域を想定してお答えをさせていただきます。

このエリアは、農地が広がり、県道川尻・宇土線や市道ウキウキロード打越・岩熊線が通っていることなどから、立地的にも住居地とした場合、適した場所であると思っております。

しかし、議員御承知のとおり、このエリアは、農地を保全するための農振農用地区域に指

定されており、また、この地域は農家にとっても優良な農地が広がっている一帯でございます。そのようなこともあって、これまで宅地開発などが進んでこなかった、また検討もされてこなかったものだと思っております。

このエリアの発展のためには、この農振農用地区域を除外する必要がありますが、近年、本市もそうですが全国的に人口減少が進んでおり、国の都市政策として郊外部の開発を抑制し、市街地のコンパクト化の方針が示されており、具体的な開発計画等がないと、農振農用地区域を除外し、土地開発を進めることは難しい状況となっております。

このような中でも、本市の将来を見据えたまちづくりを進めていく上では、地域活性化に向けた企業の誘致や定住・移住に向けた宅地の確保など、都市化の取組も重要であると考えております。

そのため、市としましては、企業や住宅を建てられる方々から選ばれる魅力ある土地開発を積極的に進めていくため、現在、行政主導による土地開発の計画や検討等を行い、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

今回の行政主導の土地開発の検討箇所には、このエリアは入っておりませんが、本市としましては、都市と自然が共生する住みたい、住み続けたいふるさとづくりを目標として、引き続き、計画的な土地利用及び市街地の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） では、引き続き質問させていただきます。

施政方針の教育・文化分野の「“輝く”人～学びのふるさとづくり～」について、まず、学びのふるさとづくりについてお尋ねというか、この言葉の意味が持っていることの確認というか、そういうことについて聞きたい考えがありまして、この学びのふるさとづくりに込めた思いと実施しようと考えておられる将来計画について、後の質問にも関連するので、現在思いつく、学びのふるさとづくりについて語っていただければありがたいです。

二つ目が、西部地域の特性を生かした教育について。

昨年9月議会で、網田小・中学校で取り組む新たな地域特性を生かした教育プランを語っていただき、大いに賛同し、網田小学校、中学校で学んでみたい学校活性化プロジェクトだと思いました。その準備が今進んでいるとお聞きしています。2月初めに、NHKの不登校の番組で、山形県天童市中部小学校の学校改革の話題が取り上げられました。番組の締め言葉がちょっと気になる場所もあるのですけれども、「一斉授業8割、子どもが自由に創造できる授業が2割になって、不登校がゼロになりました。」との報告がありました。しかし、試行錯誤する若い教師たちの苦労もあり、まだ途上の印象に感じています。重要なのは、やはり教育の中身と思っております。質問はこれからなのですが、西部地域というと網津、網

田になりますが、教育に関して走潟も含めた西側の小規模校と読み替えて質問したいと思います。網田小・中、網津小、緑川小、住吉中、さらに走潟小の小規模校は、少子化で以前の学校風景から様変わりしました。市長の施政方針には、今年度の政策と思いますが、これは将来を見据えた今年1年間の事業と思っています。まだ網田小・中学校の内容も詳しくできていない時期と思いますが、市民は、網田の次にどこに力を入れるのか気がかりなものです。これは一番最後の7地区のビジョンの質問とも関連するので、特性を生かした網津、緑川、走潟の教育について、考えられるもので結構ですからお聞かせください。

三つ目は、教育支援センターと不登校支援の強化について。

我が家の子どもたちが通った無認可保育所には、県下各地からいろんな家族が集まっていました。そのことから卒園後の育ち方も多様で、その中で仲の良かった両親医師の4人兄弟がいました。父親は、京都市の有名な医院の跡継ぎでしたが、熊本大学病院で長く働き、4人が卒園する前年に京都に引っ越しました。ところが京都の公立学校が合わず、4人共に不登校になり、ホームスクールで18歳まで過ごし、最後は4人とも大学検定を受け、望む分野へ進学しました。その兄弟の育ちを聞く中で、学校へ通うことばかりが学びの場ではないと思ってきました。最近増え続ける不登校生を通学が正しいという視点から見たら、数は減ることはないと思っています。これまで不登校の対応、保健室登校も含め、学校を中心に様々な支援がなされてきました。そこで、市長の考えておられる不登校生の現状認識と、校内に支援センターを置く意味と役割について、また子ども支援の強化の内容について考えをお聞かせください。

次は、サードプレイスと自己肯定教育についてです。

前の質問とも関連するのですが、2月14日の熊日新聞に掲載された資料2です。「自主性を伸ばす教育、重要に」の世界の学びの場に関心を持ちました。記事の日本の18歳の意識に関しては、以前に紹介した東京の麴町中学校改革を实践された工藤勇一校長が語った、日本の18歳の意識と同じです。御存じかと思いますが、学校以外の居場所であるフリースクールに関して、先進的な取組をしたのは韓国です。何かのスポーツ大会前の激励とも思わせる韓国の入学試験映像が記憶にある方も多いと思います。その受験競争への疑問から、不登校の子どもが1990年以降増え続け、韓国のフリースクールである代案学校に通う子どもたちが増えていきました。1990年代の金泳三大統領が、教育改革に取り組む中で、フリースクールに対する運営費の支援を始めました。そのきっかけとなったのが、成績を苦しめて中学3年の女子学生が自殺した事件でした。勉強や成績を気にする学校が嫌なのに、ほかの選択肢、価値観がないのが問題となっていました。不登校の子どもたちの居場所が代案学校というフリースクールでした。そこを公的に認め、支援を始めたのです。しかし、韓国政府が認定している代案学校が実は全体の数パーセントしかないことから、子どものニーズ

と代案学校の教育内容のずれも問題と考えています。これは昨日知ったことですが、昨日と一昨日実施した宇土半島一周のロングフットパスで泊まった三角町郡浦のゲストハウスサイハテの女将が、「韓国のフリースクールの高校生が、自給自足の生きる力を学ぶために来ている。サイハテは韓国のフリースクールでは、ちょっと知られた存在になっている。」と話していました。日本のフリースクールもですが、韓国の代案学校もいろいろまだ模索していることが分かります。要するに、公的學校も私立學校もフリースクールも、受験に必要な成績で評価するのではなく、個性を伸ばし、自己肯定感を育成し、生きる力を付けることが重要となってきました。そんな韓国や日本の状況から、今後子どもたちの育ちに必要な場所として重要と考えているのがサードプレイスです。一般的なイメージの自由な居場所にするのではなく、フランスで行われているサードプレイスの取組は、不登校の子どもに寄り添い、自らを肯定し、自信をつけられるような指導員、国家資格のエducatorを配置して公立学校とも連携し、指導員が家庭内の育ちも支援する取組が30年前から行われています。多様化する社会の中で、子どもたちの育ちの場としてのサードプレイスの運営内容と自己肯定の教育について、市長の考えをお聞かせください。

五つ目が、市民グラウンドと旧田中会館、調整池の活用についてです。

確認の意味で、市民グラウンド、旧田中会館、調整池等をグーグルアースの航空写真と簡単なCGの鳥瞰図、資料3を見ていただければ、樹木で覆われた場所も多く、市街地にとっても有益なエリアと思います。臨時議会の説明から話は広がるのですが、旧田中会館跡地利用と調整池のウォーキングコース整備だけではなく、運動公園グラウンド周辺を市民の憩いの広場に考えること。また、現在のグラウンド周りのウォーキングコースは、線路側の桜のあるグラウンドの応援場所が高く盛り上がり、グラウンドからすると防犯上の死角、見えない場所になっています。写真の資料4から見てもらうと、夜でも安心して活動できるように、市民グラウンドの応援場所を撤去し、死角部分を解消し、トイレ側まで平らにして400メートルのゴムチップのタータントラックに変え、芝を前面に張って公園的に使うと、日頃は家族連れの遊び場、時にはプロサッカーチームの練習場としても使えるように改修する。加えてJRの線路側に南北に長くスケートボードの練習場をつくり、明るい照明を付けると防犯対策にもなると考えます。話が細かい計画になったのですが、この発想元は、宇土市街地の地層は柔らかく、地下水が豊富なのに加えて地盤も深い、新たな施設をつくるには基盤整備に多額の費用が必要なので、40年、50年経過し、踏み固められた土地の既存施設を改良して防災機能も含め、多目的に使う考えからです。臨時議会で言ったように、今の市民グラウンドには300メートルのそれも砂のトラックしかなく、現在の陸上競技に不十分で大会も開催できない。旧田中会館跡地利用と調整池のウォーキングコース整備だけではなく、将来の運動公園の使い道も含め、周辺整備について考えをお聞かせください。

前の質問でもお話した、ウキウキロードと鹿児島本線が交差する跨線橋下に駅をつくる提案は、もし駅ができれば旧田中会館まで300メートル、運動公園まで400メートルしかありません。現在は遊水池という土地規制もありますが、何事も諦めたらできないので、今後も粘り強く要望していきます。

これまでの質問についてお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） まず、学びのふるさとづくりについてお答えさせていただきます。

学びのふるさとづくりは、第6次宇土市総合計画の将来像「復興から発展へ 未来へ“輝くふるさと”宇土」を実現するため、震災復興と四つの“輝くふるさと”づくりの柱の一つとして施策の目標を定めたものでございます。

この学びのふるさとづくりは、熊本地震により本市が大きな被害を受けたことを教訓に、この経験を未来の世代につなぐとともに、子どもたちをはじめ、全ての市民が生涯にわたって郷土を愛し、夢と希望を持ちながら市民一人一人が様々な学びを通じて成長し、未来を担う人づくりができるようにという思いを込めて定めたものでございます。

これまでの具体的な取組としまして主なもの申し上げますと、学校教育では、学びの質を高めるため、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備し、ICT教育の充実を図ったほか、ALT派遣による外国語教育や人権教育の推進などに取り組んでまいりました。また、学級支援員の増員やスクールソーシャルワーカーの配置など、多様化する学びを支える体制づくりも行ったところでございます。

次に、生涯学習としましては、生涯にわたる学びとして、語学や教養、趣味など豊かな心の育成を中心とした生涯学習講座の充実をはじめ、人材バンクを活用した伝統文化の学習や世代間交流を推進したほか、人権教育の充実や学校を核とする地域づくりを目指した地域学校協働活動の推進にも努めてまいりました。

また、地域スポーツにおいては、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいったところでございます。

次に、地域の歴史学習としましては、小学校の総合的な学習の時間における歴史学習や歴史関係の講座などを通じて、郷土を愛する心を育むための学習機会の提供を行いました。

また、文化・芸術活動につきましては、各種文化芸術団体などと連携した取組を通じて、市民が優れた文化芸術に触れる機会を提供したところでございます。

そのような中、今後の学びのふるさとづくりをさらに推進するための取組としましては、具体的なものは教育委員会で実施するため、私からは大まかな考えについて申し上げますと、まず、子どもたちに対しては、将来社会で活躍できる生きる力や豊かな心、健やかな体の育成が図れるような教育環境の充実や、学びの場の提供を図ることが重要であると考えており

ます。

昨今ではICTなどの技術革新に伴い、教育現場での授業も大きく変化しております。今後もこのような時代の変化に乗り遅れることなく、子ども一人一人の可能性を最大限発揮できるような教育を展開する必要があると考えております。

また、人生100年時代を迎える中、学び直しなど生涯学び、活躍できる環境の整備も重要であります。

自ら有する知識や経験を社会に還元するなど、他者との学び合い・教え合いにより、人と人がつながり合うことが、地域コミュニティを支える基盤となることから、市民の多様化・高度化するニーズに対応したスポーツや文化活動を含めた生涯学習の機会の提供がますます重要であり、今後、それらの充実を図ることが必要ではないかと考えております。

本市としましては、引き続き教育委員会と連携し、子どもから大人まで生涯を通じて学び、誰もが豊かな心を育むことができるような、学びのふるさとづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、走潟小学校を含む西部地区の特性を生かした教育についてお答えします。

本年度、市内の全ての小中学校で学校運営協議会が設置され、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の推進が図られており、小中学校において地域の特性を生かした特色ある教育がなされております。

そのような中、本市においては、令和6年度から網田小・中学校に対し、網田の特色を生かした教育プログラムを導入する予定としております。これを実施するためには地域の力が欠かせないということも申し添えておきます。現段階では、網田小・中学校を除く、走潟を含めた小規模小学校に対して、それぞれ地域の特性に応じた教育プログラムの導入は計画していない状況でございます。

しかしながら、まずは特に地域の力が非常に強い網田地区で先行的に特色ある教育プログラムを実践し、そこで一定の成果が得られれば、他の小規模小学校にも波及させたいと考えているところでございます。

また、小規模小学校に限らず、学校が果たす役割について、私の考えを申し上げますと、学校は地域づくりの核であり、学校教育を通じて地域のコミュニティ意識を高めるとともに、学校を交流の場として保護者や地域住民間のネットワークの形成をもたらし、相互の信頼関係も強まるものと考えております。

また、学校活動が契機となり、学校と信頼を強くした地域住民との結び付きが、地域の活性化や地域の安全、まちづくりの発展に大きく寄与することができるものと考えております。

さらに、学校は地域から支援を受けるだけでなく、地域づくりに貢献することも大切であり、学校をより良くすることを目的とした地域との連携により、地域の活力が高まること

で目指すべき学校教育の実現が図られるという好循環、相互関係が生まれてくるものと考えております。

このようなことから、小規模小学校に限らず、引き続き地域と学校が、お互いに支え合い、高め合えるような仕組みづくりを推進するとともに、今後、各学校で取り組んでおります特性に応じた教育の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、教育支援センターと不登校支援の強化についてお答えいたします。

まず、不登校の現状としましては、近年、全国的に様々な要因により不登校の児童生徒が急増しております。本市においても同様の傾向にあります。

学校においては、精一杯の愛情と責任感で不登校の対応を行っているところであり、学校に來れない児童生徒に対しては、ほっとスペースを紹介し、学校には來れるが教室に入れない児童生徒には、保健室や図書室など各学校で居場所づくりを行い、居場所を確保できるように促してきたところです。

次に、校内教育支援センターの設置の意味といたしましては、先ほど申し上げました保健室や図書室といった別室での対応に関して、教室以外の別の居場所を必要とする児童生徒が増加をし、その要因も多様化していることから、現状の対応では難しくなってきたところです。そこで、学校には來れるが教室に入れない児童生徒を対象に、令和6年4月から宇土小学校及び花園小学校に、校内教育支援センターを設置することとしております。図書室や保健室に行く子どもも多いのですが、その子どもが多すぎて対応がなかなかできないということで御理解ください。

次に、校内教育支援センターの役割としましては、同センターを利用している児童が、ここで活動することで元気を蓄え、その日の体調や学習内容等によって少しでも教室で過ごしたり、級友と交流ができたりする機会が増え、学習の機会の確保をすることができるようになることを期待しているところでございます。

次に、不登校児童生徒に対する支援の強化としましては、本市では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理の専門家や福祉の関係機関との連携を図り、対象となる児童生徒を支援する取組も併せて行っております。

さらに、昨年度、不登校児童生徒への支援の在り方を整理し、不登校児童生徒への考え方や評価・出席扱いについての方針も定めたところでございます。

この方針に基づきまして、今後ますます多様化する学び方に適応できるように、ICTによる支援をはじめ、フリースクールやインターナショナルスクールなどの民間の教育機関との連携のほか、ほっとスペースを中心とし、校内教育支援センターや新たに旧田中会館跡地に整備予定の教育支援センターとも連携するなど、不登校児童生徒の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、サードプレイスと自己肯定教育についてでございます。

近年、家庭が抱える問題が複雑化し、地域のつながりが希薄になる中、子どもを取り巻く社会問題はより深刻になってきております。これらも影響しまして、虐待やネグレクト、経済的格差やいじめ、不登校など様々な問題を抱えた子どもたちは、学校にも、家にも居場所がなく孤立してしまうといったケースも見受けられます。

多感な時期の子どもたちにとって、この時期をどう過ごすかは、その子の人生においてとても重要であり、学校でも家庭でもない、自分らしさを受け入れてくれる場所の存在はとても大切だと思います。

そのため、本市におきましては、生きづらさを感じている子どもたちも含め、安心して過ごすことのできる第三の居場所、サードプレイスの設置に向けて準備を進めているところでございます。

現在、計画しております旧田中会館跡地を活用した多目的交流施設、これは図書機能とサードプレイスというような言い方をしておりますが、こちらに関しては、気軽に立ち寄り自由に過ごせる居場所にとどまらず、他の利用者とコミュニケーションを取ることができる居場所を想定しております。多様な価値観・背景を持つ子どもたちや異世代とお互いの立場を気にすることなく、気楽に交流できる居場所であり、ここで過ごすことにより新しい価値観や学びが得られ、それが成長につながると思っております。

また、敷地内に追加設置する教育支援センター、いわゆるほっとスペースでございますが、こちらのほうが先ほど議員から御紹介があったフランスのサードプレイスに近いと思っておりますが、そこでは、専門指導員を配置し、様々な課題を抱えた子どもたちに対して、生活能力や学習能力及び体験活動など、幅広く子どもの個性に応じた支援プログラムを作成し、子どもの自主性を尊重した教育を目指したいと考えております。

体験活動においては、自然体験、農業体験、スポーツ体験など様々な体験活動を実施することにより、自己肯定感も得られるのではないかなと考えております。

さらに、地域とのつながりも大切にし、地域の方々と関わることで、郷土愛を育み、生き抜く力を身につけ、成長してもらいたいと考えています。

今後は、サードプレイスを訪れ、学び、多様な価値観に触れることで、家庭や学校の大切さにも気づくことができる居場所づくりに向けて準備を進めてまいります。

次に、旧田中会館、調整池の活用についてお答えをいたします。

初めに、現在の運動公園の状況を述べますと、運動公園の外側には、ラバー張りの600メートルのウォーキングコースを設置しており、多くの市民の皆様にご利用いただいております。ところが、樹木の根が張り、ラバー部分がでこぼことなっている箇所があり、そのため令和6年度で部分的な改修を予定しております。また、この場所はウォーキングされる方

と接触の危険性があるため、ランニングやジョギングを禁止しております。そのため、旧田中会館跡地を活用した多目的交流施設の整備事業と併せ、隣接する場所に調整池周辺の木々を生かしたジョギングコースを夜間でも利用できるよう再整備し、健康増進を目的に誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、運動公園周辺は、慢性的な駐車場不足が以前からの懸案事項でございましたが、今回の施設整備事業により約200台の収容が可能となり、様々なスポーツ大会やイベントを誘致することができます。

これからのスポーツ施設は、単にスポーツに親しむだけでなく、多様な世代が交流し、地域ににぎわいを呼び込む場所となることが必要と考えています。このため、今回の事業計画と合わせて、周辺一帯をスポーツや文化を融合した憩いの場にしたいと考えております。

先ほど具体的な御提案もいただいたところでございますけれども、今後は、幅広い世代が集う交流拠点として地域活性化の起爆剤となるよう、専門家の御意見や市議会議員の皆様、また市民の皆様の声をいただきながら事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 引き続き質問させていただきます。

保健・福祉・医療分野の「“輝く”絆～安心のふるさとづくり」について質問します。障がい者の日常生活、社会生活の支援についてです。

施政方針の障がい者福祉に関して、「宇城圏域の市、町と連携し、児童発達支援センターの設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置を行い、地域の支援体制の構築に取り組みます。」とあります。子どもの障がい児の支援はどんどん増えているように思いますが、成人の障がい者に関しては支援状況が見えない部分があります。私が関心を持ってきたのは、生活者としての障がい者の住居、社会生活についてです。コロナ禍もあり5年ぶりぐらいに、先月、大人の発達障がい者の当事者の会に参加させていただきました。グループ分けしていろんな話を聞きました。職場でのいじめ、パワハラはもちろんのこと、人間関係をつくる難しさの話が出ていました。1人は、小学4年生から不登校になり、そのままひきこもりになった51歳の男性が初めて参加されていました。途中で障害者手帳を取得して生活の支援はありましたが、人とのコミュニケーションができず、ひきこもりが続いたそうです。当事者の会に参加したきっかけは、「両親が高齢化して、何かしなければと思ったため。」と話していました。18歳までは手厚い支援とサポートがあります。課題は大人の障がい者です。両親が支えてくれている間はよいですが、いずれは1人になっての住居と仕事の問題です。市内に事業所がありグループホームもありますが、十分と言えないのが現状です。

そこで、市長にお聞きしたいのが、宇城圏域の市、町と連携し、地域の支援体制を構築す

るのは児童に関してと理解しましたが、大人の障がい者に対して宇城圏域で行う支援と市独自で行う支援に関して、どんなことを実施するのか考えをお聞かせください。

次は、産業・経済分野の「“輝く”産業～活力のふるさとづくり～」で、最初が、創業・開業支援補助金と企業立地特別奨励金について。

事業を起こす起業は、何の分野も大変な労力と努力が必要となります。私も建築事務所を細々と34年やってきましたが、何度も危機があり大変でしたが、大きなチャンスもありましたので、どうにか今まで生き延びたと思います。起業よりも事業を継続するのが難しいのが実感です。創業・開業支援補助金と企業立地特別奨励金はどんな内容かと支援体制かを知るのももちろんですが、企業は生業を持ちこたえる意味の事業が大事で、企業に期待するのは、成功しても宇土市を拠点に事業展開してもらい、納税もですが、一番は雇用です。そのためにも、今後市として企業を起こす支援だけではなく、企業を持ちこたえる支援など、どんなことを考えておられるかお聞かせください。

次に、奨学金返済支援補助金と雇用者の確保、定住・移住者について。

市内事業所で仕事をする若者を支援する奨学金返済支援補助金の理念は、就職した後の支援と思います。ここ5年ほど他市の就学支援を調べる中で、秋田県仙北市に視察研修したとき、地元に戻ってきて就職したら返済免除の奨学金があったり、中でも一番すごいと思ったのが、鹿児島県の長島町に視察に行き知った通り奨学金、この「ぶり」は魚のブリですけども、最大の産業の漁業で大規模に実施されているブリ養殖で儲かった益金の一部を使い、10年以内に地元に戻ってきたら奨学金の返済を補てんする仕組みです。これは早く帰るほど返済が少ない仕組みになっていました。進学をするときに問題となるのが学費です。ぶり奨学金を簡単に説明すると、大学卒業後、すぐ戻ってきたら返済なし、10年以内に戻ってきたらその翌年から10年かけて補てんされる仕組みです。低所得の家庭には良い仕組みと思います。現在の宇土市では、特に保育士不足が顕著です。千葉県流山市は「母になるなら、流山市。」をキャッチフレーズに、保育士不足解消のため、市独自で5万円の手当と6万7千円の家賃補助を出し、保育士不足解消と待機児童ゼロを実現しています。宇土市も保育士に特化して、奨学金の返済支援などに取り組む考えはあるかについてお聞きします。

次は、御輿来海岸の道路整備と収益確保の地域活性化について。

今年の絶景日には、多くのカメラマンと観光客が御輿来海岸の展望所に集まりました。その数は300人を超えました。早い人は場所確保に、朝7時には展望台駐車場にきています。そこで、絶景シーズンの好天日に展望広場で移動販売とか、もちろん許可制ですが、地域にお金が落ちる仕組みが必要だと思います。今度の道路と駐車場整備で見学者の駐車場だけでなく、キッチンカーや露店販売の場所を確保するような地域活性化の考えについてお尋ねをします。

三つ目が、生活環境・都市基盤分野の「“輝く”まち～安全のふるさとづくり～」、有効な土地利用方法の調査・検討における経済活動や住宅開発以外の発想の土地利用について。

新たな土地開発の計画が進んでいると聞きます。とても良い動きだし、都市の発展に必要な取組だと思っています。私は建築の学びの中で、生涯に直結する土地開発と住宅開発だけが、都市を発展させてきたとは思いません。先ほどの市街地南部プラン中で、拡大することではなくて、内部の都市の再開発も含め歴史や文化、祭りも重要な取組で、私自身、旧矢部町の市街地の町並み修景や旧蘇陽町の商店街の町並み形成に関わった経験から、古い町並みを改修し、新たなにぎわい創出も可能と考えています。今期の元松市長の重要な取組である有効な土地利用方法の調査・検討で、何を重視して実施されたか、その結果を基にしたの推進内容を確認したいこと、加えて旧市街を文化や歴史をテーマにした再開発、バス路線を変えることで可能になる道路や町並みの変更で人を市街地へ誘導する取組とか、全国には多様な活性化の取組があります。経済効果や住宅開発以外の有効な土地利用方法の調査・検討について関心があるか。もしあるなら、そのアイデアの一端をお聞かせください。

次に、行財政運営について、財政健全化での民間委託と行政のスリム化について。

熊本地震関連で借り受けた地方債の償還が本格化し、令和18年度まで続くとあります。その中で、人手不足から職員増員を議会でも要望してきましたが、果たしてそれが後々正しかったかは、30年後、50年後に検証されるものだと思います。小泉総理時代、スリムな地方行政の取組が進められ、その評価をする行政改革担当の部署までありました。あれから20年、最近では地方分権や道州制の話も消えた感があります。私は47歳から11年間、熊本大学の学際科で実践のまちづくり講座の非常勤講師をしました。そのまちづくりの参考にしたのは、地方都市の先進的な行革の取組でした。その中で一番印象に残っているのは、埼玉県志木市とアメリカのジョージア州サンディ Springs市です。二つは別のやり方で、自治体の超スリム化に取り組みました。行革の内容を話すと長くなるのでやめますが、宇土市は、前市政で取り組まれた小泉総理時代の流れでもあった行政のスリム化、民間委託を進められました。その民間委託の一つ、宇土市民会館のNPO法人設立と運営の初期に深く関わったのが私自身でした。小泉総理時代に熱心に取り組まれた行政のスリム化は、最近の自然災害の多発で政府も含め、公的仕事が肥大化しています。それが良いとか悪いとかではなくて、常に行財政の検証が必要だと思います。地震後の復旧・復興も増えた事業から職員不足の状況はあります。しかし、長く続く事業やサービス、補助金の中には、経年劣化という表現は悪いですが、小泉改革時代の考えに照らすと、これは行政がやるべきことかというのがあると思います。また、行政の仕事は市民の要望に応えることが必要で、常に増える傾向です。まだ震災復興途上ではありますが、令和8年で地震から10年になります。それを前に、行財政改革の視点で行政のスリム化の検証が必要です。

そこで、今後の民間委託の方針と民間委託が可能な事業について考えをお聞きします。  
最後の質問です。7地区のまちづくりについてです。

7地区の特性と将来ビジョンについて、市長になられて14年、宇土市内をくまなく回られた経験は、誰にもできないものと思います。7地区それぞれに地域資源があり、地域性や人材も含め個性があります。加えて発展の可能性も感じられると思います。地区懇談会や区長たちの意見をまとめたものではなく、今年から新たに網田地区で行われる新しい教育カリキュラムの発想のように、各地区の発展や活性化、歴史文化の維持発展など内容や分野は異なっており、7地区への期待を含め、将来ビジョンを語っていただければありがたいです。

最後の答弁となります。よろしく申し上げます。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） お答えをいたします。

障がい者に対する宇城圏域で行う支援についてでございます。

宇城圏域で取り組んでいる事業としましては、障害者虐待防止センター事業、基幹相談支援センター事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業などがあります。これらの事業は、各市町で費用を負担し実施しております。

また、地域で障がい者を支えるための体制整備を図ることを目的とした、障がい者支援協議会も宇城圏域で共同設置をしております。

これらの事業を圏域で取り組むことにより、各市町における費用負担や事務負担の軽減につながり、また、圏域全体が対象地域となることにより広域的なサービスの利用につながると考えております。

また、例えば障がいとひきこもり、ケアが必要な当事者の両親の高齢化など、複合的な課題を抱えた方には、ふくしの相談窓口で相談を受け付け、関係課や関係機関と連携して課題の解決に向けた支援を行っております。

本市におきましては、障がい者が将来にわたって住み慣れた地域のコミュニティで安心して暮らせるよう、様々な取組を関係機関と検討し、推進しているところでございます。今後も、障がいのある方を、地域全体で支えられるようなサービス提供体制を構築してまいります。

次に、創業・開業支援補助金と、企業立地特別奨励金についてお答えをいたします。

まず、宇土市創業支援事業補助金についてですが、平成31年度から、市内で創業される事業者に対し、対象経費の3分の2以内で補助額の上限が100万円までの補助金を交付し、創業支援を行ってきたところであります。また、創業前後のサポートとして、宇土市商工会の経営指導員による伴走型の経営指導を一定期間行っております。

令和6年度からは、人口減少が顕著である住吉中学校区・網田中学校区の西部地区に創業された場合、補助率につきましては現行どおり3分の2でございますが、補助金額の上限をこれまでの5倍に当たります500万円まで拡充をいたします。この制度改正により、今まで以上に西部地区における創業を支援すると同時に、将来を見据えた人口減少対策にも資する事業として取り組んでまいります。

次に、企業立地特別奨励金についてお答えをいたします。

県内ではTSMCの進出もあり、特に半導体関連産業の進出が顕著であります。現在のところ県北地域での立地が主ではありますが、この経済効果を本市にも波及させるため、宇土市企業立地特別奨励金条例を一部改正する議案を、本定例会において上程させていただいております。

この宇土市企業立地特別奨励金条例は、本市に企業進出を図る企業等を助成するものとして、平成20年に制定してから、15年ぶりに改正するものです。具体的な改正点としましては、まず対象要件として、これまで5,000平米以上の土地の取得が必要でしたが、昨今の企業のニーズを取り込みまして、その土地取得要件を2,000平米以上の取得又は賃借でも可能といたします。また、昨今の人材確保の状況を鑑み、新規雇用者条件を撤廃することで、対象要件の大幅な緩和を行います。

さらに、奨励金を算定する上での対象経費の範囲も、これまでは用地取得費のみが対象としておりましたが、今回から新たに施設や設備機器等も併せた投下固定資産総額を対象として、対象経費の範囲を広げることにより、誘致される側の企業にとってより魅力ある制度とするところです。

また、奨励金の限度額につきまして、これまでは用地取得費の100分の20、上限3億円だったものを、改正では、用地取得費も含む投下固定資産総額が3億円以上10億円未満の場合は1億円、10億円以上20億円未満の場合は2億円、20億円以上の場合は3億円と、投下資本の規模に合わせて段階的に交付するなど、奨励金の額についても大きな見直しを行っております。

今回の改正により、企業にとっても活用しやすく、また、他自治体にも負けない大変有益な優遇措置となりますので、積極的にPRし、企業誘致の促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、奨学金返済支援補助金での雇用者の確保、定住・移住者についてお答えをいたします。

昨今、県内にTSMCの進出をきっかけに、半導体関連産業での人材ニーズが高まっております。市内事業所においても、特に製造業分野では、人材不足やその確保が課題になってきているとお聞きをしております。

そこで、本市では、令和6年度から、若手就業者の確保と定住・移住促進を図ることを目的として、市独自の制度として宇土市奨学金返還支援補助事業を創設いたします。

補助制度の概要ですが、まず交付対象者は、令和6年4月1日以降、市内に本店又は主たる事務所を持つ事業所に正規雇用された30歳未満の方で、市内に住所を有し、交付対象となる奨学金の返済義務がある方です。

補助金の額としましては、年間返済額の全額又は上限を20万円とし、最大で3年度分を申請することができます。

市内の中小企業だけではなく、先ほど御指摘をいただきました保育士を含む保育園や福祉・医療・介護施設等の職員についても対象としております。

これらにより、雇用対策の一助としてだけでなく、定住・移住先として、宇土市が若者から選ばれるまちとなるよう取り組んでまいります。

次に、御輿来海岸の道路整備と収益確保の地域活性化についてお答えをいたします。

まず、御輿来海岸の干潟景勝地展望広場の整備についてですが、現在、商工観光課において、新規の駐車場整備に着手しております。今年度においては用地取得を行い、令和6年度から新規駐車場工事の着工、供用開始は令和8年度の予定となっております。

また、駐車場整備と並行して、展望広場へのアクセス道路整備を土木課、農林水産課で実施をいたします。道路幅員が狭く、車両同士が離合できるスペースが少ないなど、車両の通行に支障を来している状況を受け、市道部分につきましては820メートルを整備し、道路幅員を6.5メートルへ拡幅し、交通環境の向上を図る計画となっております。スケジュールとしましては、令和4年度に測量設計が済んでおりまして、令和5年度から令和7年度にかけて、用地取得及び取得箇所の工事着工を予定しております。農道部分につきましては200メートルを整備し、市道と同じく道路幅員6.5メートルへ拡幅する計画となっております。スケジュールとしましては、令和6年度に対象路線の測量設計、令和7年度に用地取得、令和8年度より工事着工の予定となっております。

以上のように、駐車場整備と併せ、アクセス道路も含めた一体的な整備を計画しており、駐車場の供用開始に併せ、スペースを活用したキッチンカーや露店出店など、観光客に楽しんでいただけるスポットとして地域の収益にもつながるような工夫を行い、西部地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、有効的な土地利用方法の調査・検討における経済活動や住宅開発以外の発想の土地利用についてお答えいたします。

市の重要施策の一つとして推進しております行政主導による土地開発については、令和5年度から令和8年度を期間とする第6次宇土市総合計画後期基本計画にも掲げておりますとおり、有効な土地利用の推進として、産業経済の発展や定住・移住の促進に向けて、有効的

な土地利用方法を調査・検討し、民間開発を誘導するための行政主導による土地開発を推進するとしております。

これまで実施してまいりました調査・検討について申しますと、各開発候補地の土地利用計画を検討し、開発計画案や収支計画の作成を行い、事業採算性や実現可能性について検証しております。

議員御指摘のとおり、本市の中心市街地においても、多くの市町村が抱える課題と同様、少子高齢化や人口減少の影響による波が押し寄せ、活力の低下が顕著となっております。

私は、様々な経済・社会活動が営まれる場においてまちづくりを実現していくためには、行政がビジョンを明示し、市民の皆様がまちづくりに積極的に参画していただけるように誘導していかなければならないと思っております。

そこで、今年度から来年度にかけて、市民アンケートの意見を反映させながら、地域の特性に応じた土地利用や都市施設等の配置の根拠となる将来都市像、ビジョンではございますが、このビジョンを明確にし、その実現に向けた新たな都市計画マスタープランを策定してまいります。

また、市民参画の取組としましても、総務省の地域力創造アドバイザー招聘事業を実施し市民活動団体同士の交流会を行ったところでございますが、情報を共有し、個ではなく、連動、連携して活動していこうといった機運の兆しが見えてまいりました。

さらに、台湾との交流の鍵である湯徳章氏の先祖の家が本町2丁目にありますし、一族のお墓が二の丸墓園にもありますが、こういったものを含めて市民や市民活動団体から「まちおこしにつなげていこう。」という声も届いております。

一例を申し上げましたが、文化や歴史の保全と継承、公共交通ネットワークの維持・充実、また道路の美化活動など、市民の力をお借りしながらの既存市街地を生かした新たなにぎわいの創出は重要課題の一つとなっております。

今後も市民の皆様とともにまちづくりを進める協働、共創を意識しながら、取り組んでまいります。

財政健全化での民間委託と行政のスリム化についてお答えいたします。

民間委託は、委託業務の内容によりましては、必ずしもコストが削減できるものではございませんが、行政のスリム化や業務の効率化を図る観点から、有効であると考えております。

これまでも、新型コロナウイルスワクチン接種会場の運営や支援金の給付業務、庁舎の窓口案内など人材の確保が困難な場合や、庁舎の警備・清掃、工事等に係る工事監督支援業務、各施設の指定管理など民間業者のノウハウを活用して業務を効率化したい場合などに行っているところでございます。

このコストと効率化のバランスというのは非常に重要でございますが、こういった balan

スとセキュリティ対策を確認しながら、「民間でできることは民間で」という考えのもと、次が大事なのですが、行政としてのやりやすさよりも市民が受ける効果に目を向けて、進めてまいりたいと考えております。

続きまして、最後の質問でございます。七つの地区の特性と将来ビジョンについてお答えをいたします。

まず、地区のまちづくり計画につきましては、私が市長に就任して初めて策定した平成23年度から平成30年度を期間とする第5次宇土市総合計画から、校区ごとの地域資源を最大限に生かしたまちづくりを進めるために、地域ごとに計画を策定し、地域の皆様の思いを実現させるべく、振興策に取り組んでまいりました。

また、令和元年度から令和8年度を期間とする現行の第6次宇土市総合計画では、宇土、花園、轟、走潟を東部エリア、緑川、網津、網田を西部エリアとして、地区の特性や強みをもとに地区まちづくり計画を策定し、目標達成に向けて、住民、行政が協力して取組を進めているところでございます。

地区の特性と将来ビジョンについてですが、まず初めに、東部エリアについてです。宇土地区は、企業や商業、医療、公共施設が集積し、武家屋敷や船場橋など歴史文化資源も有する、歴史と新しさが混在した市の中心地でございます。花園地区は、桜の名所の立岡自然公園があり、保育園や学童クラブの定員増加を図るなど、子育て環境の整備に努めた結果、子育て世代から選ばれ人口が増加をしております。轟地区には、宇土城跡や轟貝塚といった国史跡や、国重要有形民俗文化財として国内で初めて指定された宇土の雨乞い大太鼓附関連資料、轟水源や轟御殿など歴史文化資源が数多く存在しております。また走潟地区には、美しい田園風景や豊かな農産物があり、国による緑川・浜戸川の堤防整備によって高潮・水害対策が進む中、浜戸川運動公園広場周辺で多目的広場などの整備計画も、地域と連携して進めているところでございます。

これら農村と都市が共生した東部エリアは、現在進行中の船場川・大坪川の改修や松原排水機場の整備、緑川・浜戸川の堤防整備によって、将来、浸水被害の軽減が期待されています。また宇土市の玄関口でもあり交通の要衝として、更には熊本市に隣接した地理的優位性を持っております。それら潜在的な発展性を最大限生かせるように行政主導の土地開発を推進するとともに、地区の特性を情報発信して若者や子育て世代、企業、観光客に選ばれる、住み良さ充実エリアにしたいと考えています。

続いて西部エリアについてですが、施政方針でも述べましたとおり、市の均衡ある発展につなげるため、令和6年度は西部エリアに特化した定住・移住支援、農林水産業支援、商工業支援を強力に推進してまいります。緑川地区、網田地区では、地域高規格道路熊本天草幹線道路の仮称城塚インター、網田インター盛土工事や笹原トンネル工事が進んでおります。

また、網津地区や網田地区には、住吉自然公園や長部田海床路、御輿来海岸、網田レトロ館、宇土マリーナなど数多くの観光交流拠点が、海外のインバウンド客からも注目されはじめ、海苔やアサリ、網田ネーブルなどの豊富な農水産物は、宇土市自慢の特産品ともなっております。

このように、美しい景観や豊富な食の恵みを有した西部エリアは、現在人口減少、少子高齢化に直面しておりますが、今後、地域高規格道路の整備によって、土地利用誘導や産業基盤の充実を図る産業振興拠点として、人や物、仕事を呼び込む魅力がより一層磨き上がると期待しているところです。また、網田地区で取り組んでおります、その地区ならではの特色ある教育を打ち出すことによって、子育て世代にとって注目されるエリアにして、後世に美しい農漁村の魅力を伝える、ふれあい豊かな交流エリアにしたいと考えております。

そして、宇土市を未来の子どもたちのために躍動させるべく、地区のまちづくりに注力し、第6次宇土市総合計画の目標年次である、2026年の目標人口3万6千人の維持に向けて、これまで答弁してまいりました基本構想に掲げる各施策に取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 野口修一君

○13番（野口修一君） 最後まで誠意ある答弁ありがとうございました。宇土市政研「志」の代表として、市長の施政方針について質問いたしました。今後の代表質問の機会あるごとに登壇させていただきますようお願いいたします。

これで、私の代表質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時30分から会議を開きます。

-----○-----

午前11時21分休憩

午前11時30分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

14番、中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 皆さん、こんにちは。中口でございます。本定例会におきまして、質問の機会をいただき感謝申し上げます。質問は、行政主導による土地開発、くまもと子ども芸術祭の開催について、安全・安心なまちづくりについて3点を質問いたします。質問席から質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） まず第1点目、行政主導による土地開発について質問いたしますけれども、その前に、実は、私は今小学校の野球、中学校の野球、高校野球に非常に興味を持っております。3月18日からは全国選抜高校野球大会が始まります。御案内のとおり、熊本県からは国府高校が出場いたします。その中に、宇土鶴城中出身の選手2人がベンチに入るとい話を聞いております。1人は松山の人、1人は走潟の人、2人が今度甲子園に行ってベンチ入りいたします。18日からの大会で大いに活躍することを期待いたします。まず、このことを御紹介して第1の質問に入ります。

行政主導による土地開発につきましては、昨年の3月定例会においても質問しておりますが、昨年度は宇土シティの北側等5か所、今年度が宇土東小学校周辺6か所、これを候補地として開発の可能性等を調査されております。また、今年度はスピード感を持ってこの事業を進めるために、新たに秘書政策課が新設されました。担当の皆さんには、新しい部署で御苦労もあるかと思いますが、積極的に活動されており、評価すべきと思っております。それで、これまでの進捗状況と今後の課題につきまして、総務部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

行政主導による土地開発のこれまでの進捗状況としまして、昨年度に5か所、今年度に6か所の全11か所の開発候補地について、土地利用計画を検討し、開発計画案や収支計画の作成を行い、事業採算性や実現可能性について検証をまいりました。

また、開発に携わる民間事業者等に対し、市場性の有無や参入意欲、また参入に当たっての条件などの聞き取り調査を実施しております。

さらに、先進自治体の視察や民間開発事業者との意見交換など、情報収集にも積極的に努めてまいりました。

課題としましては、検証や調査の結果、開発候補地によってはインフラ整備等の建設事業費の高騰により、発事業者において事業採算性が取れない箇所があることや、開発候補地ごとに最良な開発時期や開発手法があること、また農振除外や農地転用など必要となる法手続などが挙げられます。

加えて、民間開発事業者からの意見としましては、本市の全般的な問題として、軟弱地盤により多額の費用が必要になること、また、商業施設の立地としては、居住人口規模や駅の利用人数が少なく、近隣には競合施設が多いこと、さらに、十分な地下水の供給などの諸条件等に合わないことから、TSMC進出による関連企業の本市への進出意欲が弱いことなどが挙げられております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 総務部長の答弁がありました。土地開発につきましては、11か所を事業の採算性、実現可能性について検証していると。また幾つかの課題についても浮き彫りになっているようです。また、今年の1月26日付けの西日本建設新聞を皆さん御覧になったと思いますけれども、この内容の中で、「宇土市主導の土地開発」という見出しで掲載があります。これはたしか旭町の前田地区だと思いますけれども、これをちょっと読んでみますと、県道14号八代鏡線沿いで、宇城広域連合消防本部（旧北消防署）とシティの中間に位置する場所、前田地区だと思います。ここでは、区域内道路410メートルの概略設計をはじめ、県道接続部分の平面交差点より設計案を取りまとめ、9月をめどに実施するというようなことで、具体的に事が進んでおります。これらを踏まえて、今後の方針につきまして元松市長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

今後の方針としましては、全11か所の開発候補地を検証したところ、ウキウキロード沿線、宇土シティモール北側、緑川工業団地周辺の3か所においては、立地条件や事業採算性からも実現可能性があるとの結果が出ております。しかしながら、昨今の物価の高騰、建築コストの増大等もありまして、先ほど部長が説明しましたとおり、そのほかにもいろいろな課題がございます。ただ、行政で主導するということですので、例えば、道路の一部は市がつくってあげるとか、こういった工夫も行って、何とかこの3か所について優先的に開発を推進していきたいと考えております。

また、現在、整備中がございます都市計画道路北段原線の沿線についてでございますが、住居系開発としての需要が見込めることから、こちらについても優先開発候補地の一つとして取り組んでいきたいと考えております。

しかしながら、開発候補地は全て個人が所有されている民地でございますので、まずは、令和6年度にウキウキロード沿線、宇土シティモール北側、緑川工業団地周辺の3か所の土地所有者に対し、土地開発に対する意向確認調査を実施したいと考えております。

その意向確認調査の結果、土地所有者の協力が得られるようであれば、スピード感を持って、市と民間開発事業者の協働による開発や土地開発公社による用地の先行取得、組合施行による土地区画整理事業も含めた検討を行って、積極的に事業を進めたいと考えております。以上です。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 市長から答弁がありました。私のほうからは、一つの利活用につきまして提言をいたします。宇土市の発展、活性化を進めていく上では、宇土市の長所を生か

した土地開発は必要不可欠であります。私はこれまで、平成25年6月議会から、宇土市の長所を生かした宇土駅周辺の宇土市の利活用について質問しておりますが、今回も防災拠点化を前提とした施設の誘致について提言をいたします。前回同様ですが、兵庫県三木市の総合防災公園を改めて紹介をいたします。映っているのはドームです。ここには、防災公園の中に陸上競技場とブルボンビーンズドームがあります。これは屋内のテニスコートです。図の写真の中段の左側が陸上競技場で、下がテニスコートです。この施設の中には、災害拠点としての機能を備えております。その機能の一つが、スタンド下の空間を利用しての備蓄基地を整備している。そこから荷物の積み下ろしができます。食料と物資の備蓄機能もあります。二つ目が救援物資の集積・保管機能です。三つ目が応急活動員の宿営機能があります。要するに消防署の方とか、自衛隊の方とかが宿営されたり、あるいは避難場所にもなるわけです。紹介しました三木総合防災公園は、阪神淡路大震災の教訓を基に、災害時に全県を対象として後方支援型防災拠点として整備されております。一つの事例として申し上げました。他県には、いろんな防災化を拠点としたスポーツ施設があります。今後とも宇土市の経済対策、市民の雇用と宇土市の発展のためには、宇土市の立地を生かした防災拠点化を前提としたスポーツ施設の誘致に取り組んでまいります。今まで事は進んでおりませんが、少しずつこの件についての賛同者が増えてまいりました。また、熊日新聞2月20日の社説にあります。見出しは「熱を呼び込む場がほしい」県内のスポーツ施設についてということでの社説です。内容の一部を紹介します。経済産業省とスポーツ庁は、数千人から数万人を収容する能力を持ちスポーツ観戦を主な目的として使用するスタジアム・アリーナの整備を促進していると。2020年度から3年間で全国で17件を選定した。九州でもあります。左のほうに熊本県の状況が書いてあります。熊本県内のスポーツ施設整備は1999年の熊本国体で止まってしまったままだと。昨年9月には、蒲島知事がスポーツ施設整備の方向性について任期中は取りまとめをしないと表明されております。しかし、この社説では、来月の知事選挙、今3名の方が立候補予定されておりますけれども、各候補者が県民のスポーツ熱を支える施策をどう訴えるか注目したい。これからのスポーツ施設は、単にスポーツに親しむだけではなく、人々が交流し、地域ににぎわいを呼び込む場所となるべきだと、そうした視点から政策づくりを求めたいというようなことでありました。そして、最後のほうに熊本県の現状ですが、藤崎台球場や熊本武道館も老朽化が著しいと、熊本市の水前寺競技場も十分に利活用されていない。中段にありますように、スポーツ庁などが目指しているのは、スポーツ施設をつくって終わりといった従来のハコモノ行政から脱却することなんだと、どこにつくり、できたものをどう活用するかまで見据えて、行政、民間企業、地元住民も交えた議論を重ねてまちづくりの一步となるようなことを訴えてあります。最後に、熊本県のスポーツ施設整備が早急に進まない理由として、あの県は国体を控えているから、あの県には

お金を出してくれる企業があるから、できない理由ばかり県は言っていると、それでは地域間競争に勝てるはずがないといった社説です。これからいろんなことが読み取れますけれども、私は新しい知事さんに、スポーツ施設の整備、新しい形のスポーツ施設の整備、これを熊本県あるいは新しい知事さんに課題として投げかけてあるといった感じがしております。私は、防災化を拠点としたスポーツ施設うんぬんと話をしておりますけれども、私としては、追い風になったかなと思っておりますし、宇土市にとってもやればできるんじゃないかといったことで言うなら、フォローの風と言いますか、追い風が吹いてきたと思っております。今後も本市の担当者と連携しながら、指導を受けながら取り組んでまいります。元松市長には、宇土市の土地開発について幾つかの将来像、思いがあると思っておりますけれども、是非このことについても御検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。2点目は、くまもと子ども芸術祭の開催について質問をいたします。

私、ある知人の方から、「中口さんはスポーツの関係、ジュニアスポーツの補助金とか、そういったスポーツばかりに力を入れて取り組んでいるようですね。」と、「中学校には音楽、書道等の文化活動もありますよ。中学生は一生懸命やっています。この文化活動にも目を向けてくださいよ。」と言ったアドバイスもありました。まさにそのとおりで、私の理解不足、勉強不足を実感した次第でした。私は、2年か3年前だと思っておりますけれども、当時、本市の文化協会の総会に御案内をいただきました。その際、会長さんの挨拶がありまして、その中で、文化芸術活動は心を豊かにする、また心の栄養になる等々の言葉がありました。なるほどなあと思いながら、感銘を受けたことがありました。ところで、今年の8月には本市におきまして、くまもと子ども芸術祭が開催されます。本市において開催する意義、目的につきまして、教育部長に質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

くまもと子ども芸術祭は、子どもたちによる主体的な芸術文化活動を通じて、伝統文化の次世代の担い手を育成するとともに、熊本の芸術文化の活力を高めることを目的として、平成25年度から毎年開催されています。県や開催地の市町村、文化協会などで構成される実行委員会が主体となり地域巡回方式で実施されており、来年度は8月に宇土市で開催する予定です。

この催しでは、神楽などの伝統芸能やバレエなどの舞台芸術の発表のほか、書道や絵画などの作品展示を通じて、熊本の芸術文化のすばらしさが子どもたちによって発信されてきました。地域で古くから伝えられてきた伝統芸能の継承に対する機運の高まりや、芸術文化活動の未来に向けた発展が期待されます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長のほうから開催する意義、重要性等々について答弁がありました。開催する以上は更なる文化芸術の重要性の再認識、発展につながることを求められます。宇土市で開催されるに当たりまして、教育委員会の方針につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えします。

今年8月に宇土市民会館で開催予定のくまもと子ども芸術祭2024 in うとでは、地域の子どもたちを中心とした雨乞い太鼓や宇土の御獅子舞などの伝統芸能の披露を通じて、宇土の先人たちから受け継がれてきた伝統文化の継承や担い手の育成につなげたいと考えております。また、日頃から吹奏楽やバレエなどの芸術文化活動や、絵画や書道などの創作活動に取り組む子どもたちの発表の場を提供することで、活動意欲がさらに高まるとともに、豊かな感性や創造性を育む効果が期待されます。

教育委員会としましては、今後、市内の伝統芸能の保存会や芸術文化関連団体のほか、小中学校と連携して周到な準備を進めるとともに、パンフレットやホームページなどで積極的に周知を図りたいと考えております。

くまもと子ども芸術祭の開催を通じて、宇土の未来を担う子どもたちが、地元の歴史や文化の魅力を再認識し、次世代に引き継ぐとともに、宇土における芸術文化活動の更なる活性化につながることを確信しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから方針について答弁がありました。私たちも子どもたちの成長を期待いたしまして、できる限りの支援、協力をやってまいりたいと思っております。以上で、2点目の質問を終わります。

○議長（藤井慶峰君） それでは、ただいまから昼食のため暫時休憩をいたします。午後1時から会議を開きます。

-----○-----

午前 11時54分休憩

午後 1時00分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 3点目の安全・安心なまちづくりについて。本日は交通事故から市民を守る交通安全対策、その中の交通環境の整備につきまして質問をいたします。

昨年、宇土市におきまして、交通事故は70件、負傷者が95人ということであります。この痛ましい交通事故、これを減少させるためには、警察による取り締まり、安全教育、交通規制等がありますが、併せまして、本市において行う交通環境の整備があります。令和4年度、5年度、各地区からこれに関して要望があっているかと思えます。この整備状況につきまして、市民環境部長に質問をいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えします。

モニター又はタブレットを御覧ください。この表は令和4年度、令和5年度に市が独自に対応した各地区から交通安全施設整備に関する要望があった件数と、現在設置済み又は発注済みとなっている件数を表したものです。

まず、令和4年度に各地区から市へ設置要望のありました交通安全施設のうち、カーブミラーの設置や補修の要望が、宇土地区から7件、花園地区から8件、轟地区から5件、走潟地区から5件、緑川地区から3件、網津地区から4件、網田地区から8件の合計40件あっており、全て設置及び補修を行っております。

次に、外側線補修と路面表示設置の要望が、宇土地区から5件、花園地区から6件、轟地区から1件、緑川地区から1件、網津地区から1件、網田地区から2件の合計16件あっており、そのうち14件が設置済みになっております。残りの2件に関しては、令和6年度に設置を行う予定としております。

次に、ガードレール及び防護柵の設置要望が、宇土地区から1件、轟地区から2件、走潟地区から1件の合計4件があっており、そのうち2件が設置済みになっております。残り2件に関しましては、1件が発注済み、1件が令和6年度に設置予定となっております。

以上、令和4年度に市へ設置要望があった交通安全施設は合計60件、そのうち設置済みの件数が56件となっております。

続きまして令和5年度の要望につきましては、カーブミラーの設置や補修の要望が、宇土地区から5件、花園地区から10件、轟地区から1件、走潟地区から4件、緑川地区から1件、網津地区から2件、網田地区から2件の合計25件あっており、そのうち21件が設置済みになっております。残りの4件に関しましては、1件が発注済み、3件が令和6年度に設置予定となっております。

次に、外側線補修と路面表示設置の要望が、宇土地区から3件、花園地区から3件、轟地区から1件、緑川地区から1件、網津地区から3件、網田地区から1件の合計12件あっており、そのうち6件が設置済みになっております。残りの6件に関しましては、令和6年度

に設置を行う予定としております。

次に、ガードレール及び防護柵の設置要望が、花園地区から1件、緑川地区から1件、網田地区から4件の合計6件があっており、そのうち2件が設置済みとなっております。残り4件に関しましては、1件が発注済み、残り3件が令和6年度に設置予定となっております。

以上、令和5年度に市へ設置要望があった交通安全施設は合計43件、そのうち設置済みの件数が29件となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありまして、交通安全施設整備は順調に進んでいるような気がいたします。今後ともよろしく願いいたします。

次に、横断歩道の新設、信号機の設置、これにつきましては、県公安委員会に権限がありますけれども、まずは宇城警察署へ要望を行うことが必要であります。令和4年度と5年度に要望した件数と整備ができた施設の件数につきまして質問いたしますけれども、特に通学路に関しては、交通安全プログラムについて詳細に答弁をお願いします。市民環境部長、お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

こちらモニター又はタブレットを御覧ください。こちらの表は、令和4年度、令和5年度に宇城警察署へ行った信号機、横断歩道等の設置要望件数を表したものです。

令和4年度中に、令和3年度以前に要望していたもので実現できてないものを含めて、本市から宇城警察署へ行った信号機や横断歩道の設置要望の実施状況といたしましては、まず、信号機の設置要望を7件行っております。そのうち通学路にもなっている岩古曾町のウキウキロードの横断歩道につきましては、今年度中に押しボタン式の信号が設置される予定となっております。

次に、横断歩道及び一時停止等の規制表示につきましては、11件の設置要望を行っており、通学路である北段原・栄町線と高柳・門内線交差点の一時停止設置等5件が設置済みとなっております。

以上、令和4年度の設置要望につきましては、要望件数が18件、そのうち設置済みと設置予定が6件となっており、それ以外に警察本部に上申中の案件が7件、現場確認の上、市での対応等を求められたものが5件となっております。

宇城警察署への要望につきましては、宇城警察署で要望内容を精査後、必要に応じて警察本部へ上申されており、本市から宇城警察署へ要望を行ってから実施されるまで、1年以上の相当の期間がかかることがほとんどとなっております。

ちなみに、令和3年度に設置要望を行った案件については、横断歩道及び一時停止等の規制表示に限って言えば、全て対応をしていただいております。

続いて、令和5年度は、昨年12月に信号機を6件、横断歩道及び一時停止等の規制表示について12件の合計18件を要望しており、今後対応していただくところです。

次に、以前から継続案件として対応しております、長部田区の国道57号横断歩道への信号機設置要望について御報告いたします。

令和5年9月5日付けで長部田区区長と住吉漁協組合長、中口議員、西田議員の連名で、押しボタン式信号機の設置要望書が宇土市長宛てに提出されました。これを受けて、9月15日付けで宇城警察署長宛てに宇土市長名で信号機の設置要望書を提出、その後、数回宇城警察署の担当部署と打ち合わせを行い、その際のアドバイスを基に、当該横断歩道の利用状況の調査を職員により数回行っております。

現状といたしましては、まずは、住吉駅から住吉海岸公園まで徒歩で移動する観光客が、国道57号を通行する際に、歩道があり安全なJR側を通行し、当該横断歩道を横断していただくことが重要と考え、商工観光課が住吉海岸公園までの経路の案内地図を住吉駅周辺に数箇所設置いたしました。さらに住吉駅から白井商店付近までの市道沿いに、環境交通課が誘導矢印看板を設置しております。

また、今後さらに、信号機設置に向けた宇城警察署への提出資料とするために、来年度予算において当該横断歩道の利用実態を委託調査するための予算を上程しております。これらの資料を活用しながら、今後も庁内関係各課や外部の関係団体と協力し、住吉海岸公園の利用者増加を図り、ひいては横断歩道通行者の増加による信号機設置を実現するため、知恵を絞ってまいりたいと考えております。

次に、宇土市交通安全プログラムについてですが、このプログラムは、各小中学校を通じて、危険箇所を洗い出していただき、毎年1回、国土交通省、宇城地域振興局、宇城警察署、PTA、交通指導員、学校及び市の担当課などが、通学路の危険箇所の合同点検を行い、それぞれの機関が対応すべき箇所を洗い出すものであります。

令和4年度においては、警察に対応していただく要望箇所はございませんでしたが、令和5年度につきましては、宇土地区の通学路で白線の引き直し要望が3件、網津地区の通学路で横断歩道の設置要望が1件、緑川地区の通学路で横断歩道の移設要望が1件、そして、宇土地区と花園地区の通学路で信号機の設置要望が2件の合計7件が上がっております。要望への対応といたしましては、宇土地区の白線が今後引き直しの対応、網津地区の横断歩道が県警本部に上申中、緑川地区の横断歩道は移設困難、宇土地区と花園地区は、信号機の設置基準に該当しないため、宇土地区は横断歩道と停止線の移設、花園地区は停止線及び白線の引き直しを今後実施予定との回答をいただいております。

なお、本市におきましては、同プログラムの更なる充実を図るため、現行の各小中学校を通じて危険箇所の洗い出しをする際に、より危険度が高い箇所が十分に反映されていない場合がありますので、今後は、地元の通学路の状況等に精通している行政区長や子ども見守りボランティアなどの意見等も把握するなどし、より実態に即した危険箇所の把握に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 部長から答弁がありましたけれども、この交通安全プログラム、毎年1回国交省等々と現場の点検を行う、国交省の方が来て分かるかというような気がいたします。要は、後段にありましたように、地元の方々からそういった危険箇所を吸い上げ、そういうことを今からさらに徹底してお願いして、そして危険箇所がないように、子どもたちが安全で安心して登下校ができるように、よろしく願いをいたします。

次に、この交通安全プログラムの通学路に関しまして質問をいたします。要は、通学路の認定はどこ部署でやるのかということでもあります。ある学校で、通学路の一部を変更する予定で教育委員会に問い合わせたところ、一つは、「学校主体としては、できない。」という回答があった。他方で、「学校主体で地域の方々とは協議して、できますよ。」というような回答があったと、相反する回答であります。特に、宇土地区とか花園地区、ミニ開発といいますが、住宅開発が進んでおります。住宅ができてそこに子どもさんがいれば、その通学をする際の通学路、学校としてはその通学路の一部変更を検討することも必要になってくるかと思えます。

そこで、通学路の新設の認定、通学路の一部の変更につきまして、根拠を上げて教育長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

通学路に関しては、学校保健安全法第27条において、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定されております。

そのため、通学路は、児童生徒の安全を第一に考え、学校周辺及び校区内において、より安全と思われる道路を、学校長が必要に応じて保護者や地域と協議し、決定するものであり、学校長はそれらを年度当初に図面に記載し、教育委員会に届け出ることとなっております。

また、年度途中で通学路を変更する場合は、学校で決定されたものを、その都度教育委員

会へ報告する必要はありませんが、大きな変更の場合は届出を必要とし、学校と教育委員会で共有を行っております。

議員御質問の年度途中の通学路変更による学校から教育委員会への届出につきましては、ここ数年を調査しましたところ、大きな変更に伴う通学路の届出はあっていない状況でございます。

なお、通学路の設定における基準としましては、できるだけ歩道と車道の区別のある道路とし、区別がない場合も、車の交通量が比較的少なく、道路の幅員が児童生徒の通行を確保できる状態にあり、路面や側溝等の占有状態が良好であることとしております。

また、危険な横断箇所では、横断歩道や信号機、歩道橋等が設置されていることに留意し、交通安全、防犯、防災の三つの視点から通学路の設定を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中口俊宏君

○14番（中口俊宏君） 教育長のほうから答弁がありました。校長会等を通じまして、本件につきましては周知をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩します。1時25分から会議を開きます。

-----○-----

午後1時17分休憩

午後1時25分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

12番、榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） 皆さん、こんにちは。榎崎でございます。ただいまから通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、3項目質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、認知症対策。現在の対策、状況等についてお伺いしたいと思います。年に1回は、この認知症対策の質問をさせていただいております。現在、本市で行っている認知症対策の状況について、健康福祉部長にお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

高齢化が進展する中、2025年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると

推計されており、本市における認知症の方の数も年々増加している状況でございます。認知症は、誰もがなりうるものであり、また、家族の方などが認知症になることで、誰もが関わる可能性のある身近なものとなっています。

本市において現在行っている認知症対策について、主な取組を申し上げますと、まず、認知症ケアパスを市民向けに配布しております。モニター及びタブレットを御覧ください。これは、認知症の方の病状の進行に応じた適切な対応方法や介護保険サービス及び医療の提供の流れ、相談機関などを掲載した一覧表です。また、認知症の初期段階に家庭訪問や家族支援などを行う初期集中支援チームの運営、認知症を正しく理解し、地域の認知症の方やその家族にできる範囲で応援し、手助けする認知症サポーターの養成、また、1人で出歩いてしまうなど、徘徊の恐れのある方について、地域の協力を得て日常的な見守りを行うとともに、行方不明になった場合には早期に発見し、保護するための協力体制を構築する認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業などを行っています。

以上に申し上げました対策などを通じ、認知症の早期発見や予防体制を充実させるとともに、本市全体で認知症に対する理解を深め、支え合う仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。今、部長から答弁がありましたが、65歳以上の人口比率の増加に伴い、このアルツハイマー病及びその他の認知症患者の数は毎年増え続けており、65歳以上の5人に1人が認知症と言われる時代であります。これは他人事だと思っていたことが、実は我が身に降りかかることも少なくありません。私は介護施設の現場で、約12年間お世話をさせていただいておりますが、最近気づくことがあります。高齢者の認知症も増えておりますが、実は、若年性の認知症が増えているのではないかと思います。若い方の認知症の病状が起こりますと、これはお世話は大変でございます。帰宅願望が強い方は鍵を開けて外に出る、自宅に帰りたい気持ちはありますが帰れずに、すなわち徘徊でございます。私が以前経験したことを申しますと、これは自宅からでございますが、自宅から外に出て帰れずに徘徊し、城南町のナフコで夜中の2時頃パトカーが発見したという事例があるわけでございます。また、不知火中学校の前でも見つけて、けがなく自宅に帰っております。そういうことで、自宅や施設等での徘徊に対応することに関しまして、最近ではGPSのシューズを履いていただき、自宅や施設等で徘徊時の対応をすることが増えております。この対策は、徘徊とか認知症の対策の一つではないかと思っております。認知症は人にもその影響を及ぼし、介護者も影響を当然受けるわけです。アルツハイマー病の認知症にかかった人の介護は、時として非常に困難であり、その結果、多くの家族が、友

人が、介護者として高いレベルの精神ストレス、うつを経験してまいります。また、認知症の中でアルツハイマー認知症が最も多く、約7割弱と言われております。最近、アルツハイマー認知症に効果があると、特効薬が日本でも承認されております。ただ、特効薬治療ができる方は、MC I若しくは軽度のアルツハイマー認知症で、さらにアミロイドPET検査、脳脊髄液検査により、アミロイドβの蓄積が認められた人が対象になります。中度、中等度以上の進行したアルツハイマー病には効果が確認されておられません。また、MC Iや軽度認知症であってもアミロイドβの蓄積が認められない人には対象外であります。ごく僅かな方に限り治療ができるわけでございます。このアミロイドβというのは、たんぱく質の一部であります。これが、実はいつも脳の中にある程度入っているのですけれど、普通はこれを除去することができるんですね。ただ、ある方はそれを除去せずにたまってしまふ。そしてアミロイドβ同士がくっつきまして異変になり、蜘蛛の巣みたいに小さくくっついて、そこからもう機能できなくなるというのが大きな原因だと言われております。糖尿病の方が約4倍、このアルツハイマーになるということを言われております。今後も、先ほど言われましたように本市全体で認知症に対する理解を深めていただき、支え合う仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。このような中で、先ほどもちょっとお話ししましたが、MC I認知症、初期症状である軽度認知障害の段階で対応することが、重度化を防げるとされております。本市の対策について、健康福祉部長にお尋ねします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

軽度認知障害（MC I）とは、厚生労働省から発出された資料によりますと、認知症そのものではない、しかしながら健常な状態でもない、認知症と健常な状態の間のような状態と説明されています。

具体的な症状としては、同じ話を何度も繰り返す、物を置き忘れてたり、しまい忘れてりするなど、軽度な記憶力の低下が多く認められており、本人やその家族も自覚はあるものの、家事や移動、買い物、金銭管理などの日常生活を行うことには支障がなく、その結果、問題なく生活を送ることができているケースが多い傾向にあります。

このような軽度認知障害の状態を放っておくと、認知症に移行する可能性が高くなる一方で、軽度の症状の段階で適切な認知症予防策を講じることで、重度化を防ぐだけでなく、健常な状態に回復する可能性があることも認められております。また、議員もおっしゃったとおり、昨年日本でも承認されました認知症治療薬レカネマブが医療保険適用となるのは、アルツハイマー病による軽度認知障害から初期の段階となっております。

先ほど答弁しましたとおり、認知症ケアパスには、認知症の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるかといった情報を分かりやすくま

とめています。その中で、軽度認知障害における本人の様子について例を掲げており、家族がいつもと違う、何か様子がおかしいと思ったときは、早めにかかりつけ医や認知症に関する支援機関へ相談することを勧めています。

今後も引き続き、認知症に関する周知や具体的な説明の際には、認知症ケアパスを積極的に活用するとともに、必要に応じ掲載内容の見直しを行ってまいります。

また、早期の認知症予防対策として、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などが効果的であると考えられているところです。

本市においては引き続き、お元気クラブやふれあいクラブなど、高齢者が集える通いの場の拡充や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による健康増進事業の充実、さらには、老人福祉センター、老人クラブ連合会、シルバー人材センターなどの関係機関と連携した、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の機会を充実させてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。この軽度認知症とは、部長からもお話がありました。認知症になる一步手前の状態を指し、認知症の病的水準までいかないグレーゾーンであります。基本的に日常生活には支障がありませんが、健康な状態ではないわけがあります。このMCIの段階で予防、治療を行うことで、認知症の改善若しくは認知症の発生を遅らせることができるわけです。認知症になったら、もう改善することはできません。止めることはできても、改善することはほぼあり得ないと言われております。本市でも早期の認知症予防対策として運動不足の改善、先ほども言いましたが、糖尿病はアルツハイマー認知症に普通の方の4倍もなると言われております。高血圧症、生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消など効果的であることから、高齢者の生きがいづくり及び社会参加への機会を充実させ、今以上に市民の皆様へ伝え、実践することが認知症対策に必ずつながると思うわけでございます。私も最近60歳を過ぎますと、もの忘れが多少出てまいります。先週金曜日に事務局のほうでちょっと認知症の話をしていましたら、実は、私ももの忘れがあるのと、これは老化のせいですよ、認知症じゃないですよ、そして自分自身に納得させる方が結構多いんじゃないのでしょうか。私も実はその1人でございます。ちょっとふと思ったときに、病院に行って簡単な検査等もありますので、自分自身をやはり検査することは大事ではないだろうか。また、特定健診にもこういう簡単な検査がありますので、認知症の予防として、そういう検査も取り入れたらいいのかなと私は思っております。是非ですね、軽度の認知障害の発見、そしてそういう脳トレだったり、予防をすることで、克服できるのであれば、宇土市はここをメインに力を入れていただければと思うわけでございます。

続きまして、BCP（事業継続計画）の策定について伺いたいと思います。介護業界にお

けるBCP、現在の推進状況と具体的にどのように策定すればよいのか。健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護施設等における業務継続計画（BCP）の策定については、令和3年の運営基準の見直しにより、全ての介護サービス事業者を対象に、感染症や災害発生時における業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施が義務づけられました。なお、3年の経過措置期間が設けられ、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。

計画の策定に当たり、介護施設においては、日常生活上の支援が必要な要介護高齢者が利用していることから、大地震などの災害により、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼす恐れがあります。また、新型コロナウイルス感染症等の感染症発生時においても、サービス提供に必要な人材を確保しつつ、感染防止対策の徹底を前提とした継続的なサービス提供が求められます。こうした事態が生じた場合でも、最低限のサービス提供が維持できるよう、緊急時の人員の招集方法や飲料水、食料、衛生用品や冷暖房設備などの確保策等を業務継続計画により策定することが有効とされています。

介護事業所に対しましては、これまで市が保険者として行う運営指導の場で活用し、計画の早期策定を指導してまいりましたが、経過措置期間が今年度末で終了するため、未策定の事業所においては、早急な策定が求められます。

具体的な計画の策定方法につきましては、厚生労働省が、自然災害編と新型コロナウイルス感染症編それぞれのガイドラインを作成し、ホームページ上で紹介しています。さらに、介護サービスの類型ごとにひな型が作成されていますので、介護事業所がガイドラインを参考に具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することで、業務継続計画が作成できるよう提供されています。また、YouTubeによる研修動画の配信等、計画策定の支援も行われています。

業務継続計画につきましては、計画を策定するだけでなく、策定後も各施設の実態に応じて随時見直すことが重要であることから、市の運営指導等において、計画の策定状況や研修、訓練の実施状況を確認し、各事業所に対して適切な指導、助言を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。このBCPの介護事業計画作成について質問をするきっかけになったのは、先月、岡田部長と何気ない会話の中で、「BCP、この事業継続計画の3年間の期間は今年度で終了するわけですが、各事業所は計画書の策定は終わ

っていますかね。」と何気なく聞いたときに、「多分、来月までなので策定しているのではないのでしょうか。」というような何気ない会話の中で、質問しようかなと思ったのです。各事業所を訪ねてみますと、私は6か所訪ねました。実は1か所だけ終わっていますと、後の残りの事業所はまだ忙しくて、「ネットを見てもどのようにまとめていいのか分からない。」という回答でございました。特に、この自然災害編では戸惑っているということでした。この自然災害につきましても、行政、市役所としては、これは得意中の得意の分野だと思うわけでございます。こういうときほど、例えば社会福祉協議会等でBCPの対策チームを立ち上げていただき、サポート相談窓口をつくるなどしていただきたかったなと思っております。今からでも遅くはありません。今このタブレットに載せていますけど、これは私が使用している介護向けの早分かりBCPシートでございます。分かりやすく書き込むように今作っているわけでございます。答弁の中にも、業務継続計画につきましても、計画を策定することだけではなく、策定後も各施設の実態に応じて、随時見直すことが重要であることから、市の運営指導者においても計画の策定状況や研修、訓練の実施状況を確認し、各事業所に対して適切な指導、助言を行っていただきたいと思うわけでございます。ただ、できてからではなく、できる前でもサポートしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。実は、照古苑も先月会議があったんですけど、そこでちょっと終わっていますかねということでも聞きましたら、手つかずだとお聞きしております。ほとんどの介護施設が所長若しくはケアマネジャーがこれを作成すると思っておりますが、各事業所の小さい事業所ですと、事務処理だけをするわけではなく、他のスタッフと同様に利用者さんのサポートをするわけでございます。食事、トイレをやったり、食事介助をやったり、送迎等も覚えながら、事務処理をするわけでございます。是非、何らかの形でサポートをしていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

次の質問でございます。不燃物回収の変更について伺いたいと思っております。令和6年4月から不燃物の回収が変更となるわけですが、その具体的な内容と変更理由、問題点。現在、各地区で説明会が開催されていると思っておりますが、その住民の意見等についても、今後真摯に対応していきたいと思うわけでございますが、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、本市ではこれまで不燃物の回収につきましても、燃えないごみ指定袋に入れて燃えないごみ置き場に出すこととしておりました。しかし、袋の中に、缶やペットボトルなどの資源ごみや、バッテリーや建築資材などの排出禁止物が混入し、収集業者に回収されないままごみ置き場に放置されている状況が、多くの行政区で常態化しておりました。このような場合は、市がごみ置き場の管理をお願いしている行政区長や地区の役員の方などが、改めて

一つ一つ分別を行われるなど、相当の負担が行政区長をはじめとした地区役員の皆様にかかっておりました。

このような状況を改善するため、4月から燃えないごみ指定袋での回収をやめ、燃えないごみ置場に収集業者がコンテナを設置し、これまで分別することなく出されていた不燃物を埋立ごみ、ガラス類、陶磁器類、小型家電類の4種類に分別し、コンテナで回収いたします。また、今までの不燃物のうち金属類については、毎月第1水曜日に実施している資源ごみの日に回収することといたしました。

この回収方法では、住民それぞれが不燃物を分別することとなりますので、ゴミ出しルールを理解を深めることが期待でき、さらにごみの見える化により、これまで出されていた違反ごみを無くす効果も期待できます。ひいては、行政区長等地区役員の皆様の負担を軽減することができます。

なお、購入済みの燃えないごみ指定袋につきましては、4月以降燃えるゴミ用の袋として使用していただくこととしております。

今後の問題点としましては、ごみ出しルールの理解とその徹底を早急に図ることが考えられます。これにつきましては、まずは、ごみ出しルールを記載したごみ出しカレンダーを作成し、配布を行うことや、地区のごみ置き場に掲示する看板を制作し配布することとしております。今後も引き続き効果的な対策を考えてまいりたいと思います。

また、行政区によっては、当日午前6時から8時までとしている排出時間や、ごみ置き場ごとのごみ搬出量に合わせた各行政区への配置コンテナ数の増加などが新たな問題として考えられます。行政区長や住民を対象とした地区説明会等でいただいた御意見等を踏まえ、また、今後も新しい回収方法を運用しながら、住民の声に真摯に耳を傾け対話を重ね、行政区ごとの要望に対して柔軟に対応を検討し、より良い運用ができるよう努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 檜崎政治君

○12番（檜崎政治君） ありがとうございます。令和6年4月から、この不燃物の回収の変更となるわけで、各地区で現在説明会が行われているわけでございます。私の地元でも、先月説明会があり参加いたしました。世帯数が多い行政区においては、市民の皆様にご理解をいただいても大変なことであり、説明会ではたくさんの意見が出ております。その中でも先ほども話がありましたが、午前6時から8時までとしている排出時間やごみ置き場ごとのごみの排出量に合わせた各行政区への配置コンテナの数、この増加などが新たにどうしたらよいかというような意見が出ております。「朝、通勤・通学中2時間の間で、分別して分けることに無理が生じるのではないか。」という意見も数多くありました。このことか

ら、私の知るところ、2か所の行政区ですけれども、以前と同様、2日間利用して火曜日から集め、木曜日の回収日に来ていただく方向で検討をする予定であります。行政区ごとに要望に対して柔軟に対応、検討していただき、より良い運用ができるよう進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。台湾・台南市訪問について伺いたいと思います。今年度、台南市を訪問した目的と今後の対応について伺いたいと思います。企画財政部長、よろしく願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

今年度は、第一陣として、12月18日から20日にかけて、副市長を団長とする市職員7名並びに商工及び農業関係者である民間の方2名を含む合計9名で、台南市を視察訪問いたしました。また台南市政府、これは台南市役所のことになりますけれども、台南市政府を表敬訪問した際は、個別に台南を訪問されていた市議会議員有志の皆様にも御同席いただいております。ありがとうございました。

この訪問の目的は、先ほど野口議員の代表質問に対する市長の答弁にもありましたが、市長は以前から国際交流に関し、本市にルーツを持つ湯徳章氏を縁とした台南市との交流に熱い思いがありまして、台南市政府の了解が得られるならば、湯徳章氏の命日に当たる3月13日に台南市を訪問したいという意向でありましたので、その実現に向けた台南市政府及び関係団体との事前調整、そして今後の交流に向けた商業関係等の情報収集を行ったところであります。

この訪問により、台南市政府が、元松市長の訪問を歓迎してくださっていること、また、交流に関しても大変前向きに考えていただいていることが分かり、今月12日から14日にかけて、市長を団長とする台湾訪問が実現することになりました。

また、商業分野におきましては、台南市商業會、日本で言うところの商工会に当たる団体になりますけれども、商業會から積極的な交流関係構築に向けたお話をいただきましたので、3月の訪問では、宇土市商工会と台南市商業會との間で、交流に関する覚書の締結も予定されております。

今後は、議員の皆様のお力添えもいただきながら、幅広い交流等を視野に入れた取組も進めてまいりたいと考えておりますので、今回の3月の訪問では、議長をはじめ、各常任委員会及び議会運営委員会の代表として、5名の議員の皆様にも御同行いただくようお願いをしております。大変お世話になります。

今後の取組としましては、まず、本市の子どもたちに湯徳章氏のことを知ってもらい、そして学んでもらうため、台南市政府から出版されている湯徳章氏に関する絵本を日本語に翻

訳し、配布することを考えております。これに関しましては、12月に台南市を訪問した際に、台南市政府にも意向を伝えておまして、翻訳の手續に関して台南市政府に対応を検討していただいているところです。

そのほか、湯徳章氏のことを市民の方にも広く知っていただくため、3月号の広報紙に掲載し、今月19日から5月6日まで、市役所1階市民交流スペースにおいて、パネル展を開催し、湯徳章氏を紹介する予定としております。

また、子どもたち同士が教育や文化、更にはスポーツ分野において、交流関係を築き、相互理解につながる支援や施策を推進してまいります。

さらに、地域経済・観光分野においても、官民連携した取組による交流を進めてまいりたいと考えております。

地域経済・観光分野に関しては、本市単独で取り組むより、近隣自治体の宇城市、美里町が持つそれぞれの魅力ある特徴を生かし、互いに連携することで、より高い効果が得られることが期待できます。そのため、県や宇土市、宇城市、美里町の行政や商工会等で構成されております宇城地域観光推進協議会を中心とした取組を今後検討してまいります。

そういったことから、今回の3月の台南市訪問に同行する形で、宇城市、美里町及び宇城圏域の総合調整役となります県の宇城地域振興局の職員の方々も、台湾訪問を予定されております。今後、相互に連携しながら国際交流に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。昨年の12月に花園の議員3名で、山村議員、柴田議員、そして私で台湾、この台北市と台南市に調査に行ってまいりました。目的は、台湾に赴き、関係者との友好関係を築くとともに、台湾の文化、現地企業の取組を学ぶとともに、本市にルーツを持つ湯徳章氏を縁に台南市との国際交流を図り、本市における教育、文化、スポーツ、経済、観光など様々な分野で友好関係を築く目的として、調査に行ったわけでございます。台北市におきましては、世界的自転車メーカーであるGIANT（ジャイアント）を訪問し、本市の台湾企業を誘致する糸口として、光井部長に同席していただきまして宇土市の紹介、地理的優位性、PRをし、日本に進出を考えているのであれば、是非この宇土市を考えていただきたいというプレゼンをしていただきました。その節は光井部長、大変お世話になりました。理事長のヤン・リウ・リジュン氏から「日本進出については口に出せる立場ではないが、熱心な気持ちは強く感じたので紹介はできる。何かあれば後押しをしたい。」と前向きな意見を聞かせていただきました。その後、民進党本部に出向き、本市における教育、文化、スポーツ、経済、観光など様々な分野で友好関係を築くために、柴田

議員から宇土市をPRしていただきました。ちょうど総裁選の選挙中で忙しい中、時間を頂くいただき感謝しております。台南市に行きまして、台南市では政府、宇土市訪問団と合流し、参加をさせていただきました。台南政府から大歓迎を受けております。本当にびっくりいたしました。その中の意見交換の中で、「台南市の学校では、この湯徳章氏を学ぶ授業は行われているのか。」というような質問に対しまして、「小学校5年生の中で歴史、公民、人権教育で取り扱っている。今年度は熊本市の中学校とも交流を予定している。」というお話を聞きました。是非ですね、今後本市の小学校、中学校とも交流を検討していただければと、市長、よろしく願いいたします。その後、地元議員さんに同行していただき、湯徳章記念館、また以前湯徳章氏が住んでいました自宅を訪問させていただきました。そして、公園に行きますと、湯徳章氏が銃殺された場所で、本当に胸が熱くなったことを覚えています。二・二八事件にどのように湯徳章氏が関係したかと申しますと、少しだけ挙げさせていただきます。1947年2月28日に、中国から台湾に渡ってきた中華民国政権に抗議する群衆に対して、中華民国軍は機銃を掃射し、大虐殺が始まっております。あと、群衆の暴動は台湾全土に広がり、二・二八事件後、湯徳章氏は弁護士として、事件処理委員会台南部会治安組長として台南での暴動が拡大しないように学生たちのデモを止めようと、現場に自ら行き、そしてこれは力ではなくて言葉で説得をし、武器を回収し、彼らの命を救ったわけでございます。またその後、3月9日に高雄から上陸した援軍、中華民国軍が、南部で鎮圧を開始しております。この事件を鎮静化させようとしていた湯徳章氏も実は逮捕され、厳しい拷問を受けながらも決してデモに参加した学生やエリート層の名前を一切さらさず、実は13日にこの公園で公開銃殺をされているわけでございます。タブレットにも載っておりますが、この湯徳章氏の公開銃殺される再現ビデオを載せておりますので、機会がある方は後日是非見ていただければと思います。「歴史を現実の台湾に呼び戻す」2019年台湾でも上映がっております。URLを貼っておりますので是非見てください。その中の一部をちょっと紹介させていただきます。実は、トラックの荷台に乗せられて、湯徳章氏はここにいますように、木に名前を坂井徳章と書いてあるんです。実はこの時期はまだ日本国籍を持っていたから、坂井徳章と書いたのではないかなと思っております。そして、公園に着きますと、兵士から目隠しをしろという命令に対して、湯徳章氏は「私の体には大和魂が脈を打っているのだから、しない。」と、「どうしても誰かを血祭りにあげるのであれば、それが任務だというのなら、それなら私だけを殺せばよかろう。」、これは、普通中国語でしゃべるんですけど、このときは台湾語でしゃべっていらっしゃいます。そして最後に、日本語で「台湾人万歳、台湾人万歳、台湾人万歳。」その後、銃殺されているわけでございます。本当にたくさん学生のそして学校の先生とか、今後、台湾を発展させるであろういろんな方々を命がけで救っております。こういう方のルーツが宇土市にあるということは、すばらしいことで

はないでしょうか。湯徳章氏は自らの命と引き換えに多くの命を救っております。そして38年間の戒厳令のときに、これは絶対こういう話を台湾ではできないんですね、二・二八事件のことは一切、口にしては大変なことになるわけです。ただ、秘かに語り継がれております。本市にルーツのある湯徳章氏のことを、これを機会に宇土市民に伝えて、子どもたち同士が教育や文化、さらにスポーツ分野において、交流関係を築いていただき、相互理解につながる支援や施策を推進していただき、さらに地域経済や観光分野においても、官民連携しての取組による交流を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

最後に、市長の思いを少しだけ聞かせてください。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 思いをということでございますので、最近考えていることを少しお話をさせていただきたいと思うのですが、日本の各自治体が国際交流を非常に進めた時期がございました。これは多分、昭和の終わりぐらいが一番すごかったんじゃないかなと思います。日本が経済的にどんどん成長して、のし上がっていった時期でございます。その後、少しずつ景気が落ち込んできたら、行政の効率化、税金の無駄遣いはするな、そういった部分があって、そういった事業についてはどんどんどんどん切り捨てられていったと思っています。イメージとしては、国際交流にはお金がかかる、そしてまた費用対効果が薄いといったものが中心であったのかなと思います。どうしても、すぐどういう効果が出るかというのを答えを求められたら、国際交流は出ません。これは長期的な効果しか私は出ないと思っていますし、そういう意味では、将来的に期待される効果をやはりしっかりと打ち出していく必要があるのかなと。これがなされなかった結果が国際交流の衰退につながっていった、それを振り返ると、日本のこの経済の停滞は、歩調を同じくして国際交流も止まっていったような状況だったような気がします。そんな中、日本もこれじゃいけないということで、株価も相当上がりましたが少しずつ活気が戻ってきている中で、国際交流もお金はかかるけれども、それは将来的な投資として行っていくべきだというような流れが、最近では、特に熊本では出てきています。台湾は、親日家が多い国です。世界で一番の親日国だと思います。日本に対するアレルギーが少ないということ、それとTSMCの進出によって、特に熊本は経済的なつながりが非常に深くなってきております。今、国際交流をやるとしたら台湾しかないだろうという思いを、今も持っているわけですが、そこで、接点があったのが湯徳章氏でございます。今回、訪問させていただく台南市は180万人の都市です。規模でいったら熊本県と同じ規模の都市でございます、非常に古くから歴史がある都市です。ちょっと宇土市では人口規模的に釣り合わない部分も実はあるのですが、ただやはりこの接点があるものを生かして、何かにつなげていきたい。それが教育であったり、経済であったりだと思うのですが、そういうことで今回動き出しているところでございます。もちろん公金を使い

ますので、湯水のように使うつもりはもちろんありませんけれども、将来的なメリットはやはり私たちも考えていく必要があるのかなと思っております。その中で、先ほど部長が答弁しました子どもたちの交流ですとか、これは子どもたちの成長につなげる、あと湯徳章氏の顕彰というのは、私は道徳心を養うことに非常につながると思っているのですが、そういうのはもちろんとして、経済分野でのつながりをどうしてもやはり求めたいという思いがございます。先ほどもありましたけれども、商工会との連携、向こうの商業會はかなり大きな組織なんですけれども、そこの提携の話も出てきておりますし、宇城地域では、宇城市と美里町と組んで、2市1町でキャンペーンを張ろうというような話も出ています。宇城地域観光推進協議会というのがございまして、これは2市1町と商工会とかの経済団体も含めた会議で、県の振興局が主催をしている会議でございますが、こういったところを中心にまずは訪日客をこの宇城に取り込もうと、宇城はどうしても宿泊が薄いです、宿泊するところがありません。宿泊するところがないからと言って指をくわえていたら、宇城地域なんか忘れられてしまいますので、まず知ってもらうためには、宇城に寄っていただく。今できることは、ホテルをすぐ造ることももちろんかないませんし、それだったら、今ある観光地を台湾の人たちが来られてストレスなくお使いいただける、観光していただける。また昼食が一番だと思うのですが、ランチとかは、地域のお店を台湾の方が日本語をしゃべれなくても利用できるような形態に変えていく、対応できるような店にしていく、こういったことをまずやろうというような話になっています。今、観光地は多言語化を進めて、いろんな看板とかもあるのですが、これを言い出すと、じゃあ中国語は、韓国語は、英語はどうだというような話になるので、そんなことを言っていたら間に合いませんので、とりあえず、この間の会議であったのは一点突破しようと、まず台湾一本でお店とかの外国人対応できるようにしようと、そこがずっと成熟していったら、ほかの国にも対応できるのではないかなと。一遍にはいろいろなものは追わずに、一点突破、全面展開でまず台湾で突破口を開こうというような話が宇城2市1町でもしているところでございます。いずれにせよ、結構勘違いされるのが、TSMCに600人ぐらい台湾からこっちに来られるんですね。その家族を含めたら1千人から1千人ちょっとの方が来られると。その人たちが観光をされるというような気持ちを持っておられる、そういう印象をお持ちの方もいらっしゃると思うのですが、そうではなくて、やはりTSMCは台湾の企業でございまして、関連企業も外国から相当できるんですね。そうになったら国際便とかが、どんどん熊本空港から飛び立ちます。熊本に台湾の方が来られる、ビジネスも含めて来られるチャンスが増える、熊本が台湾から来られる方の移動の拠点になる、そういう人たちを呼び込もうということでございますので、決して日本に仕事で来ているTSMCの関係者だけを呼び込もうという話ではなくて、観光客として熊本に来ていただける方を、今後どんどんまた増えるので呼び込もうというような感じでございます。そういった

ものをまず地域経済に生かしていただいて、そしてそれを先ほど3議員、企業訪問をしていただいたわけですが、その後そういったところから始まって、やはり企業誘致とか、そういった企業関係の相互の交流につながっていくのかなと思っております。ですから突破口は、まずは子どもたちに関しては湯徳章氏の道徳的な部分、それといわゆる外国との交流というような部分ですが、やはり大人の世界、地域としては、まずは台湾の方々をおもてなしできるような地域にしていく、そして台湾とのつながりを深めて、それを次の企業誘致とかにつなげていく、これが重要だと思っております。とにかく今からスタートです。すぐ効果ははっきり言って出ません。ただ、将来的には必ず出ると思っておりますので、是非、議員の皆様のご温かい御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 榎崎政治君

○12番（榎崎政治君） ありがとうございます。台湾で実は2019年に「好きな国はどこですか。一つあれば挙げてください。」と、大々的にアンケートを採ったわけですね。その中で断トツで日本がトップでございました。57%。2位がアメリカで、何と6%、そして3位が中国、4%でございます。それぐらい日本のことが大好きなんです。前回、台湾に行きましたが、やはり日本に行ったことがあります、日本に今度行きます、熊本に行ったことがありますよ、くまモン大好きです、是非今度宇土市に行きます、立岡の桜を見せてください、御輿来海岸の夕日を見せてと言う方もたくさんいらっしゃいました。やはりそういうPRをすることも大事だと思うんですね。是非、官民力を合わせて交流を今後進めていければいいかと私は思っております。今後ともよろしく願いいたします。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の代表質問及び質疑・一般質問を終わります。

次の本会議は、明日5日火曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

-----○-----

午後2時12分散会

第 3 号

3 月 5 日 (火)

# 令和6年3月宇土市議会定例会会議録 第3号

3月5日（火）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

日程第1 質疑・一般質問

### 1. 西田和徳議員

1 西部地域活性化について

### 2. 今中真之助議員

1 学校教育について

2 学校給食と給食センターについて

3 有機農業について

4 保育所について

5 LINE公式アカウントについて

6 移住定住支援対策について

7 自治体マイナポイント事業（キャッシュレス給付）について

### 3. 浦本晴美議員

1 こども基本法及びこども家庭センターに係る意見と対応について

2 水道管の耐震化について

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君

2番 杉本寛君

3番 中野洋一君

4番 浦本晴美さん

5番 佐美三洋君

6番 小崎憲一君

7番 今中真之助君

8番 西田和徳君

9番 園田茂君

10番 宮原雄一君

11番 柴田正樹君

12番 檜崎政治君

13番 野口修一君

14番 中口俊宏君

15番 藤井慶峰君

16番 山村保夫君

17番 村田宣雄君

18番 福田慧一君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松茂樹君	副市長	谷崎淳一君
教育長	太田耕幸君	総務部長	山口裕一君
企画財政部長	光井正吾君	市民環境部長	小山郁郎君
健康福祉部長	岡田郁子さん	経済部長	加藤敬一郎君
建設部長	草野一人君	教育部長	野口泰正君
秘書政策課長	渡邊聡君	総務課長	上木淳司君
危機管理課長	内田雅之君	企画課長	三浦仁美さん
まちづくり推進課長	中山好美さん	財政課長	北谷太示君
福祉課長	深田徹君	高齢者支援課長	久多見さとみさん
子育て支援課長	湯野淳也君	農林水産課長	東  頭君
商工観光課長	清塘啓史君	上下水道課長	岩崎広美さん
学校教育課長	本堀武史君	給食センター所長	渡辺勇一君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事務局長	江河一郎君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木教明君
議事係参事	村田有美さん	庶務係主事	中山裕輝君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

8番、西田和徳君

○8番（西田和徳君） おはようございます。宇土市政研「志」の西田です。一般質問の機会をいただきありがとうございます。今回、西部地区の活性化について質問させていただきます。以後は、質問席でさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） 質問の前に漁業者を代表しまして、まず、昨年度の海苔養殖暴風被害におきまして、いち早く対応していただき、改めてありがとうございます。今期の海苔養殖業の御報告を申し上げたいと思います。これまで6回の入札がございました。網田漁協においては32経営体、総枚数が7,360万枚、昨年度より146%と平均単価が23円17銭、金額にしまして約17億円、昨年度より144%増、一経営体当たりが大体5,300万円、以上が網田になります。今度は住吉漁協になりますけど、27経営体で総枚数が4,750万枚、昨年度より161%増、平均単価が22円34銭、金額にしまして10億6,000万円、昨年度より169%増、一経営体当たりが約4,000万円。昨年度より非常に良かったと思います。うれしく思うところであります。

それでは、一般質問に移ります。西部地域においては多くの自然環境を生かした観光スポットや地元でとれる豊富な特産物、農産物、海産物がございますが、まだまだ魅力を伝えきれていないと思いますので、魅力をアピールするためにも更なる広報活動や交流イベントなど実施が必要だと考えます。現在、住吉公園海岸駐車場は整備中ではありますが、今後の観光振興の取組についてどのような考えがあるか、経済部長にお伺いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） おはようございます。御質問にお答えします。

西部地区においては、最近人気となっている長部田海床路やジンベエ像がある住吉海岸公園、御輿来海岸が展望できる島山展望所、網田レトロ館など、歴史のある施設や自然の景観を生かした多くの観光資源があります。

現在、住吉海岸公園においては駐車場整備を行っており、令和7年4月に供用開始となる予定です。既存の駐車場を拡充し、一般駐車スペースを100台、キッチンカー駐車スペース

スを4台設けるなど、更なる観光誘客に向けた準備を行っているところです。

絶景日には多くのカメラマンでにぎわう干潟景勝地においても、展望所周辺の駐車場整備事業を進めております。令和6年度から新たな駐車場の整備工事に着手し、令和8年度に供用開始となる予定です。この整備事業が完了すれば、新たに約50台分の駐車スペースが確保できます。また2期工事として、既存の展望所の改修を行い、身障者用駐車スペースやトイレの新設等を行う予定としております。

周辺の道路整備なども含め、交通事情の改善やより利用しやすい展望所となることで、今以上の観光客に訪れていただけるものと考えており、それに伴う民間の開発なども期待しているところでございます。

また、令和5年度における観光振興事業としましては、令和5年12月に、宇城地域観光推進協議会と連携し、西部地区の観光資源を生かしたバスツアーを実施しました。宇土市外から9名、市内から1名、計10名の方が参加され、宇土マリーナでの海苔手すき体験や食事、住吉海岸公園においては「OKAGESAMA MOBA」でのショッピングや長部田海床路の散策などを行い、参加者への事後アンケートにおいても、「体験や会場の移動がスムーズだった。」「潮が引いている海の景色がとてもきれいだった。」「昼食などの時間も十分取ってもらい、ゆっくりすることができた。」など、好評をいただいております。

今後も、各観光資源の整備を行いながら、市単独の事業のみだけではなく、熊本県との連携を強化し、個々の観光資源を一体的な観光資源として有効に活用できるよう、観光振興につながる企画を立て、交流人口の拡大を図ることで西部地区の活性化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。住吉海岸公園駐車場整備事業完了後、キッチンカーを即オープンできるようにすることで、観光客の購買力アップを期待でき、観光スポットの魅力アップにもつながると思います。そしてまたキッチンカー以外でも公園内で、できれば宇土市の個人商店や地域住民による農産物の販売ができるようになれば、更なる購買力アップになると思いますので、検討をよろしくお願いします。網田レトロ館では、地元農海産物を使った食事を楽しめたり、干潟景勝地に関しては、令和6年度から新たな駐車場の整備に入り令和8年度整備完了で、そこでまた多くの観光客が訪れることと思います。観光地で特産物の販売やお食事処を作りPRを行い、また特産物を生かし連携したイベントを開催し、観光客の財布の紐を緩ませて観光地で稼げるまちづくりの取組をお願いしたいと思います。また、令和5年度にはバスツアーで手すき海苔体験や長部田海床路の散策、食事や買い物もあり、参加者に好評だったということですが、そこでもう一つ、これから長部田

公園内に第2棟目の海苔共同乾燥場ができる予定になっておりますが、今回は海苔がどうやってできるか見学をしたり、またそこで試食ができたり、簡単な料理の紹介ができたり、体験・見学が行えるようにできればというふうに希望します。また、農作業体験でミカンやネーブル、デコポン狩りとか漁業体験、おとといの朝でしたか、テレビでちょっとしか見ていないのですが、兵庫県で海苔のもぐり船が、海苔をちぎっているシーンがちょっと見えたのですが、非常にあれも見られたら感動するんじゃないかなと思うか、そういった体験とか、船で行きますから帰りはちょっと貝掘りをしたりとか、そういう体験のできる観光にさせていただければ、なおさらそこでまた海苔のおいしさや、できていく過程が楽しめるのではなかろうかというふうに思いますので、そのあたりもツアーに取り組んでいただいて、農産物の魅力発見にもつながると、そのうちにもう一度訪れたいと思う人が増え、さらに住みたいと思う人も出てくる可能性もあると考えます。農業、漁業では今、高齢化が進む中、産業の発展にも一つ一つ考えるのではなく、農水産観光として官民で協力して全体のまちづくりを検討してほしいと思います。質問の最後になりますけれども、提案でございますが、今、住吉駅から徒歩で住吉海岸公園に訪れている人が増えています。そこで、新たにどうでしょうか、住吉海岸公園駅前というような駅を造ってもらったら、非常にまた観光客も増え、三角線もにぎわうのではなかろうかというふうに思います。これはまた次回の一般質問でさせていただきたいと思います。以上で、次の質問に入ります。

西部地区活性化について、過疎・高齢化による買い物難民の取組で、今、移動販売が一部の地域で週に1回、利用できる方は限定されているみたいですが、西部地区にも個人商店やコンビニはありますが、最近、住民の方からよく聞くのが「スーパーが一つあったらね。助かるね。」という言葉が聞きます。それはなぜかということ、やはり宇土の市内にスーパーが集中しておりますので、買い物に行くこと、また病院に行くこともしかりだと思えますけど、大変になってきている高齢者の方たちが増えているということも現状だというふうに思います。そこで、コミュニティバスやミニバス、予約型乗合タクシーを使って行かれる方もいらっしゃると思いますが、年々そういう方が行けなくなったりするというふうに考えます。現在の宅配サービスの状況を、健康福祉部長にお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、宇土市の公共交通の現状につきましてお答えします。本市では、スーパーなどの商業施設が市街地に集中して立地していることから、郊外にお住まいの高齢者などの交通弱者に対して、買い物や通院時の移動手段を確保するため、コミュニティバス行長ちゃん号、ミニバスのんなっせ、予約型乗合タクシーを運行し、副次的に高齢者の自立支援と孤立防止に寄与しているところでございます。

高齢化が進む地域では、バス停までの移動が困難な方が増加傾向にあるため、網田地区全域と網津地区の一部に、令和3年10月から予約型乗合タクシーを導入し、自宅から市街地の医療、商業、公共施設を結ぶ運行を始めました。

この予約型乗合タクシーは、導入から約2年半が経過し、利用される高齢者が増加しています。今後も高齢者の負担軽減と利便性の向上を目指し、ニーズの把握や運行内容の見直し、改善を実施して、円滑な移動を支援してまいります。

次に、宅配サービスに関しましては、現在、市内全域を対象に、弁当や食事キットなどの配送を行う配食サービス、食材や日用品等の配送を行う宅配サービス、また車両による移動販売が、民間企業や協同組合等の団体により行われています。

市社会福祉協議会では、市の委託事業により、このようなサービスを掲載したガイドブックを作成し、本人や御家族、地域からの御相談時に、このガイドブックを活用して情報提供を行っています。市としましては、買い物に行くことが困難な高齢者の方に、これらのサービスがつながっていくよう情報提供に努めています。

また、第9期高齢者福祉計画策定のために行った市民アンケートの結果によると、高齢者生活支援サービスのうち、市民同士の助け合いとして「買い物」の項目については、「お買い物をお願いしたい、利用したい。」という方と、「お手伝いをしてもよい、担い手となってもよい。」という方の回答が一定数あることから、利用者とのマッチングを担う体制整備が重要と考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） ありがとうございます。西部地区は過疎化・高齢化に伴い、一人暮らしや老夫婦の人が増え、自分で買い物にも出かけることが大変になっている。そしてまた、高齢になれば事故の危険性も高まり、免許証返納となれば更なる買い物難民、孤立・孤独の生活者が増え、命の危険も危ぶまれない状況になると考えます。商業施設など市街地に集中していることを思うと、郊外に買い物ができるスーパーがあればという、中高年層からの声が多く届いています。民間企業が車両による移動販売をされておりますが、行くこともできない方もいらっしゃいます。また、曜日や時間帯によっても行けない方もいらっしゃいます。そういった方のためにも、拠点西部地域にあって、買い物に行き帰る道を食料品が家に宅配できる、そういった大きなスーパーとは言いませんが、個人個人に宅配ができるようなそういう取組ができるような場所ができればなというふうに思います。そうすることによって、また買い物に出かける時間も短縮にもなりますし、宅配サービスの評価にもつながると思います。店ができれば、郊外に定住者の仕事の雇用にもつながり、人口増加も見込まれるのではないのでしょうか。また、予約型乗合タクシー導入後、利用者も増加傾向にあるという

ことですので、利用可能範囲の地域拡大や利便性向上に向けて支援策をお願いしたいと思えます。それ以外にも、地域の見守りを兼ねた地域住民の若い方々の力を借りて、地域住民のコミュニケーションを取るような新たなサービス支援策を検討し、早期に実現できるようにお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。西部地域への企業誘致の取組について。現在、西部地域への企業誘致の取組について、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

まず、西部地区での企業誘致の取組として、代表質問で市長から答弁がありましたとおり、来年度から企業誘致の優遇制度であります宇土市企業立地特別奨励金条例について、大幅な要件緩和を行う形で改正を予定しております。

現在のところ、具体的に西部地区に特化した企業誘致を行っているわけではございませんが、今回の条例改正で本市への企業進出を加速させたいと考えているところです。

また、宇土市創業支援事業補助金において、西部地区に開業された場合は上限額を500万円に拡充することとしております。さらに、西部地区の振興及び農水産業の推進を図るため、総事業費1億円以上の農水産加工施設を新たに建設する事業者に対し、その経費の一部を補助する宇土市農水産加工施設整備事業補助金を新設することとしております。これにより、地域の特産物を生かした創業につながり、雇用の場が少なからず増えるものと期待をしているところです。

次に、行政主導による土地開発として、西部地区においては緑川工業団地周辺を優先開発候補地の一つとして計画しております。

近隣の緑川工業団地は既に完売し、保有地がない状況であり、また、緑川工業団地内の進出企業からは、敷地拡張の要望が上がっていることから、需要が見込まれると考えているところです。

しかしながら、昨日の市長答弁にもありましたように、個人が所有されている土地でありますので、まずは土地所有者の意向確認調査を行い、協力が得られるようであれば、スピード感を持って開発に取り組んでいきたいと考えております。

なお、今後も、雇用の創出や定住・移住の推進など、人口増加につながる発展を視野に入れ、熊本天草幹線道路の整備状況を見ながら、（仮称）城塚インターチェンジ周辺や（仮称）網田インターチェンジ周辺の開発についても検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 西田和徳君

○8番（西田和徳君） ありがとうございました。緑川工業団地周辺の優先開発候補地である

ということですが、もう既に完売し、保有地もない状況であります。私のところにも何件か相談がございました。速やかに個人土地所有者に交渉し、開発をしていただきたいというふうに思います。また、西部地域の発展にもつながり、企業誘致が進むことで地元特産物や観光資源の積極的なアピールをし、また地域の資源を生かした企業の誘致や開業を促進し、地域の産業の個性ある企業をターゲットにした誘致並びに開業戦略を構築し、企業との継続的な協力関係が築けるような取組をしてほしいと思います。宇土市創業支援事業補助金を活用し、さらに税制優遇や施設整備や労働者確保など支援策の提供や企業の地域定着を目指し、環境整備を進め、郊外の新たな住民増加及び地域の活性化につながるようにしてほしいと思います。なお、熊本天草幹線道路に関しては、まだこれからインターチェンジの整備もありますが、インターチェンジについては、まだまだ橋ができないと利用価値が薄いのではないかとこのように思います。これはまた時間をかけてやられるということでもありますので、できればこの緑川工業団地を借りたいという方たちがいらっしゃるということであれば、早めに進めていただきたいというふうに思います。宇土市は利便性の価値を言えば、熊本の中心部に位置すること、そしてまた九州の中心部にも位置することですので、このような価値は強みになると思いますので、積極的な企業アピールに取り組んで推進してほしいと思います。これが、一つ目、二つ目、三つ目に関連することですが、観光振興が進むことで第一次産業はなおさらまた発展し、農業・漁業が儲かると分かれば後継者も育成できるというふうに思いますし、そしてまた企業が参入することで雇用が増え、また人口の増加にもつながる。様々な検討をしていただき、スピード感を持って取り組んでいただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。10時30分から再開いたします。

-----○-----

午前10時25分休憩

午前10時30分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

7番、今中真之助君

○7番（今中真之助君） おはようございます。宇土市政研「志」の今中真之助でございます。今回は質問を7項目用意させていただきました。答弁もすごくボリュームが多いのですけれども、できるだけ午前中に終わるように、質問は明瞭簡潔にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以後、質問席にて質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） それでは、早速質問させていただきます。

まず1番目、学校教育についてでございます。新しく建設される予定の教育支援センターが不登校問題などを一気に解決するとは思いませんけれども、価値を生み出す場所になることを期待しております。内容については、昨日の代表質問でも野口議員の質問に対してお答えいただきましたので、特にお尋ねいたしませんけれども、ただ、例えば中学1年生の不登校者は、2年後に建設されるということで、2年経てばもう3年生になるわけでございます。初動でどういう対応をするかがその子の将来の鍵を握ると思います。新しい教育支援センターが軌道に乗るまでの間、教育委員会跡施設とか学童保育施設の併用など、既存施設で対応したりできるのではないかというふうに考えましたけれども、今後の体制をお尋ねしたいと思います。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

現在、旧田中会館跡地に多目的交流施設事業として図書館機能を移設するほか、市民が安心して過ごせる第3の居場所、サードプレイスを整備する予定としており、その施設の整備に合わせて、その敷地内に教育支援センターを追加整備し、令和8年4月に開設する予定としております。

そのような中、令和6年4月から、新たな不登校児童生徒の対策としまして、宇土小学校及び花園小学校に校内教育支援センターを開設いたします。

校内教育支援センターは、学校には来れるが教室に入れない児童を対象としており、このセンターを開設することで、これまでほっとスペースを利用していた児童の一部が、同センターを利用することができるようになりますので、かねてから課題となっておりましたほっとスペースの活動スペースが手狭であった問題も、少しは解消できるのではないかと考えております。

なお、校内教育支援センターの設置に当たっては、学校敷地内にある放課後児童クラブ施設の有効活用も検討しましたが、両学校の校舎内にセンター設置のためのスペースを確保できましたので、放課後児童クラブ施設の活用を見送ったところです。

今後は、不登校児童生徒の対策として、ほっとスペースを中心とし、校内教育支援センターや新たに旧田中会館跡地に整備予定の教育支援センターとも連携し、不登校児童生徒の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。校内教育支援センターを宇土小と

花園小に作られると、それはそれで子どもに寄り添うことの一つですし、救われる子どももいると思いますが、学校に来れるけども教室に入れない子どもは、校内の教室で対応できるというふうに思いますけれども、学校に足を向けられない子もいます。その子どもたちは、しばらくどうしたらいいのでしょうか。やはり、校外のセンターの役割がそこにあると思いますし、民間のフリースクールという話になるかというふうに思います。まずは来年度、校内の教室を活用して対応されるということで、温かく見守らせていただきますけれども、きめ細やかな対応をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。市長は所信で、小規模特認校制度の推進について言及されています。広報戦略はさることながら、保護者に依存しない通学体制がこの推進には不可欠であるというふうに考えます。昨年6月議会で、網田地区の議員よりそれぞれ提案させていただきましたが、公共交通再編によるコミュニティバスなどの活用や、網田小で活用されている通学支援制度の拡大など、これまでと違う推進が必要かというふうに思います。来年度どのような推進をされるのか伺いたいと思います。教育長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

現在、小規模特認校制度を利用する児童生徒は、自宅から網田小・中学校まで、保護者の送迎や路線バスを利用して通学しております。

議員御質問の保護者に依存しない通学体制を確保することについては、小規模特認校制度を利用する児童生徒の増加を図る手段として送迎バスの導入がありますが、令和5年6月市議会定例会で、佐美三議員や浦本議員の一般質問に市長が答弁しましたとおり、私も同様に、送迎バスを導入するのではなく、保護者や児童生徒が網田で学ばせたい、学びたいという教育にすることが大事ではないかと考えております。

そのような中、本市では、宇土市立小・中学校遠距離通学費の支給に関する規則に基づき、公共交通機関の定期代など通学費を一部助成する制度がありますが、これまで小規模特認校制度を利用する児童生徒は助成の対象外としておりました。

しかしながら、小規模特認校制度を利用する児童生徒が、市中心部から網田まで公共交通機関を利用する場合は、交通費が相当かかることから、保護者の負担軽減を図るため、本年4月から当該制度を利用する児童生徒も、遠距離通学費の助成対象とするよう拡充を図ることとしております。

今後も、本市としましては、引き続き小規模特認校制度を利用する保護者の負担軽減のため、送迎バス以外の手段として何が有効であるか検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。やっところまで来たんだなという  
思いです。大規模校でなかなか馴染めなかった子どもたちが、網田の土地で活路を見いだし  
て、一人の網田っ子として成長できる可能性があることをうれしく思います。もちろん、  
網田にこの子どもたちが通うようになって、そしてその親御さんも願わくば引っ越していた  
だいて、網田の土地でしんから育てていただくというのが網田の願いではございます。

さて、次にいきたいと思います。次も所信で市長が、網田小・中学校において特別な特色  
ある教育活動の展開を図るとおっしゃっていただきました。その内容を詳しくお尋ねした  
いと思います。また、期待することをお尋ねしたいと思います。教育長、よろしくお願  
いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

網田小・中学校における特色ある教育につきましては、市長の施政方針にありましたとお  
り、令和6年度から、網田小・中学校において、少人数で網田でしか学べない特色ある教育  
活動を展開したいと考えております。

具体的には、大きな三つの柱としまして、総合的な学習の時間を活用し、特色ある体験活  
動、金融・マーケティング教育、そしてプログラミング教育を、小中学校を通した教育プロ  
グラムとして実施したいと考えております。

この三つの柱を実践することで、将来の児童生徒が社会人、職業人として生きていくた  
めに必要な生きる力を身につけさせたいと考えております。

まず、特色ある体験活動では、網田小の米作りから餅米販売や網田中学校の地元みかんを  
活用したアイスクリーム販売など、子どもたちが農業や漁業等で自ら栽培、収穫し、それら  
を地元企業などの協力により加工するだけでなく、販売までつながるような取組を拡充した  
いと考えております。

既に地元で農業等を営まれている方で、栽培指導や畑の提供をしたい旨の申出もあってお  
りますので、地域住民の方の協力をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

次に、金融・マーケティング教育については、先ほどの特色ある体験活動にもつながりま  
すが、販売商品の選定やターゲット層の決定のほか、価格設定、販売戦略の立案などのマー  
ケティング力を高めるとともに、既に小中学校で導入されております金融教育をさらに発展  
させ、お金の働きや資産運用、模擬企業づくりなどの授業も実施したいと考えております。

最後に、プログラミング教育については、保護者が子どもに学ばせたい習い事のランキン  
グで上位に位置づけられており、プログラミングのスキル習得はもちろん、論理的思考や問  
題解決能力を高める効果があるほか、将来の職業選択の幅が広がるなど大きなメリットがあ  
ります。

既に小中学校においては、プログラミング教育が義務化されておりますが、それをさらに充実させ、小学校から中学校までを通しプログラミング教育を学ぶことで、最終的に簡単なゲーム等が作成できるようなスキル習得を目指したいと考えております。

なお、金融・マーケティング教育及びプログラミング教育につきましては、それらの専門的なノウハウを有する民間企業に委託し、実施することとしておりますが、先ほど申し上げました特色ある体験活動と、これらを相互に結び付けて実践したいと考えておりますので、学校、地域等と連携を密にし、進めることとしております。

これらの教育プログラムは、令和6年度からカリキュラム等を作成しながら段階的に導入することとし、令和7年度から本格的に1年間を通じて実施できればと考えております。

その効果は、すぐに表れるものではありませんが、継続して実施することで児童生徒のスキルアップにつながり、それが市内外に幅広く波及することで、将来的に小規模特認校制度を利用する児童生徒や網田地区に移住する方々が増加することを期待しているところであります。

また、教育プログラムを実践するためには、学校はもちろん、地域住民、地元企業、PTAなどとの連携・協力が不可欠となります。今後も、引き続き他の校区や市外の児童生徒、それらの保護者が、網田で学びたいと思えるような、魅力ある学校づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。様々なプログラムを用意していただきまして、誠にありがとうございます。網田にある企業も協力は惜しまないと常々言ってくれています。我々、網田の議員も全員そうです。ほかの議員さんも網田のことを本当に応援して下さる方が多くて、本当にうれしく思っています。昨日、市長が国際交流は効果が出るのに時間がかかるし、費用対効果は望みにくいというような御答弁がございました。教育もそうだというふうに思います。でも間違いなく、教育こそがまちをつくる上の根幹だというふうに思います。現在、網田小・中学校は年々少ない人数になっていきますけれども、来年度以降、こういった教育が恐らくは模索しながら変わっていくものだと思いますけど、ここで変えてよかったなと思えるような子どもたちが育っていくのではないかというふうに期待しています。来年度かじを大きく切ることとなりますが、この信じた道を一緒に歩いていきたいというふうに思います。是非、全員で一つ成功させて、徐々に他校へと広げてほしいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。学校給食と給食センターについてでございます。現在、食物アレルギーを持つ児童生徒への対応をされていると思います。小学校へ通う私自身の子

どもの献立を見たり、給食時に学校を訪問したりと時々給食の中身を見ますけれども、いろんなアレルギーに近年対応されていて、子どもたちに本当に向き合っておられるなど感心するとともに、すごい労力もかかっているんだろうなと推察いたします。それでもホームページを見ますと、十分応えられない状況もあるというふうにありました。ここまで対応しながら、十分対応できていない状況とはどういったことなのかなということも教えていただければと思います。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

近年、特定の食物を摂取することによってアレルギー反応を起こす児童生徒は、増加傾向にあります。

市でも、学校給食における食物アレルギー対応者については、令和元年度は31人であったものが、令和4年度は40人、本年度は1月末現在で52人と年々増加傾向にあります。

そのため、学校給食センターでは食物アレルギーの対応として詳細な献立表の配布、原因食材を取り除いた除去食の提供、令和4年1月からは調理を伴う代替食（揚げ物や焼き物）の提供も併せて実施しています。

このようにアレルギー対応に対して現在は、除去食、個食品の代替食などを実施することで、対応食としては、おおむね献立に対応している現状にあります。

しかし、学校給食の提供においては、集団給食という性質上、対応困難な食材や調理場の施設整備・人員等に限りがあることから、食物アレルギーを有する全ての児童生徒等の様々なケースに全て対応できない場合などの課題もあります。

特に除去食においては対応者の人数が多く、調理スペースも限られていることから、一人一人の状況に応じた個別のアレルゲンの除去はできませんので、複数のアレルゲンを全て抜いての提供となっております。また、原因となる食材を抜くことで献立として対応できない場合などは、ごく少数ですが自宅からの弁当で対応いただいております。

今後も、国や県、本市の食物アレルギー対応の基本方針に基づき、児童生徒等の安全性を優先し、最善の対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。大変でしょうけども、子どもたちの食の安全のために、今後も御尽力をよろしく願います。

次の質問に移ります。宇城市は昨秋から学校給食費を無償化し、本市は補助をしてきた経緯がございます。物価高騰に伴う食材調達など、運営は非常に厳しいものというふうに推察いたしますが、現状の運営についてお尋ねいたします。また、無償化について現段階の考え

をお尋ねしたいと思います。教育部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

物価高騰に伴う食材調達については、栄養価や量を保ちつつ、やりくりすることには限界があることから、令和5年度は本市を含む県内7市で給食費の値上げを実施しており、また令和6年4月以降においても、複数の市で給食費の値上げをすることが予定されています。

本市では、学校給食費は本年度2学期から1食単価を10円増額し、食材の調達等に努めております。

なお給食費改定に当たっては、今年度は、児童生徒及び園児一人につき月額1,200円を支援する給食費支援金のほかに、物価高騰対策生活者支援事業として高騰した食材の増加分を保護者が負担することがないように、学校給食費食材支援などの保護者の経済的な負担軽減策を実施しております。

また現在、学校給食については、子育て世代の経済的な負担軽減を目的に、第3子以降学校給食費無償化補助事業、米飯給食炊飯業務補助及び幼稚園副食費無償化補助など様々な支援を継続的に実施しています。

議員御提案の給食費の無償化をしますと、1億4,000万円ほどの一般財源が必要となることから、財政的な負担が非常に大きく簡単に実施できる状況ではございません。

宇土市独自の政策としての給食費無償化は難しいと考えておりますが、重要な子育て支援策であり、国もこども未来戦略方針を策定し、給食費無償化の実現に向けて検討していることから、市長会等を通じて、国へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。市独自では厳しいものと分かりました。僕の持論もあるのですけれども、もちろん潤沢に予算があれば無償化も子育て支援策の一環としてできると思いますけれども、ここに関して、変に自治体間競争に乗っかるのではなくて、宇土市独自の路線を歩めないかなというふうに思います。例えば、昨今注目を浴びているオーガニックですね。現状でも子どもたちの栄養を第一に献立を考えてくださり、安全な給食を提供してくださっているというふうに思うのですけれども、宇土市はより質の高い給食を提供できないかというふうに思うわけです。そこで、現段階でオーガニック食材の活用状況をお尋ねしたいというふうに思います。教育部長、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

農薬や化学肥料を使用していない米や野菜を学校給食に導入する取組が広がりを見せてお

ります。ただ、有機食材を使用したオーガニック給食は海外で先行していますが、有機農業の普及率が低い日本国内ではまだ進んでいない現状にあります。

オーガニック給食の導入が進まない要因としては、有機農業での生産物が需要に対して供給が足りていない状況が一因にあるものと考えております。

現在のところ、本市の学校給食において有機JAS規格のオーガニック野菜や無添加調味料についての使用はありませんが、今後、給食に利用するための課題とされます安定的供給や価格等の課題が解消されれば、給食食材として使用する気持ちは持っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。このことに関しては、その後の質問でまた関連してお尋ねしたいと思っております。

続きまして、給食に関連しまして本市の介護施設や医療施設での給食における運営状況についてお尋ねしたいと思っております。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護施設及び医療施設の給食の運営状況については、これらは民間の施設であるため、市で詳しい実態を把握しておりませんが、本市内にも調理員が不足している施設があるようでございます。

介護施設においては、調理員の求人を出しても応募がなく、慢性的な不足に苦慮している施設や、調理員の経験を持つ介護職の職員が、調理員を兼務して対応しているところがあります。また調理員の不足により、入院患者に食事の提供ができないため、一時的に入院の受け入れができなかった医療施設があります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。民間施設のことをいろいろ調べてくださり、誠にありがとうございます。なぜこの質問をしたかといいますと、次の質問にかかってくるのですけれども、給食センターの今後の活用ですね。一度、去年仮設庁舎のときに市長も言及されました、給食センターの建て替えを議論する際に、今は学校給食だけを1食だけを作っている、これをちょっと考える必要があるんじゃないかというような内容だったと思います。私もこの介護施設、医療施設で従事される調理師の方に話を聞くと、慢性的な人員不足に苦勞されています。そしてあと老朽化ですね、そういったところも苦勞されていて、もし宇土市のほうで給食センターの建て替えと同時に、このセントラルキッチンのようなものを造るといような方向が示されれば、私達も運営を何とかだまされ、今の

施設でやっていけるんだというような話もございました。もちろん、民間の給食を宇土市の公営のほうで作るとなると、もちろんこの費用負担とかそういうのもあると思います。いずれにしても、今後あと数年たったら恐らくこの給食センターの建て替えの議論が始まってくるんじゃないかと思いますが、そういった方向を示すのも大事ではないかというふうに思います。そこで、現段階でいいですけども、給食センターのセントラルキッチンとしての運営の可能性はどうなんだろうということを、市長にお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

現在の学校給食センターは、これまでに修繕や改修を重ねてきましたが、御指摘のとおり、老朽化した施設となっております。

現施設では老朽化に加え、敷地面積や調理スペースも限られているということから、現在の施設において、このセントラルキッチンをそのままというのは当然難しいと思っております。

令和5年3月市議会定例会において、中口議員から御質問いただいた際に答弁をさせていただいております、それと少し重複しますが、高齢者施設や保育園などの給食をまとめて作ることで、例えば、それとは別に夜は別の用途に使う、休日、使わないとき、夏休みは使わないんですが、そういったときは別用途に使うなど、給食センターを複合的に利用するということが、当然考えていく必要があると思っております。給食センターに限らずですけども、人口減少化社会になって図書館でもそうですけれども、今までは一つの公共施設は単機能だったのが、現在新しい施設はどこもそうですけれども、いろいろ複合的な機能を持たせてあります。それはやはり費用対効果を出すということ、少しでも活用を広げようという意味であろうと思っております、そういう意味では給食センターも同じではないかなと思います。

この給食センターに関しましては、教育委員会での建て替えの必要性、時期も含めてですが、そして民間活力を合わせた給食センターの運営等々、給食センターの建て替えの議論の中で、議員が御提案いただいております、給食センターで調理した給食を介護施設や医療施設などにも配送するというようなセントラルキッチンの利用についても、検討事項として考慮していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。庁舎ができてまだ1年も経っていない今、私も給食センターのことを引き合いに出すのは本当に申し訳なかったなと思うんで

すけども、すごく大事なことだというふうに思いますので、併せてよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。有機農業についてでございます。農林水産省は2021年5月に、環境に配慮した持続可能な農林水産業を目指す、みどりの食料システム戦略を策定しました。2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標を掲げ、有機農業の拡大や化学農薬の削減などに関する数値目標を設定いたします。こちらのほうが2050年までの主な取組ということで、写真を載せております。また、地域ぐるみで有機農業の拡大を実践するオーガニックビレッジという取組は、2022年度の55市町村から、2023年度は91市町村まで拡大しております。2025年目標として掲げる100市町村の前倒しの達成や2030年の200市町村までの拡大を目指しています。有機農業の取組が広がっている市町村では、耕地面積に占める有機農業の割合が5%を超えている状況があるらしいのですが、ここに関して本市の状況をお尋ねしたいと思います。経済部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

有機農業とは、有機農業推進法において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

また、有機農業に関しては、国が策定したみどりの食料システム戦略において、その実現に向けた数値目標の一つとして、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%まで拡大すると掲げています。

本市の有機農業の取組状況についてですが、国の補助制度である環境保全型農業直接支払交付金制度を活用し、3戸の農業者で組織されている宇土市環境営農組合が取り組んでおられ、水稻やキュウリを作付けされております。

環境保全型農業直接支払交付金制度とは、農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援するもので、1期5年計画で実施し、現在は令和2年度から令和6年度までを期間とする第2期が実施されています。

なお、本市の令和5年度の有機農業取組総面積は14.5ヘクタールで、耕地面積6,499ヘクタールに対して0.2%とまだまだ少ない状況となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。少ない現状が分かりました。食料安全保障上でもこの国の動きというのは間違っていないというふうに思います。これは私の所管である経済分野ではございますけれども、是非、この国の目標値を達成するように、本市でも積極的に進めてほしいというふうに思います。そのような中、先ほど質問した学校給食と連携できないかというふうに思うわけでございます。オーガニックは、セレブのためのものと思われる節がまだ残っておりますが、体と心をつくる子どもたちのものであるというふうにこれからは捉えて、できる食材から進めていけないかというふうに思います。有機農業をやるのは大変だと思います。周辺の農家さんの理解そして協力がないと成り立ちませんし、しっかりとした販路がないと生産者も安心して作物づくりにいそしめないというふうに思います。そこで、学校給食と連携して、例えばお米、例えばジャガイモ、例えばレタスなど、できることから毎日とかではなくて週に1回、月に1回でも、とにかくできることから有機野菜、食材を確保できないのかなというふうに思います。市長の今のお考えをお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

最初に、有機農業の促進についてですけども、先ほど経済部長が答弁しましたとおり、本市で、環境保全型農業直接支払交付金制度を活用し有機農業に取り組んでいる農業者は3戸でございまして、取組面積も14.5ヘクタールとまだまだ圧倒的に少ない状況でございまして。

要因としましては、有機農業は、化学肥料や農薬を使用しない、そういうこともあって、病虫害や雑草対策が非常に難しいと。また栽培技術が確立されていないため、安定した収量や品質が得られないなど、作物を作る上でのデメリットがございまして。それとは別に、先ほど議員も少しお話をされたのですが、隣接地に一般の農地があるとその影響を受けてしまうということ。特に米を作られている方は私も直接お話を何度もお伺いしたのですが、そこでは米に消毒はしていないんだけど、周りで米に撒く消毒がかかる、あるいは水に染み込んだものが水として流れてくるとなると、もう農薬が微量でも検出されることになってしまうのですが、そうなったらもう有機として出せないということで、非常にそういった部分で、先ほど隣地の周辺の協力という言葉も議員もおっしゃいましたが、そういった部分が非常に重要であるということで、それが広がりにくい要因になっていると思われまして。

とはいえ、これは全国的にこれを広めようということでございまして。本市としましても、環境保全型農業直接支払交付金制度の第3期が開始される令和7年度に向け、農業者に対し本制度を有効活用していただけるよう周知徹底を図って、引き続き有機農業の促進に努めなければならないと思っております。

次に、学校給食との連携についてですけれども、現在、米飯給食用の米のほか、複数の農業者で組織された合同会社U. T. O. と契約を交わして地元農産物を提供するなど、学校給食との連携により地産地消の取組を推進しているところでございます。こちらも村田議員等ずっと言ってこられました、地元産をとにかく使ってくれということで御要望もいただきました。そんな中、地元産を使えるところから使っていこうというような動きで、やっと動き出しているというような状況でございます。

その上で、地元産の有機農産物の提供となると、供給量自体がそもそも足りないというのがもちろんありますし、有機農業が安定していない今の状態でこれを使うのは非常に難しいということも問題でございます。更にはまだまだ高いと、とんでもない金額になってしまいます。給食費の無償化等の問題がある中で、よその農産地の有機の産品を取り入れて使ったとした場合に、どうしても農産品単価が高いものですから、給食費にその分跳ね返りもしてきます。そういう意味で、給食の経営上の問題も発生をしております。

そういうことを考えますと、現時点で地元産の有機農産物の学校給食への提供は難しいし、品目を限ってかもしれませんけれども、他産地の有機農産物を少しでもというところについても非常に難しい面があるということ、その点について御了解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） とはいえ、諦めてほしくないなと思います。ないから無理とかではなくて、これだけ買いますというメッセージがあってもいいのかなと思います。卵が先か鶏が先かで、メッセージが先にあってもいいんじゃないかなというふうに思います。市長も就任されたとき、特定健診受診率を上げて将来的な健康な市民を増やそうとなさいました。今回のこの件ももちろん学校給食は子どもですから、子どももそうですけれども、ひいては市民の健康のためです。質の高い食材を提供して子どもに健康になってもらう、もしかしたらアレルギーの子も減っていくかもしれません。有機栽培農家も増えて農家の所得も上がるかもしれません。理想論かもしませんが、有機野菜が地元のない自治体は、地域間連携に取り組みれたりとかもされています。地産地消の観点からそこはちょっと違うのではないかとされるかもしれませんけど、この有機野菜の観点で、是非諦めないで挑戦するために検討から始めてほしいなというふうをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

保育所についてでございます。年度途中の待機児童数が多いと伺っています。私のほうにも相談がちょこちょこありますけれども、うまく解決できないときもあって、子育て層に喜ばれる市を目指していきたいのに、宇土市は住みづらいと言われると心を痛めてしまいます。本当にこの待機児童問題は宇土市として最重要課題の一つではないかなというふうに思っ

います。今年度はもう終わりに近づいておりますけれども、来年度のこの待機児童の状況は、見込みとしてはいかがなのでしょう。また、これまで保育士の処遇改善や定員を増やしたり、保育所でも努力されてきていると思いますけれども、なかなか改善されないのはなぜなのでしょう。要因と解決策をお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

本市における市内保育所の待機児童の現状としまして、昨年の4月1日時点で7人の待機児童が発生しており、現在も特に0歳から2歳児を中心に入所希望の児童を受け入れられていない状況が続いております。これは、年度途中で児童が1歳の誕生日を迎えて、その保護者の育児休業からの職場復帰や求職活動の開始、転入などによる入所申込者数の増加、また、保育士不足等の理由から入所希望児童の受け入れができなかったためでございます。

令和6年4月入所の申込状況については、現在、新規に多くのお申込みをいただいているところですが、4月1日の待機児童ゼロを目指して、各保育所に対して、できるだけ多くの児童を受け入れていただくよう個別に協議をさせていただいているところです。

これまで本市では、待機児童の解消を図るための対策として、熊本県予備保育士確保促進事業を活用しております。これは、年度当初から児童数に係る保育士の配置基準を超えて、新たに保育士を配置した場合に、その人件費を助成するものです。実績としまして、令和4年度は市内の15園中10園が実施し、13人の保育士を確保され、今年度においては6園が実施し、6人の保育士を確保されております。しかし、勤務している保育士の出産、育児に伴う産前産後休暇、育児休業の取得や年度途中の退職者も多く、予備的な保育士を確保するまでに至っていないのが現状です。

また、今年度は、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用に対して補助をする事業や、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置する場合に補助をする事業も実施しておりますが、これらの補助事業を活用されたのは1園ずつのみで、合計で3人の保育補助者及び保育支援者が配置されております。

このように、各種の支援策を講じておりますが、保育士のなり手不足は解消せず、深刻な問題ですので、その対策としまして、市内保育所で働きたいと希望する保育士に直接届く処遇改善により、保育士を増やす取組を準備しているところです。具体的には、昨日、野口議員の代表質問で市長が答弁しましたように、令和6年度に奨学金返済支援補助金を新たに創設し、市内保育所で働く保育士の確保に努めていきたいと考えております。

また、特に年度途中で保育の希望者を受け入れができていない0歳から2歳児の定員増に対応できるよう、令和7年度からの民間企業等による小規模保育所の開設に向けて協議を進めているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。そのような状況の中で、2年後ではありますが、令和8年度から、こども誰でも通園制度が始まります。内容は、通知している内容、分かりやすく新聞社が作ったやつなんですけども、前倒しでこの事業に取り組む自治体も出始めています。まだ先の話ではございますけど、それでもあと2年後、もう、すぐ来ます。このような状況で、このこども誰でも通園制度は宇土市でも対応可能なのか。そもそも抜本的な解決策が求められているのではないかというふうに思いますが、いかがなのでしょう。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

こども誰でも通園制度につきましては、生後6か月から2歳児までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で保育所等を利用できる制度であります。これまでの一時預かり事業のように、子育てに係る保護者の負担軽減などを理由とした、保護者の立場からの必要性に対応するための制度とは異なり、子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているものであります。

現在、当該制度の本格実施を見据えた試行的事業（モデル事業）が始まっておりまして、本年1月には全国で108の自治体の実施している状況です。

本市におきましては、本年2月現在、生後6か月から2歳児の人口660人のうち、保育所等を利用しておらず、この制度の対象となる子どもは約300人と見込まれます。先ほど答弁しましたとおり、本市は待機児童対策や保育士の確保、保育施設の面積要件など、様々な課題がありますので、モデル事業の実施を早急に進めることは大変困難であると考えております。

本市としては、当該制度の必要性は十分認識しておりますが、まずは、年度当初はもちろんのこと、年度途中の待機児童を解消することが最優先であることから、それに最大限の注力を傾けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。待機児童を抱えた状況で、こども誰でも通園制度を前倒しで始めるわけにはいかないというふうに思いますが、これで自治体のサービスに差ができてしまうように思います。もちろん答弁されたように、まずは待機児童ゼロを目標に体制を整えるべきだというふうに思いますが、やはり、抜本的な解決策が求め

られているのではないかというふうに思います。もちろん、昨日の野口議員の代表質問で御答弁された奨学金の制度ですね、もちろんそれも必要だというふうに思いますけども、それプラス例えば、市で保育士を雇用する若しくは職員の資格取得を支援すると、そして保育士が不足しているところに派遣して、のちにその待機児童がなくなったりとかした場合は、本来は市の職員なので、市の職員の中で手薄なところに配置したりとかして、市の職員として後は勤務していただければよいのではないかと思いますし、また、保育士の地域おこし協力隊の活用も考えられるのではないかというふうに思います。いずれにしても、ありとあらゆるこの施策で考えられることは、挑戦してもいいのではないかというふうに思います。そのあたりの考えをお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先ほど健康福祉部長が答弁しましたとおり、保育所の待機児童については、解消に至っていないのが現状でありますけれども、本市が、子育て世代に移住・定住の地として選ばれるためには、御指摘のとおり、この問題の解決が重要かつ喫緊の課題であると認識しております。

待機児童が発生している原因の一つである保育士不足についてですけれども、保育園に定員があっても定員満杯受け入れられない状況に今なっております、子どもが極端に増えているわけではありません。去年と今年でも余り変わらないぐらいなのですが、保育士がとにかく足りないというような状況になっているのが実情でございます。そのために、行政として有効な手立てを講じていく必要があるというのはもちろんでございます。今、市のほうでも幼稚園を2園持っております、この幼稚園の先生の確保にも精一杯の状況でございます、なかなか来てくれない。公務員ならばみんな来てくれるだろうと思われるかもしれませんが、公立幼稚園でもやはり人は来てくれないような状況になっています。これが、今保育現場の実情なのかなと、特に感じているところです。

そんな中、市が保育士を雇用して、市内の私立保育所に派遣することができるのか、その可能性も含めてですけども、これについては調べてみたいと思いますし、可能であれば取り組んでみる価値は十分あると思っております。これについては調査をしたいと思っております。

そしてまた、保育士の地域おこし協力隊員の活用につきましても、こういう考え方もあるんだなと私もちょっと驚いたんですけども、他の自治体で取り組んでいるところがあるということでしたが、内容を見てみると、何か特色ある保育支援の充実のために雇用ということで、公立保育所で活動されているのが大半であると、私立に派遣しているところをまだ探せていないような状況であります。ですから派遣として私立保育園に派遣できるかというのは、少し調べてみないと分かりませんが、これも可能であるならば、保育

士の不足に少しでも貢献はできると思いますので、これについても研究をしてみたいと思っております。

いずれにせよ、保育士資格を持っている方はたくさんおられるんですけども、なかなか保育士のなり手がいないというのは、全国どこでものようでございますけれども、何とかこの処遇を改善してあげたいなというのが、私たちの思いでもございます。一日も早くこの状態を改善して、先ほどのこども誰でも通園制度とかにつなげていけるように頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。私としては、本当に頑張ってもらいたい、頑張ってくださいとしか言えないんですけども、今回相談があった内容は、湯野課長のほうにはお伝えしましたけれども、子どもを産んで、2人いらっしゃってですね、1人が保育所に通っていると、そして今度2人目の子どもを保育所に預ける際に、その保育園は拒否された。第二希望、第三希望も駄目だったということで、でも収入的にはもちろん働かざるを得ない。でも、子どもを預けられない現状があるということで、御主人が働いている間は家にいて子どもを見て、御主人が帰ってきたときに2人目の子どもを預けて、24時間営業のスーパーに夜中に働きに行かれるというような状況があらわれて、朝は子どもと一緒に寝ていらっしゃるというような状況があって、相談を受けたときには本当にもう、自分だったらどうだったんだろうというふうに思うわけでございます。恐らくそのような方が今結構いらっしゃるのではないかと、深夜に働いているかどうか分からないですけど、そのような方がいらっしゃるのではないかとこのように思えます。だからといって、現状をお聞きしてすぐに解決するとは言えませんが、あらゆる施策を講じて解決に向かわないと、やはり宇土市から子育て層が離れていくのではないかなというふうに思えますので、何とぞお願いをして、次の質問に移りたいと思えます。

L I N E公式アカウントについての質問になります。市民への細やかな最新の情報提供や緊急連絡等の充実を図ると所信にありましたけれども、どのような内容かをお尋ねしたいと思えます。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えいたします。

市の情報発信につきましては、現在、広報紙やホームページのほか、InstagramなどのSNSを利用しております。中でも、プッシュ型である公式LINE（無料版LINEビジネスアカウント）を積極的に活用しております。

しかしながら、現行の無料版システムには一斉送信の機能しかなく、市から配信する全て

の情報が登録者全員に通知されてしまいます。その結果、自身が必要としない情報も受信することになり、現状では細やかな情報提供ができていたとは言い難い状況となっております。

そこで、LINEアカウント連携システムサービス（LINE拡張機能）の導入を計画し、その予算案を本定例会に上程させていただいております。新サービスを導入しますと、登録者が居住地区や知りたい情報などを受信設定する機能が加わります。それによって、市民のニーズに合わせた情報を配信するセグメント配信ができるようになり、登録者は必要な情報だけを受信でき、LINEからのより細やかな情報提供が実現可能となります。

例えば、ごみの収集日通知機能を導入している他の自治体では、登録者が居住地区や希望するごみの種類、配信時間をあらかじめ設定でき、指定した日時にごみの収集日に関する通知を受け取られるようになっております。

そのほかにも拡張サービスには、防災情報の地域特化型配信や子育て支援情報の提供など、多岐にわたる機能がございまして。本市における拡張機能の導入に際しては、他自治体の成功事例を基に、本市の状況に最適な情報発信の方法を検討し、より効果的な取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。最近、いろいろこのLINEアカウントに関しては発信内容を工夫されて、無料版としての機能が十分果たされているのかなというふうに感じていました。来年度以降は予算をかけて機能を拡充して、より使い勝手のよいサービスに生まれ変わるということで期待をしています。詳細は常任委員会のほうで十分精査してほしいと思いますけれども、私から1点、であれば、普及に力を入れないといけないというふうに思います。今回予算計上してあるのが863万円。今まではゼロだったのが863万円になるわけでございます。現状その恩恵を受ける方々は何人いらっしゃるかというと、昨日現在で3,119名、ちょっと物足りないと感じるわけでございます。熊本県内の14市を見比べてみました。これが昨日現在の登録者数、そして人口は1月1日現在の人口です。アカウントがない自治体もありますけれども、このような形になっています。一番右側の登録者数分の人口ですけれども、ちょっと見方があるのですが、これはパーセンテージではなくて、その数字の人数に対して1アカウントという見方です。僕のオリジナルの見方といいますか、ちょっと見づらいかもしれませんが、数字が高いほど人口に占める割合は少ないということになります。ですから、ここで見ると上天草市は費用対効果が高いといいますか、2万2,700人の人口に対して1万2千アカウント登録されているということになりますので、そのような感じになります。一見、このLINEアカウントは必要なのかと、余りLINEを使わない人は思うかもしれませんが、今の時代は必要不可欠だとい

うふうに思います。能登半島地震が元日に発災いたしましたけれども、私も現地の情報を取るべく、石川県珠洲市と輪島市のアカウントを登録しました。珠洲市は1万2,500人の人口に対して今8,700人、輪島市は2万2千人の人口に対して1万4,600の方が登録されています。どちらも震災後、僕は1月10日ぐらいに登録をしたのですが、どちらも震災後倍以上に登録者が増えています。それほどLINE公式アカウントのニーズが被災地でその支援を求める方とかにとっては高いということになります。普段の日常生活でも老若男女、一番利用が多いSNSはLINEだというふうに思います。このLINEアカウントの充実に予算をかけること自体に反論はしませんけれども、今の登録者数のままでは心もとなく感じます。開設4年半で登録者が3,119名、この現状をどう思うのか。また登録者、特に市内登録者を増やさなければならないというふうに思いますが、普及方法及び目標数をお尋ねしたいと思います。総務部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

宇土市公式LINEの登録者数は、2月14日現在でございますけれども3,082人、人口比で申しますと約8.5%となっております。この登録者数につきましては、率直に申し上げまして、決して多いと言える数ではございません。

先ほども答弁をしましたが、今後、LINEアカウント連携システムサービス（LINE拡張機能）の導入を計画しております。この導入の主な目的は、情報発信の質を向上させることにより市民サービスの充実を図るとともに、セグメント配信を実現し、より細やかな情報提供を可能にすることで利便性を高め、結果として登録者数の増加を目指すものでございます。

機能導入後は、リニューアルしたLINEのメリットを理解していただくため、市役所の窓口や市内施設でのPR活動を積極的に行ってまいります。また、市主催の会議やイベント等でのPRも強化していきたいと考えております。

登録者の目標数につきましては、人口比で約30%、1万1千人程度の達成を目指したいと考えております。

本市の現状にある8.5%を踏まえ、非常に高い目標設定となりますけれども、拡張機能の導入を契機として、市民の皆様が公式LINEが価値あるサービスだと認識をしていただき、できる限り早急に目標が達成できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。上天草市LINEアカウントは、県内では一番充実しているように見えますが、年間450万円を投じているようでござい

す。上天草市より予算は多いようですし、上天草市を超える数をまずは目標にしてほしいというふうに思います。まずは、すぐにでもできる全庁挙げてこのLINEアカウントを増やす取組を行ってほしいというふうに思います。

次の質問に移ります。移住・定住支援対策についてでございます。移住・定住対策について議論するに当たり、切り離せないのは空き家活用です。近年の日本人はとにかく放置をするのが文化となり、畑も放置で耕作放棄地、自分が住んでいた家さえも放置で空き家となると、世帯や人が減り続けている昭和の時代に元気だった西部地区で、特に顕著に見られる現象です。西部地区の活性化は空き家対策にあり、これは私が議員になる前からの持論ですが、便利さを求めてもしょうがない、あるものを活用していくしかないんです。それが自然だったり、空き家になるわけでございます。私も6年前、それまで2年近く空き家だった中古物件を購入して網田地区に戻ってきたわけでございます。本当に住んでよかったなど、御縁があってよかったなというふうに思っています。この御縁づくりの足がかりを、地域おこし協力隊員の方がみんな一生懸命空き家の掘り起こしをやっていただいているというふうに思います。役所の中で座っているだけではなくて、区長さんと歩いてみたり、自転車で物件を見て回っている姿をよく見受けます。本当に頑張ってもらっているなど感心いたします。今後も引き続き頑張ってもらいたいと思いますが、その御縁づくりを強かにバックアップする制度も必要だというふうに思います。そこで、来年度の移住・定住策について伺いますが、これまでの制度の課題を示していただきまして、期待することと具体的な目標を含めて内容を教えてください。企画財政部長お願いします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

現在、空き家の利活用につきましては、移住・定住の受け皿として空き家バンク制度を実施しており、空き家対策の一つとして位置づけております。

空き家バンク制度につきましては、市外から本市への定住等を促進し、地域の活性化を図るため、平成27年9月から開始し、現在9年目になります。

開始から現在に至るまでの空き家の登録総数は24件となっております。成約件数につきましては、本制度を活用し成約に至った件数が7件になります。

この空き家バンク制度に関しましては、空き家の登録数が少ないことが課題であると認識しております。

これまで、空き家バンクの登録促進のため、固定資産税の納税通知書発送時に、宇土市空き家バンク制度の御案内を同封しまして、周知を図ってまいりましたが、複数件の相談や問い合わせはいただくものの、物件の未登記や相続等未了などの理由により、登録までは至らないケースが多くありました。

この課題を解決するため、対象要件を拡充するとともに、効果的な支援を行うため、新年度当初予算として本定例会に上程している内容を申し上げます。

まず、登録の対象とする空き家については、個人の住居に加え、店舗も含めます。

また、申請時の要件として、これまで物件が登記されていること、登記名義人が申請者となることを定めておりましたが、これを契約までの登記を条件に、未登記物件や相続登記等未了の物件も空き家バンクへの登録を可能といたします。

利用者登録に関しましては、移住促進と併せて定住促進、空き家活用の観点から、市外からの転入に限らず、市内の方でも利用登録を可能といたします。また、利用者本人が居住することを条件としておりましたが、例えば、個人が空き家を活用したビジネスを行う場合も可能とするなど、居住目的以外の利用者登録も可能とし、大幅に枠を広げます。

次に、空き家バンク制度利用者への補助制度として、改修費に対してこれまで一律60万円、家財道具撤去費10万円としておりました。これを、西部地区への定住・移住を促進するものとして、西部地区の空き家取得、改修に対して100万円、家財道具撤去費20万円、西部地区以外につきましては、空き家取得、改修に50万円、家財道具撤去に10万円と補助額の変更や補助対象項目の追加を行います。これまでの改修費用、家財道具撤去に加え、建物物件取得費を追加すること、また、利用者につきましても先ほど申し上げましたように、市外からの転入だけでなく市内から市内への転居も対象とするため、物件、利用者ともに登録件数が増えるものと見込んでおります。

このほか、定住・移住対策として、西部地区での新築や建売住宅の購入に対して100万円の補助、住宅の取得に加え、中学生以下の子を帯同して西部地区へ転入又は転居される場合は、中学生以下の子どもの数に応じて、1人20万円、2人50万円、3人以上100万円を補助したいと考えております。この中学生以下の子を帯同する場合の補助につきましては、空き家バンク制度による住宅の取得も対象としております。

第6次宇土市総合計画後期基本計画の成果指標におきまして、2026年度の空き家バンク累計登録数40件を目標に掲げておりますが、これらの制度改正により、前倒しで目標を達成するとともに、これまでの移住に重きを置いた施策から、市内における空き家活用の活性化を含めた施策、いわゆる定住施策に転換し、市の活力を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。本気度がうかがえる内容でありありがとうございます。未登記物件を条件付きで認めてもらえることを含めて、ふんだんにこれまで提案してきたことを入れていただきました。本当に感謝いたします。ここまで西部地区に

対して補助金の拡充をしていただいたにもかかわらず、またちょっと注文を付けるようでございますが、もちろんこの制度で来年度動いてほしいのですけれども、一つ提案したいのは、持ち主がいざ空き家を貸す、売となった場合に、悩むことの一つに大事な物の保管場所だというふうに思います。あるいは、片づけが追い付かない場合の一時的な物の避難場所といえますか、そんなに状態がよくない空き家や倉庫でもいいと思うのですけれども、市では是非借り受けて、部屋だったり間仕切りをして空き家バンクに登録した方のみ、そのレンタルスペースのような利用の仕方で利用可能という、条件付きで貸すようなことをやってもいいんじゃないかなというふうに思います。恐らく今掘り起こしをやっている地域おこし協力隊員も、そういった今の既存空き家の物をどうするかといった状態に、恐らくぶつかっているのではないかなというふうに思いますので、引き続き、御検討をお願いしたいというふうに思います。

続いて、次の質問に移ります。次は、地区ごとに協議会をつくれないうことなんです。これも最近私がよく言っていることなのですが、例えば、網田で言えば網田支所に窓口を作って、地図を貼って情報を共有するんです。この空き家はどなたが管理しているとか、物が片づいたら貸すと言っているとか、1人でも多く協力的な人が協議会に携わっていただいて、そうしたほうが当事者意識が地域に芽生えていくというふうに思うんです。地域おこし協力隊員が頑張って掘り起こしをやっていただいているのはすごくうれしいし、ありがたいことなんですけど、これが当たり前になると行政が助けてくれるよとか、やってくれるよという他力本願になると思うんですよね。それを協議会の形が適切かどうか分かりませんが、その考えはいかがなんでしょうか。企画財政部長の考えをお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

西部地区の活性化のためには、空き家バンク登録物件の掘り起こしが重要なポイントであるということは十分認識をしております。そこで、昨年11月から地域おこし協力隊員を2名採用し、登録物件の掘り起こしに取り組んでいるところです。

この掘り起こしは、地域の情報や家の持ち主との信頼関係がないと進まないと考えております。着任したばかりの地域おこし協力隊だけでは難しく、地域に精通した協力者の存在は欠かせないということは当然のことですので、地域おこし協力隊が地域で空き家の確認等を行う際には、まず、行政区長宅へ伺いまして、その地域の情報を確認した上で、活動を行うこととしております。

地域おこし協力隊による掘り起こしの活動は、西部地区から始めており、網田地区と網津地区、緑川地区、走潟地区へのチラシ配布は終えているところです。

その効果は表れてきておりまして、相談から登録申込みに至った物件が2件、また、相談

件数自体も増加の傾向にあります。

今後、地域おこし協力隊は地域の皆様と交流を積み重ね、信頼を得た上で、地域の協力者と共に、空き家バンク登録物件の掘り起こしに努めてまいります。また、取り組む姿勢につきましては、市民の皆様と行政での協働という意識を高く持つとともに、行政内部においても縦割りではなく連携、連動を図るように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございます。協議会という形でなくてもいいと思いますけれども、当事者意識を植え付けたほうがいいし、そのために1人でも多く我が事だと捉えていただく方に協力を仰いだほうがいいと思います。何より地域で情報の見える化は必須だというふうに思います。協力は惜しみませんので、引き続きよろしく願いいたします。

続いて、最後の質問にいきます。自治体マイナポイント事業についてです。マイナンバーカードは、個人を証明する身分証明書としての機能はもちろん、住民票の発行や確定申告の際に簡単に申告でき、セキュリティに一定の不安要素は持ち合わせながらも、今後の社会システムの中で切り離せないカードであるというふうに考えています。そのマイナンバーカードでございますけれども、その機能を使ってポイントを付与したり、またアプリと連動して現金のように買い物ができたりすることを、ざっくりマイナポイント事業というわけでございますけれども、この機能を使って現金給付などの事業が行えないかと提案したいのが、今回の趣旨でございますが、まずコロナ禍移行における現金給付と商品券配布業務の人員費、手数料などの実態についてお尋ねいたします。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、福祉課所管の低所得世帯を対象とする給付金事業についてお答えします。

コロナ禍以降、令和3年度から令和5年度までに国の交付金を財源として実施した低所得世帯を対象とする給付金事業は、国の事業を4事業、市独自の事業を4事業実施いたしました。これら合わせて8事業の事務費総額は2,669万円でした。内訳は、会計年度任用職員の人員費、消耗品・封筒印刷費、通信運搬費、振込手数料、システム改修委託料です。

なお、国の事業の事務費については、実際に支給する給付金に当たる事業費分とは別に、給付を行うために要する事務費分として全額が国の負担となっています。

次に、商品券事業についてお答えします。

令和2年度から令和4年度までに国の交付金を財源として、3回の商品券事業を実施しました。これらの事務費総額は3,335万円でした。内訳は、会計年度任用職員の人員費、

印刷費、郵送費、商品券換金業務委託料などです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。合わせて7,000万円ぐらいは事務的経費ということでおっしゃいました。どれだけ総額が給付されたことに対する7,000万円かということにはちょっと分かりませんでしたので、割合が何%かも分かりませんが、この7,000万円という数字は決して小さい金額ではございません。仮にキャッシュレスで給付ができた場合は、それでもある程度の人件費は必要だと推察できますが、そのほとんどを有効活用できるのではないかというふうに思います。浅はかな発想ではあるというふうに思いますけれども。そこで今、本市が現金給付ではなく、キャッシュレスでの給付に切り替えた場合、実際どうなのか。メリット、デメリットをお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

キャッシュレス化した場合に考えられるメリットとデメリットについて、低所得者世帯を対象とした給付金事業と商品券事業に分けてお答えします。

まず、低所得者世帯を対象とした給付金に関しましては、メリットとしては、事務作業の軽減、振込手数料の削減、ポイント付与までの時間が短縮できるという点だと考えます。

ただし、キャッシュレス給付を選択した場合でも、低所得者世帯向けの給付は、対象と思われる世帯に通知を送付しての要件確認、それを審査する事務作業が必要であるため、人件費の削減効果は多くは見込めません。

デメリットとしては、1点目にマイナンバーカードの取得率が100%ではない現状では、キャッシュレス給付と現金給付の両方に対応する事務が必要となり、事務が煩雑になること、2点目にマイナンバーカードに付与したポイントを、受給者がそれぞれ各決済サービスのキャッシュレスポイントへの変換手続を行う必要があり、その手続に支援を必要とする人や、そもそもキャッシュレス決済を利用しない人が一定数いると考えられること、3点目にポイント給付に関するトラブルが発生した場合、現金給付よりも解決までに時間がかかってしまう恐れがあることなどが考えられます。

次に、商品券事業についてお答えします。

商品券事業をキャッシュレス化した場合のメリットとしましては、事業主体である市側では、効果検証を容易にできることや印刷や郵送等の業務負担の軽減が考えられます。また、商品券が利用される店舗側としましては、商品券の換金手続が簡易になる上に、早く現金化できることが考えられます。最後に、利用者側のメリットとしましては、紙の商品券よりも

紛失のリスクが少ないこと、1円単位での利用が可能になることが考えられます。

次に、デメリットとしましては、事業主体側では、システム導入費用がかかること、また、商品券事業の規模や使用頻度にかかわらず、一定額のシステム運用経費が継続的に発生すること、予期せぬシステム不具合などが発生した場合の即時対応の事務負担、不正アクセスなどによるセキュリティの問題が考えられます。

商品券を利用される店舗側としましては、デジタル機器を所有していない場合は除外されること、機器の操作に不慣れな場合の対応が必要になること等が考えられます。

最後に、利用者側のデメリットについてですが、デジタル機器を所有していない方、又は操作が不慣れな方の場合は利用することができないことが考えられます。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。費用やスピードではメリットの要素が大きい反面、セキュリティ面と環境整備の様子でデメリットがあるということでございました。十分理解いたします。しかしながら、今後DXだとか速やかな対応とか、そういったことも考えると、少なからず検討していつてはどうかというふうに考えます。今、報告されたメリット、デメリットを踏まえて、今後のために検討する余地としてはどうなのかということも併せてお尋ねしたいと思います。健康福祉部長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

キャッシュレス給付には、市民、行政の双方にとってメリットもありますが、考慮や対応しなければならないデメリットも多いため、給付事業の目的や対象、人数、金額などにより、導入が適しているかが分かれるものと考えます。

低所得世帯を対象とする給付金については、今後、キャッシュレス給付の導入も調査が必要ですが、現金は、いつでも、どこでも利用できるため、その点においては、より市民にとっての利便性が高い現金給付を行っていききたいと現時点では考えています。

次に、商品券事業についてお答えします。

これまで本市が実施してきた、新型コロナウイルス対策や景気対策としての商品券給付事業におきましては、前提として、全市民に対して平等公平に、一人当たり同額の商品券を交付することを重要な要件とし、事業を行ってきております。

また、買うことができる人だけがそのメリットを享受できる、いわゆるプレミアム付き商品券ではなく、定額給付型の商品券事業としているのも、市民全員に対し、平等にその効果を波及させることを目的としているためです。

先ほど、キャッシュレス給付による利用者側のデメリットとしてお答えしましたとおり、

デジタル機器等を所有していない市民の方々は、商品券を利用することができなくなります。したがって、当面の間は、その交付金の趣旨に基づきながら、まずは全市民に対し平等に配ることができる、そして年代問わず全市民が簡単に使うことのできる、従来どおりの紙による商品券事業を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） 御答弁ありがとうございました。今すぐやらないといけないというわけではございませんけれども、時代はキャッシュレスにもう進んでいっています。すぐに、できるところから始めている自治体も少しずつ増えてきています。是非、研究をしていただきたいなというふうに思います。

最後の質問に移ります。地域通貨についての考えをお尋ねいたしますけれども、これは、今マイナポイントということでキャッシュレスに関しまして質問させていただきましたが、地域通貨もキャッシュレスの一つでございます。私も特に去年の1月、地域経済を潤すための施策であったP a y P a yの30%換金の事業がございました。これを機に、私もよくP a y P a yを使うようになったのですが、このP a y P a yを使うとすごく便利なのですが、どうしてもたくさん地域にお金を落としている感覚には、だんだんだんだんならないようになってきました。それでも時代はキャッシュレスで、大きなP a y P a yとか、a u P A Yとか、L I N E P a yとかいろいろありますけれども、その大きなところがどんどんお金を奪い取っていくのではないかなというふうに懸念が付きまわってなりません。昨年末も経済建設常任委員会で視察行った際に、こういった先進事例を学びましたけれども、やはり自治体規模が小さくないと、まだうま味がないなということも実感しております。とはいえ、やはり時代はこっちのほうに進んでいるので、少しずつ我々も3万6千人ほどの自治体でも、ちょっと考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思うわけでございます。そこで、市長の現段階でのこの地域通貨についての考え方をお尋ねしたいと思います。市長お願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

地域通貨の効果としましては、地域内でお金が循環できるということが挙げられると思います。次に、地域通貨がデジタルとなった場合、利用者が容易にチャージや決済ができ、利用する側、利用されるお店側にとって、利便性も向上すると思います。

また、議員の御提案にありますように、各種イベントですとか市が行う検診、健康づくり、各種ボランティア活動などと絡めた事業に、インセンティブとしてポイントを付与することを企画した場合、それらのイベントや活動への参加者増加につながることも考えられます。

これについては、もう既にやっているところも結構あると承知しております。

その一方で、導入するに当たっては、システムを運用する会社との委託料や維持していくための保守管理料など、非常に大きな経費負担が継続的に発生をいたします。余りまだ使える状態にないのに、このシステムを入れてしまっても、経費だけが発生してしまうというような状況になるのかなと思います。

地域通貨を継続して実施して、地域住民に浸透させていくためには、地域通貨でしか生み出し得ない魅力や価値を創出する仕組みが必要となってくると思われます。それは、もちろん行政だけの問題ではございませんで、そのように突出した魅力や価値を生み出すことは簡単な問題ではないと思われます。また、地域通貨の生み出す経済効果や魅力を高めるためには、多くの利用者が地域内の多くのお店などで使用し、流通させることが必要となります。故に、比較的人口規模が大きいところがやりやすいということになるのかなと思っております。経済圏が大きい自治体では非常に効果も出しやすいけれども、本市程度の規模においてはどうかかなという部分があります。

現在、国内では、自治体やNPOなどでデジタル地域通貨が運用されておりますし、また今後も様々な形やアイデアが生まれてくるものと思えます。現時点で、否定的な答弁になってしまうのですが、それでも将来的な考え方でいけば、これは非常に重要なものであらうと思っております。本市としましても、先進的な事例の動向やその後の運用経過などを踏まえて、本市においてもデジタル地域通貨の効果を見いだせるものか、注視をしていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 今中真之助君

○7番（今中真之助君） ありがとうございます。今回は、大項目7問、そして小項目21問の質問に関しまして、執行部には真摯にお答えいただきまして誠にありがとうございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これから若干の休憩時間を取って、一般質問を続行したいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。12時10分から再開いたします。

-----○-----

午後0時04分休憩

午後0時10分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

4番、浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 皆様、こんにちは。会派、風の浦本晴美でございます。本日は、一般質問の機会を与您にいただきましてありがとうございます。本日3月5日は、二十四節気という啓蟄でございます。皆様も御存じのとおり、冬の間丸まっていた虫も、暖かくなってきてまた元気に動き始めるのがこの頃になります。ようやく春がやってまいりました。私たちも元気に質問を頑張りたいと思います。今日は、お昼休憩があると思って、ちょっと油断しておりましたら、ちょっと気持ちが定まっておられませんけれども、どうぞよろしく願います。本日は、二つの質問を質問席よりさせていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） まず初めに、今回のこども基本法及びこども家庭センターに係る意見と対応についての質問ですけれども、文教厚生常任委員会で論議すべきものであらうと思えますけれども、全体に共有すべき事柄と捉えましたので、一般質問として扱わせていただきます。

まず、こども基本法及びこども家庭センターについての質問をいたします。現代は、複雑化・多様化する子育て環境の状況や子育て支援へのニーズを的確に把握し、必要とする家庭が、必要な支援を確実に受けることができる細やかな施策の展開が求められています。私はここ3年の間、娘の妊娠、出産を身近で見守り支えてきました。妊娠期から子育て期、何かと不安になりがちな新米ママの奮闘を身近で見えてきました。子育てと言いますが、親育てでもあると思います。この経験から実家が近くにあってもなくても、妊娠期、子育て期を安心して過ごせるまちづくりを何としても目指したいと思いました。安心して産み育てられる宇土市、市長がおっしゃる選ばれる宇土市になりたいと思います。

本題に入ります。こども基本法の制定について、法律の目的や意義、市としてはどのように考えておられるでしょうか。岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

こども基本法は、令和5年4月1日のこども家庭庁の創設と併せ、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現することを目的に施行されました。

こども基本法では、これまでの子どもたちに関する様々な法律である児童福祉法や母子保健法、教育基本法、児童虐待防止法などと異なり、子どもたちを権利の主体として位置づけ、その権利が明記されました。そのため、この法律は、子どもたちの権利を保障し、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的

かつ強力に実施していくための包括的な基本法として位置づけられております。

次に、こども基本法に対しての市の見解としては、この法律に示されている六つの基本理念の一つに、全ての子どもたちについて、年齢や発達の程度に応じて意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることとあります。当事者である子どもたちの目線に立ち、意見を尊重し施策に取り入れていくことは、市としましては大変重要なことであると認識しております。

現在、本市におきましては、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした第2期宇土市子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種事業を展開しておりますが、現在、その後継となる令和7年度から令和11年度の第3期計画の策定に着手しております。この計画においては、小学5年生及び中学2年生の児童生徒を含む市民アンケートなど各種調査や推計により、子ども本人や子育て世代のニーズを把握し、市独自の支援制度の拡充や創設、子育て環境の整備などについて盛り込むこととしております。

今後も市民への周知や啓発を図りながら、様々な手段を通じて幅広く子どもたちの声を聞く機会をつくっていくとともに、これまで以上に子どもや若者を真ん中に据えた横断的施策の展開に努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な御回答ありがとうございます。この基本法は全ての子ども、大人に知ってもらい、「こどもまんなか社会」をつくっていきましょうという思いで施行されたものです。子ども施策は岡田部長もおっしゃいましたが、六つの基本理念を基に行われますが、6番目の「家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること」、結局、ここに尽きると思います。子ども・子育て支援事業計画の第3次計画の策定に着手しておられるとのこと。方向性や前向きな意気込みをお聞きすることができました。私もますます子育て世代の応援をしていきたいと思っております。是非とも、この基本法と共にある計画となることを期待しております。

次の質問に移ります。こども家庭庁創設に係るこども家庭センター設置に向けた組織体制や設置場所はどのような状況でしょうか。また、こども家庭センターでは、多様化する事例に対して横のつながりが重要になると考えますが、教育委員会等の関係機関との連携について、どのように考えておられるでしょうか。また、人材の必要性についてはどうでしょうか。岡田健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

令和4年6月に改正されました児童福祉法等において、本年4月から市町村は、全ての妊

産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な切れ目のない相談支援を行うことを目的に、これまでの母子保健部門の子育て世代包括支援センターと、児童福祉部門の子ども家庭総合支援拠点の機能を備えたこども家庭センターを設置することが努力義務となりました。

本市では、これまで健康づくり課に子育て世代包括支援センター、子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点を設置していましたが、両機関がそれぞれ、支援を必要とする妊婦や児童等を対象としているにもかかわらず、組織が分かれているために、職員間の迅速かつ的確な情報共有が図られていない等の課題が生じておりました。このことから、母子保健部門と児童福祉部門の両機能を組織として一体的に運営することで、情報連携や協働をより深め、児童虐待への予防的な対応をはじめ、個々の要支援家庭に応じた切れ目のない対応・相談を行うものでございます。

本市では、本年4月からこども家庭センターを本庁子育て支援課内に設置し、適切な相談支援体制の構築を目指してまいります。このセンターでは、センター長をはじめとして、母子保健と児童福祉双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を新たに配置するほか、引き続き、児童虐待対応を中心とした児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員や保健師等を配置し、包括的な相談支援体制を進めていくこととしております。

また、こども家庭センターは、地域の全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務を担うことから、地域において妊産婦や子育て家庭と接点がある、医療機関や保育園、幼稚園や学校、障がい児通所支援事業所など様々な関係機関との連携が必要となります。自ら支援を求めるとは限らない、むしろ支援を拒絶するような困難を抱える家庭を、できる限り早期に発見、把握し、支援につなげていくためには、これらの関係機関と日常的に連携し、さらに専門的な知識を持つ人材の育成、確保が重要となってきます。

今後、こども家庭センターの運営に当たり、まずはセンター内の業務が適正に行われるよう準備を進めるとともに、子育て中の保護者等が一人で悩まず、必要な情報やサービスをワンストップで提供できるような体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な回答ありがとうございます。私は、こども家庭センターというぐらいですから、一つの課として庁内か別の場所に設置されると思っておりましたので、説明を受けまして少々残念な気持ちでございます。実際、悩みを抱えたり、困っている人たちが市役所の窓口で相談に行くという、そういうイメージが余り湧きませんでした。岡田部長が回答されているとおり、こども家庭センターの役割は多岐にわたり、網のような連携が求められます。誰一人取り残さないという目線で考えるならば、一刻も早くビジョンを持った場所づくりに進んでほしいと思います。岡田部長がおっしゃるように、小さな声すら上げら

れない人がいるということを心に留めながら、支援体制を確立していかなければなりませんね。今こそ教育と福祉の連携を軸に、一貫した切れ目のないサービスの実践を期待いたします。

次の質問に移ります。12月議会で福田議員が、水道の漏水対策と経営改善について質問をなさいました内容と少し重なるところもあるかと思われませんが、大変重要な問題でありますので、お許しいただきたいと思えます。昨年、御近所の方から、貯水槽近くの水道管の老朽化について心配の声が届き、水道についての調べを始めなければと思っていた矢先、年明け早々の能登半島地震、水道管が広範囲で破損し、断水が続いていると報道がなされてきました。3月1日の熊日新聞では、発生から2か月として被害状況を伝えています。皆様も御覧になっていると思えます。資料を添付しておりますので御覧ください。水道関連で申しますと、断水がまだ1万8,880戸で続いているとのこと。このことを受けまして、本市の水道施設の耐震化はどうなっているのでしょうか。草野建設部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市の水道施設の耐震化の状況についてですが、水道管の耐震化においては、被災した際、大規模な断水を避けるため、管径が大きな水道管から優先して進めております。耐震化された水道管は令和5年3月末時点で、総延長256キロメートルのうち47キロメートルとなっており、耐震化率としては18.4%となっております。

その他の施設としましては、浄水施設1か所、配水池11か所がありますが、これらの施設のうち、耐震化された施設は、配水池1か所のみとなっております。

なお、配水池については、現在、網津配水池の貯水量の増量と併せ耐震化のための更新を進めているところです。

また、轟浄水場と花園配水池につきましても、令和6年度から耐震化事業に取り組む予定であり、両施設の調査業務の予算について、今定例会に上程させていただいているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 水道管の耐震化率が18.4%、浄水施設、配水池の耐震化は8.3%とのこと、御回答ありがとうございます。同じ半島ということで、どうしても気になります。能登半島の状況としては通水施設は復旧しても、メインとなる水道管が大きく破損し、各家庭につながる水道管部分が破損している現状がありました。財源不足等で耐震化率は令和3年度末で36.8%、甚大な被害が出た背景には、水道管の耐震率の低さがあつたと産経新聞に書かれていました。36.8%で低いとなりますと、本市はさらにその半分です。

心配になってきました。

続いての質問です。水道管の耐震化で使用している水道管の素材、耐震・耐久性等はどうなっているのでしょうか。引き続き、草野建設部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

水道管の耐震化では、口径が250ミリメートル以上については、主にダクタイル鋳鉄管、口径が250ミリメートル未満については、主に水道配水用ポリエチレン管を採用しています。

ダクタイル鋳鉄管は、地震による地盤の動きに対して柔軟に対応できるよう、管と管の継ぎ手が伸縮性や抜け落ちを防止する機能を備えたもので、口径が250ミリメートル以上のダクタイル鋳鉄管による耐震化は、ほぼ完了しているところです。

現在は口径250ミリメートル未満の水道管について、老朽化による更新と併せて耐震化を進めているところです。採用している水道配水用ポリエチレン管は、非常に強度が高い管であり、管の接合部分は樹脂が溶けるまで加熱して接合し、管と管を一体化させる構造となっています。

耐久テストの状況をモニターへ表示しますので御覧ください。

まず、一番上の引張試験です。これは、接合部の信頼性を確認するため、管を引き伸ばして、はく離等が起こらないか確認する試験を実施したのですが、接合部の抜け落ちやその他の異常はありません。

次に、左下の曲げ水圧試験です。管の継手部分を30度曲げた状態で水圧試験を実施したのですが、漏水もなく管の異常もありません。

次に、右下の圧縮はく離試験です。接合部直近の部分を内面が接触するまで圧縮したのですが、接合部のはく離は見られません。

このように水道配水用ポリエチレン管は、耐震性に優れたものとなっています。

なお、実際に本市が熊本地震で被災した際にも、水道配水用ポリエチレン管の漏水は確認されておらず、また県内のほかの事業者においても漏水被害は報告されておられません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 写真を使った分かりやすい丁寧な回答ありがとうございます。実際に熊本地震では、お隣の熊本市が水道管の耐震化に積極的に取り組んできたことで、被害が比較的になかったと、厚生労働省の委託を受けた専門家の調査団は分析をしております。私たちの暮らしの中で水はなくてはならないものですが、その水を運んでくれる水道管は土の中にあり、目に見えるところにありません。目に見えないからこそ大切とも言えると思います。

ます。

次の質問です。災害で水道管が被災した際、復旧は市中心部からになり、西部地区など離れた場所は復旧が遅くなることが懸念されます。今後、人口減少が見込まれる中、水道事業の経営が厳しくなることが予想されますが、水道管の耐震化はどうなっていくのでしょうか。草野建設部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

本市では、令和3年度に宇土市水道ビジョンを策定しております。

この計画では、「いつでも安全で安定した水の供給を目指して」との基本理念のもと、三つの方向性を定めています。

一つ目として、安全で良質な水を安定的に供給すること、二つ目として、大規模災害に備えたライフラインの確保、三つ目として、健全で持続可能な事業運営を掲げています。

議員御質問の今後の人口減少と水道管の耐震化計画についてですが、今後、人口減少や節水機器の普及により事業収益は減少していく一方、水道管や配水池などの施設については、老朽化に伴う更新費用の増加が見込まれており、水道事業の運営は今後厳しくなっていくことが予想されます。

そのため、宇土市水道ビジョンでは、水道事業の将来を見通し、令和4年度から令和13年度までの10年間の期間において、水道水の需要、収益の予測を行い、施設更新については、各年度のばらつきが出ないように平準化を図りながら計画を立てております。

しかし、水道事業の経営においては、令和3年度の計画策定以降、人件費の上昇や物価高騰等により、計画策定当時より厳しい状況となってきています。

このような中ではありますが、水道水は市民生活にとって必要不可欠なものであり、水道施設の耐震化は重要な問題です。

水道管の耐震化については、昨年12月の定例会において福田議員の一般質問でも答弁しておりますが、水道事業の効率化や水道料金の見直しも含め、経営の安定化を図りながら施設更新のための財源を確保し、耐震化を含めた施設更新を少しでも早めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 浦本晴美さん

○4番（浦本晴美さん） 丁寧な回答ありがとうございます。草野部長がおっしゃいますように、水道ビジョンが策定されてから2年の間に、人件費の上昇や物価の高騰は想定外であったと思います。人口減少が進んでいます。人が減れば使用する水の量が減り、水道事業者の収入が下がります。物価の高騰で家計が圧迫される中であって、水道料金の見直しは簡単な

ことではありません。人口減少が進む中、インフラをどうやって守っていくのか、知恵を絞らなければならないところです。資料として添付しております写真は、2月下旬の石川県志賀町の配水場と付近の様子です。現地の支援に駆け付けた知人から頂いた写真です。この写真を見て熊本地震の際、自宅の水道水が濁り、暫く網田小学校に水を汲みに行っていたことを思い出しました。それも数日のことでした。能登半島では断水が解消されないため、自宅に戻れない人がおられ、いまだにトイレの水を川に汲みに行っているところもあると聞きます。御心労はいかばかりかと思えます。改めて思えますのは、日常私たちの暮らしは、朝から夜まで蛇口をひねれば水が出るのが当たり前、そこには、安全で安心して飲める水を維持してくださっている方がいるということに、改めて感謝したいと思えます。今後さらに災害に強い施設整備や持続可能な経営基盤の確立にお取り組みいただき、生活を支える水道が健全な姿で次の世代に引き継がれますよう、今回の能登半島の地震からさらに学び、安全・安心な暮らしのために御尽力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、本日の質疑並びに一般質問を終わります。

議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

次の本会議は、明日6日水曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時35分散会

第 4 号

3 月 6 日 (水)

# 令和6年3月宇土市議会定例会会議録 第4号

3月6日（水）午前10時00分開議

## 1. 議事日程

### 日程第1 質疑・一般質問

#### 1. 中野洋一議員

- 1 本市の地震などの災害に対する防災及び危機管理について
- 2 がん患者等へのアピアランスケアの支援について
- 3 おたふく風邪ワクチンの費用助成について
- 4 軟骨伝導イヤホンの導入について
- 5 子どもを被害者にも加害者にもさせないAIペアレンタルコントロールアプリの活用について
- 6 東京都内の大学生を対象とする地方企業への就職活動支援について

#### 2. 土黒功司議員

- 1 自然災害時における、ホームページ・庁内データ管理の安定運用、運営体制について
- 2 ふるさと納税制度変更に伴う、市への影響について
- 3 GIGAスクール構想の現状と今後について
- 4 旧田中会館を活用した多目的交流施設事業について

#### 3. 福田慧一議員

- 1 第9期介護保険事業計画について
- 2 木造住宅の耐震化促進について
- 3 教育問題について
- 4 妊婦に対する国保税の均等割・所得割の減免と国民年金の免除について
- 5 会計年度任用職員の処遇改善について

### 日程第2 常任委員会に付託（議案第3号から議案第38号）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3. 出席議員（18人）

1番 土黒功司君

2番 杉本寛君

3番 中野 洋一 君  
 5番 佐美三 洋 君  
 7番 今中 真之助 君  
 9番 園田 茂 君  
 11番 柴田 正樹 君  
 13番 野口 修一 君  
 15番 藤井 慶峰 君  
 17番 村田 宣雄 君

4番 浦本 晴美 さん  
 6番 小崎 憲一 君  
 8番 西田 和徳 君  
 10番 宮原 雄一 君  
 12番 檜崎 政治 君  
 14番 中口 俊宏 君  
 16番 山村 保夫 君  
 18番 福田 慧一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市長	元松 茂樹 君	副市長	谷崎 淳一 君
教育長	太田 耕幸 君	総務部長	山口 裕一 君
企画財政部長	光井 正吾 君	市民環境部長	小山 郁郎 君
健康福祉部長	岡田 郁子 さん	経済部長	加藤 敬一郎 君
建設部長	草野 一人 君	教育部長	野口 泰正 君
秘書政策課長	渡邊 聡 君	総務課長	上木 淳司 君
危機管理課長	内田 雅之 君	企画課長	三浦 仁美 さん
まちづくり推進課長	中山 好美 さん	財政課長	北谷 太示 君
市民保険課長	伊藤 誠基 君	税務課長	池田 忠陽 君
福祉課長	深田 徹 君	高齢者支援課長	久多見 さとみ さん
健康づくり課長	田尻 清孝 君	商工観光課長	清塘 啓史 君
都市整備課長	下田 竜一 君	学校教育課長	本堀 武史 君
生涯活動推進課長	西山 祐一 君		

#### 6. 議会議務局出席者の職・氏名

事務局長	江河 一郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春木 教明 君
議事係参事	村田 有美 さん	庶務係主事	中山 裕輝 君

午前10時00分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 質疑・一般質問

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、質疑並びに一般質問を行います。発言通告があつておりますので、順次これを許可します。

3番、中野洋一君

○3番（中野洋一君） 皆様、おはようございます。公明党の中野洋一でございます。よろしくお願ひいたします。本日は、一般質問の機会をいただきありがとうございます。質問項目に入る前に、今年4月から宇土小学校に病弱児クラスが設置されることになりました。これは宇土小学校で友だちと学びたいという、一人の病弱な児童の強い願ひから始まったと伺つております。保護者の方、本市の教育委員会また宇土小学校の先生方が何度も面談を重ね、どうすることがその児童にとってベストなのかということが一番考えてくださった。そして、本市教育委員会から熊本県教育委員会に粘り強く訴えていただいたおかげで、来年度からの病弱児クラスの設置につながつたとお聞きしております。真剣な児童の願ひを教育委員会の皆様、宇土小学校の先生方がしっかりと受け止めてくださった。これは子どもファーストの考え方を体現する大変すばらしい対応だなと感じましたので、最初に述べさせていただきました。そして4月からの登校を、この児童は大変楽しみにしておられますことをお伝えしておきたいと思ひます。

それでは通告に従ひまして、次の六つの質問をさせていただきます。まず一つ目は、本市の地震などの災害に対する防災及び危機管理について、二つ目が、がん患者等へのアピアランスケアの支援について、三つ目が、おたふく風邪ワクチンの費用助成について、四つ目が、軟骨伝導イヤホンの導入について、五つ目が、子どもを被害者にも加害者にもさせないAIペアレンタルコントロールアプリの活用について、六つ目が、東京都内の大学生を対象とする地方企業への就職活動支援についてでございます。本日最初の一般質問でございます。執行部の皆様には、明快かつ前向きな御答弁をよろしくお願ひいたします。それでは、これより質問席より質問させていただきます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） それでは、改めまして公明党の中野洋一でございます。よろしくお願ひいたします。

まず通告の1番目、本市の地震などの災害に対する防災及び危機管理についての質問でございます。本年元日、令和6年能登半島地震が発生し、多くの貴い命が失われ、今なお避難

生活を送っている方も多くいらっしゃいます。お亡くなりになった方々へのお悔やみと被災なさった方々へ、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。被災地が復旧・復興し、被災した皆様が元の生活を取り戻すその日まで、しっかりと寄り添ってまいりたいと思います。振り返ってみますと、平成28年熊本地震では、私たち宇土市民も多くの方が被災をし、避難所での生活を余儀なくされました。私も、まだ幼かった娘たちと2週間避難所で生活をいたしました。本市は熊本地震により市庁舎が崩壊するなど、甚大な被害を受けましたが、そのときに得た様々な経験を通し、本市のその後の防災や減災、避難等に関する危機管理とノウハウについても蓄積ができたのではないのでしょうか。そういった中に、女性の視点というものも含まれているであろうと考えております。避難所において、女性の避難者は要望を女性スタッフに伝えても、最終的な判断を男性がするためか、なかなか実現せず困るとの意見もあるようです。

そこで、本市における防災及び危機管理部署への正規女性職員の配置状況と今後の方針について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 皆さん、おはようございます。それでは御質問にお答えします。

まず、令和4年末時点において、全市区町村を対象にした内閣府の調査によりますと、災害に対応する防災・危機管理部局に女性職員が1人もいない女性ゼロの自治体は、全市区町村の61.1%を占める状況となっております。県内におきましては、45市町村のうち8市と20町村が女性ゼロとの結果となっております。

次に、本市総務部危機管理課への正規女性職員の配置の状況としましては、平成30年度から令和2年度までの3年間、1名配置されておりましたが、令和3年度以降から現在に至るまで、正規女性職員の配置はございません。

一方、災害対応に女性の視点を取り入れることは、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震でも重ねて指摘されてきたことでもあり、令和4年に男女共同参画の視点を組み込んだ防災・復興ガイドラインが内閣府によって策定されています。

今後の方針につきましては、内閣府が策定した、男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインなどを考慮し、防災及び危機管理部署への正規女性職員配置の検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。平成30年度から令和2年度までの3年間、防災及び危機管理部署への正規女性職員は1名配置されていたが、現在防災及び危機管理部署への正規女性職員は配置がなされていないと、今後検討を進めていくとの御答弁だ

ったと思います。災害はいつ起こるか分からない、しかも激甚化する傾向にあります。防災及び危機管理部署への正規女性職員を常に配置しておくことは、避難してきた女性からの要望をしっかりと反映させるためにとっても重要なことであると考えます。この度の能登半島地震のある避難所において、女性の避難者が「着替えをするための更衣室を避難所に設けてほしい。」との要望をした際、運営責任者の男性は「段ボールの仕切りがあるので、しゃがめば着替えはできる。」と答えたとの報道がされました。避難所には多くの人が入り、歩いています。避難所用の段ボールの仕切りがあっても、しゃがんで着替えても、歩いている人からだと上から見えてしまいます。女性からしたら嫌だと感じるのではないのでしょうか。女性の視点は絶対に必要であると思いますので、正規女性職員配置は可及的速やかに御対応していただきますようお願いいたします。

さて先月、関東方面で防災に関する講演などを行っている女性防災士の方のお話をお伺いする機会がございました。そのときに女性や妊産婦、乳幼児に必要な下着や生理用品、紙おむつ、常温で飲ませることができる液体ミルク、赤ちゃん用段ボールベッドなどの備蓄が余りなされていない自治体もあるとのお話がございました。中でも、レスキューランジェリーは内側が防水加工されたバックに、下着、洗剤が入っているもので、女性の視点から考えられており、下着をバックの中で洗うことができ、付属している洗剤は汚れ落ちが良く、すすぎ1回で済むそうです。洗った下着はそのバックの内側で干せるようになっているとのことで、人目が気になる避難所生活において、洗った下着を見られるかもしれないという女性のストレスを軽減できる防災用品として紹介されました。また、昨年12月、0か月から2歳までの子どもがいる子育て世帯を対象に、災害時の赤ちゃんとの避難にまつわる防災に関する意識調査を、コンビウイズ株式会社が実施いたしました。その中で赤ちゃん用段ボールベッドを知っていたのは、僅か4%でしたが、「避難所に赤ちゃん用段ボールベッドがあったら使いたいか。」との問いには、約8割の人が「使いたい。」と回答されたとのことでした。防災のための備えは、まずは自分ですするという考えが大切です。しかしながら、本市が子育て世代を含めて、住みたいまち、住み続けたいまちに選ばれるためには、災害時の備蓄品にもしっかりと反映されていないと、安心・安全なまちとだけ思っていないのではないのでしょうか。

そこで、本市には9か所の防災備蓄倉庫が設置されているかと思いますが。市として非常食や長期保存が可能な水が備蓄されているかとは思いますが、ほかにどのような備蓄品がございますか。総務部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

現在、市内9か所に設置をしております備蓄倉庫には、主に備蓄用非常食や保存水を保管

しているほか、轟地区の大型備蓄倉庫には、毛布、簡易トイレ、カセットコンロ、ティッシュペーパー等の生活用品を保管しております。

女性や妊産婦、乳幼児に必要な備蓄品は、熊本地震の際に、全国の自治体などから下着、生理用品、紙おむつなど、多くの支援物資をいただきましたが、支援物資の使用推奨期限を迎える前に、無償で各保育所、介護保険施設などに配布しましたので、現在備蓄倉庫にはストックはございません。

そのため、それを補う手段の一つとして、本市では、災害が発生した際に不足する物資を迅速に供給できるよう災害時における物資の供給に関する協定を、NPO法人コメリ災害対策センターや株式会社カインズ、株式会社ナフコ、王子コンテナ株式会社熊本工場などと締結しております。

本協定に基づき、女性や妊産婦、乳幼児に必要なレスキューランジェリー、赤ちゃん用段ボールベッドのほか、生理用品、紙おむつ、粉ミルク又は液体ミルクなどについても、優先的かつ迅速に調達することができるように、災害時に備えた連携強化に努めているところです。

しかし、本年1月1日に発生した能登半島地震においては、交通が遮断され孤立した状況になった地域がかなり出ております。これらを踏まえまして、ほかからの支援が届く前に対応できるよう、女性や妊産婦、乳幼児に必要な一定量の備蓄品の配備を今後進めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。ホームセンターなどと災害時における物資の供給に関する協定を締結し、物資を迅速に供給できるようにしているとのことでした。これは、災害時において市民の皆様様の安心に寄与する大事な協定であると思慮いたします。しかしながら、現在備蓄倉庫には女性や妊産婦、乳幼児に関する備蓄品がないという状況は、一刻も早く解消していただきますようお願いをいたします。御答弁にありましたように、交通が遮断され孤立した場合には、その地域の防災倉庫がその地域の皆さんの頼りとなります。ほかからの支援が届くまで対応できるよう、早急に一定量の備蓄品の配備をお願いいたします。

この度の能登半島地震では、光ケーブルや基地局の設備破損などでネットワークインフラが断絶し、連絡手段がなく、各地域の状況把握ができず大変であったということでした。今やスマホやインターネットがつながるのが当たり前の世界で生きている私たちです。被災して心細い中で、スマホもインターネットもつながらない、市役所や消防、警察などに連絡しようにも手段がない、いつ救助が来てくれるのかも分からない、本当に不安でいっぱいにな

と思います。

そこで、災害時の通信インフラの補完手段として、迅速かつ効果的にインターネット環境を確保することができる衛星通信サービス、スターリンクの導入を検討してはいかがかと思慮いたしますが、総務部長にお考えをお伺いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 御質問にお答えします。

アメリカ合衆国のスペースX社が手がける人工衛星による通信サービスであるスターリンクは、数千機の低軌道周回衛星を利用することで、高速で安定したインターネット通信ができる優れた通信サービスであると認識しております。

さらに、スターリンクのインターネットサービスは、受信機となるスターリンクアンテナを上空が見渡せる場所に設置することで衛星から直接電波が届くため、特に光回線の通信が対象となっていない山間部や大規模災害によりネットワークが途絶えた場合においても、インターネットの利用が可能になるものと承知しているところです。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、光ケーブルなどの設備の損壊や基地局の停電により、多くの地域でネットワークが途絶える事象が発生しておりますが、スペースX社と連携するKDDI、ソフトバンクが各避難所や自治体などに無償でスターリンクを提供し、被災者のインターネット通信に活用されていると報道等でも確認をしております。

また、国においては、日本国内の大規模災害の現場で活用されましたのは、能登半島地震が初めてであるとし、今回の取組による効果などを検証しつつ、災害に強い通信サービスの確保に向けて、今後の災害対応への活用方法を検討していくとしております。

本市におきましては、国の検証結果や導入コスト、環境への影響などを含めて、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。本定例会の初日、元松市長は西部地域の更なる発展に向けて、西部地域における移住・定住の促進や企業誘致に関する政策を施政方針の中で述べられました。元松市長の西部地域発展に向けた並々ならぬ強い意志を感じました。私は、西部地域の発展は、宇土市全体が発展するための大きな鍵を握っていると常々思っております。だからこそ、元松市長の西部地域発展に向けた様々な施策を聞いたときは、大変うれしく思いました。それと同時に、能登半島と同じ半島部である網津や網田などの西部地域が重大な被害に遭った場合を念頭に置いて、私はこの質問をいたしました。これから西部地域に移住・定住や企業進出を推進していくのであれば、地震等の災害により道路が寸断され、通常の通信手段が途絶した場合でも大丈夫なように備えておくべきだと考えます。

能登半島地震で分かったように、半島部は救助や復旧までに時間がかかると予想されます。しかし、すぐに通信環境を確保できるならば、西部地域の各地区の状況も分かるため、救助や救援物資について、適切かつ迅速に対応ができ、移住・定住してきた方々なども含めた皆様の安心・安全を担保することができるのではないかと考えた次第です。半島部を有する本市において、災害に強い通信サービスの確保に向けて、早急に御検討していただきますよう強くお願いしたいと思います。

次に、通告の2番目、がん患者等へのアピアランスケアの支援についての質問でございます。アピアランスケアとは、国立がん研究センター、現在のアピアランス支援センターから発生した言葉で、がん治療による外見の変化への影響をカバーする支援のことで、医療者が行うケアを指します。治療により脱毛、肌色の変化、手術跡などで外見に変化が起こることによってうつになったり、外出したくないということを軽減するサポートです。アピアランスケアは、がん患者の方々が仕事などで社会生活を送るために必要な支援策として、大変重要になってくると考えております。がん患者の生存率は伸びており、治った人や治療を受けながら仕事などの社会生活を営む人は、今後ますます増えると考えられます。

そこで、抗がん剤治療の副作用により頭髪が脱毛したがん患者が使用する医療用ウィッグ等について、アピアランスケアの支援として行う購入費用の助成制度導入についていかがお考えか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

日本人の2人に1人が罹患するとされるがんは、外科的手術や放射線照射など、様々な治療が行われますが、その中でも化学療法と言われる抗がん剤治療は、がん細胞を抑制すると同時に様々な副作用を起こします。そのうち頭髪の脱毛は代表的な副作用で、外見の変化が著しいことから、治療中から始まる脱毛に対して、多くの方が医療用ウィッグを使用しています。このように、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアをアピアランスケアと呼んでいます。

治療に伴う外見の変化は、社会生活に大きく影響することから、医療現場における適切なアピアランスケア体制の構築が求められており、がん治療を行う医療機関と都道府県とが連携し社会全体で患者を支援する必要があるとされています。

国は、令和5年3月に策定した第4次がん対策推進基本計画の中でアピアランスケアを取り上げており、がんとの共生社会の実現に向けて、がん患者への情報提供や相談支援などアピアランスケア体制の整備を行うがん診療連携拠点病院等に対し、モデル事業として助成金の支給を開始しました。

一方で、がん患者個人に対しては、医療用ウィッグの購入費が医療保険適用や医療費控除

の対象ではないことから、購入費用の助成を行う自治体が増加しています。全国的に見ると、その多くが市町村の単独補助ですが、一部を都道府県が負担する自治体もあります。

熊本県では、令和6年度中に、新たにがん患者QOL向上事業、QOLとはクオリティ・オブ・ライフ、日本語では生活の質と訳されますが、治療を継続しながら社会生活を送る患者の心理的負担を軽減するため、アピアランスケアに係る用具の購入費用の助成事業を行う市町村に対し、県補助を行うことを検討されております。

本市においては県の方針が固まり次第、助成制度を実施する方向で考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。令和6年度中に県の助成方針が決まり次第、本市においても助成制度を実施する方向で考えていることの御答弁であったかと思っております。本市における助成制度の実施に関しては、医療用ウィッグだけではなく、乳房補正具等についても助成できるよう、御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

では、通告の3番目、おたふく風邪ワクチンの費用助成についての質問です。ウイルス感染症の一つであるおたふく風邪を発症すると、難聴などの重大な合併症を引き起こす恐れがあるとされており、奈良県医師会の清益医師によると、おたふく風邪による難聴は、約1千人に1人発症すると言われ、治療方法はなく、自然に治る可能性もかなり少ないとのこと。また、大人になっておたふく風邪になると重症化しやすく、男性不妊の原因である精巣炎や、妊娠初期には流産の原因になる卵巣炎になってしまう可能性があるとのこと。ワクチン接種による予防効果は高く、日本小児科学会では、1歳と就学前のタイミングでの2回接種を推奨していますが、任意接種であり約1万円程度の接種費用がかかり、経済的負担が重く接種を控える保護者も多いことから、おたふく風邪ワクチンの費用助成ができないか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

おたふく風邪ワクチンの接種費用助成は、熊本県内では長洲町ほか、幾つかの町が実施されているという状況であり、本市においては、このワクチンが予防接種法に基づく任意接種であることから、現在のところ助成の予定はございません。

国の動きとしましては、平成25年7月の国の第3回予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、「仮に広く接種するに当たっては、より高い安全性が期待できるワクチンの承認が前提であり、新たなMMR、これは麻しん・風しん・おたふく風邪の三つの混合ワクチンになりますが、そのワクチン開発が望まれる。」とされており、現在、このようなワクチンは開発中であり、いまだ薬事承認に至っておりません。

市としましては、このワクチンが予防接種法による定期予防接種となった際に、速やかに費用助成ができるよう、国や県の動向を注視したいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。おたふく風邪による難聴は治療法がなく、自然に治癒しない上、1千人に1人発症するとのことでもあります。おたふく風邪単独ワクチンは有効性が高いということで、小児科医や患者団体から一定の評価を受けているようです。三種混合のMMRワクチンの定期予防接種となる前に、是非ともおたふく風邪単独ワクチンの接種費用の助成を御検討いただけるようお願いをいたします。

では、通告の4番目、軟骨伝導イヤホンの導入について質問をいたします。市役所での来庁者の中には、耳が聞こえづらい方もおいでになるため、窓口で大きな声での対応になってしまうこともあるのではないかと思います。そういった耳の聞こえがよくない、聞こえづらいといった来庁者に対して、現在、窓口ではどのような対応をされているのか、市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

現在、感染症対策のため、庁舎1階窓口にはアクリルパネルを設置し、職員の多くはマスクを着用して対応を行っています。これらは感染症対策としては有効ですが、反面、声が伝わりにくくなっていることは否めません。

また、会話の状況によっては、声が大きくなるケースもあることから、来庁者のプライバシーの保護や周りの来庁者への配慮に欠けるなどの心配もあり、課題であると考えております。

このような状況の中、本市の窓口業務では、どなたにも分かりやすい丁寧な説明を心がけ、職員一同対応しているところでございます。

ただいま議員から御質問がありました、声が聞き取りづらい市民への窓口対応につきましては、表情を確認しながらゆっくり話すことや必要に応じて筆談を行うなどのほか、1階窓口で声を聞き取りやすくする機器を設置しておりますので、来庁された市民に合わせて丁寧な対応に努めております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。声が大きくなるケースもあり、プライバシー保護や他の来庁者への配慮を欠かないかなどの心配があるとの御答弁であったかと思っております。そこで、軟骨伝導イヤホンを市庁舎窓口を導入してはいかがでしょうか。軟骨伝導

イヤホンは、耳に軽く当てるだけで利用でき、骨伝導とは違い骨を圧迫することがないため、装着時の痛みはほとんどありません。また、普通のイヤホンのように耳をふさがないので外の音も聞こえる状態です。音漏れもなく小さな音もはっきり聞こえるので、個人情報漏えいのリスクを減らすことができ、プライバシー保護にもつながります。更には耳穴へ入れませんし、イヤホン部に凹凸や穴がないため、衛生的に使用することができます。東京都狛江市では、市役所の市民課と福祉総合窓口の2か所に軟骨伝導イヤホンが導入され、コミュニケーションがスムーズに取れるようになり、窓口での対応時間の短縮が見込めたため、高齢者が多く利用する公民館への設置も検討されているようです。

そこで、本市の庁舎窓口においても軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがでしょうか。市民環境部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

軟骨伝導は、耳の入り口付近にある軟骨に振動を与えることで耳の中に音源が発生し、そこから空気の波を通じて鼓膜が震え、音が聞こえる仕組みのことです。一般的な音の伝わり方である空気の振動により膜が震えて音を聞く気導や、頭蓋骨の振動を音として脳に届く骨伝導に次ぐ第3の聴覚経路と呼ばれています。

声が聞き取りづらい方への対応方法といたしましては、骨伝導イヤホンや議員御提案の軟骨伝導イヤホン、そのほかに声を増幅させる機器などがございます。

骨伝導イヤホンは、周りの音が入ってくるため声が小さく感じる、音漏れも大きいなどのデメリットがありましたが、ただいま議員が質問の中でおっしゃられたとおり、軟骨伝導イヤホンは音量を大きくしやすく、音漏れがない、耳の穴をふさがないので耳の閉塞感やイヤホンが汚れにくく衛生的であるといったメリットがございます。

また、軟骨伝導イヤホンを使用することで、大きな声で話す必要がなくなることから、プライバシーの保護などにもつながるものと認識いたしております。

そこで、一部の自治体や金融機関等においても導入が始まっていることから、今後導入に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。軟骨伝導イヤホンの導入につき、準備を進めていただくとの大変前向きな御答弁をいただきました。本当にありがとうございます。耳が聞こえづらい来庁者のためにも、早めの導入をよろしく願いをいたします。

通告の5番目、子どもを被害者にも加害者にもさせないAIペアレンタルコントロールアプリの活用について質問いたします。総務省令和4年版情報通信白書によると、スマートフ

フォンの世帯保有率は88.6%となり、SNS利用者が増え、撮影した写真や動画をSNS等のアプリを通じて、インターネット上でシェアすることが多くなってきております。スマートフォンの保有率の高さは子どもたちも例外ではなく、内閣府の令和4年度の調査によりますと、子どもが自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生で64%、中学生で91%、高校生で98.9%となっております。子どもたちにとって身近なスマートフォンでの写真や動画の撮影、SNS投稿は、個人的な情報を公開する行為であることから、保護者も子どもも様々な危険性があることを理解しておかなければいけないと思っております。特に、インターネット上での自撮り写真や動画の共有には、子どもたち自身も被害者にも加害者にもなる可能性があります。警察庁によりますと、SNSなどを通じて子どもたちに裸や下着姿などを自撮りさせる手口が全国に広がっており、2022年に性的な自撮り写真で被害に遭った子どもたちは、577名いたとのことです。こうした子どもの性的な自撮り被害を防止するために、愛知県警と藤田医科大学が共同でアプリを開発されました。このアプリは子どもを守るという意味から、「コドマモ」と名付けられました。「コドマモ」の機能として、子どもが自分のスマートフォンで裸や下着姿などの性的な画像を撮影、保存をした際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知が表示され、同時に保護者にも通知されるというペアレンタルコントロールができる機能があります。しかも、AIはサーバーを介さず、端末上で完結し、画像は端末の外に共有されることはないため、子どものプライバシーは保護されます。また、本人にはSNS上の危険なチャットの検知により、個人情報の流出やいじめ、犯罪に巻き込まれていないかをAIが自動でチェックする機能も追加される予定です。「コドマモ」は、令和5年3月に開催された国連の女性の地位委員会(CSW)において、社会課題を解決するアプリとして紹介をされております。画像等の情報は、一度インターネットで拡散してしまうと、その情報を完全に削除することは難しく、ずっとインターネット上に残ってしまいます。本市の子どもたちがそのような被害に遭わないよう、また知らず知らずのうちに加害者になってしまわないよう、「コドマモ」について教育委員会から周知をし、活用することはできないでしょうか。また、学校配布の学習用タブレット端末に「コドマモ」をインストールしてはどうかと思慮いたしますが、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

愛知県警と藤田医科大学、IT企業のスマートボックスが連携し、共同開発したスマートフォン用アプリ「コドマモ」は、わいせつな自撮り画像を撮影した際に、AIで自動感知し、子どもには削除を促し、保護者へ通知する機能を持っています。

これは、SNSなどを通じて、子どもたちにわいせつな姿を自撮りさせ、送信させるなど、

児童ポルノ等の性被害に遭わないよう防止する目的で開発されました。

市教育委員会としましては、このアプリは児童生徒が性被害に遭わないために有用なものであると認識しております。

そこで市教育委員会としましては、PTA等を通じ同アプリの情報提供を行い、PTA等から保護者に周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、議員御質問の学習用タブレット端末に「コドマモ」をインストールできないかについては、現在のタブレット端末のOSがWindowsであることから、OSがアンドロイド又はiOS対応となっている同アプリは、インストールできない状況となっております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。学校配布の学習用タブレットへのアプリのインストールについては、OSの問題がございました。大変失礼いたしました。御答弁いただきましたように、「コドマモ」の情報を教育委員会から提供していただき、保護者の方へ周知・啓蒙をよろしくお願いいたします。

では、通告の6番目、東京都内の大学生を対象とする地方企業への就職活動支援について質問をいたします。国は、地方創生移住支援事業を拡充して、地方就職学生支援事業を新設いたしました。これは東京都内の大学生が、地方企業への就職活動をするために、面接を受けるのに必要な交通費の半額を補助し、卒業後に実際に就職する場合は、引っ越し費用も補助する制度です。既に、新年度の国の予算にも組み込んであり、今月中にも成立する見込みです。この制度を利用するための要件は、奨学金返還支援制度がある自治体となっております。元松市長の施政方針で、熊本県内のみならず全国に向けて、「住むなら宇土市、行くなら宇土市、働くなら宇土市」と様々な場面で「宇土市」という選択肢があることを知っていただきたいと考えていると、力強く述べられました。まさにこの制度は、本市において新たに創設される奨学金返還支援補助金がなくては利用できない制度であります。熊本県のホームページで確認しても、奨学金返還支援制度がある市町村は荒尾市と球磨村しかございません。東京で学んでいる学生の皆さんにとっても、縁もゆかりもないところに就職しよう、移住しようとはなかなかならないとは思いますが、熊本出身の学生さんであれば、宇土市に来たことがある、あるいは少なくとも知っているという人がほとんどだと思います。そういった熊本出身の東京で学んでいる学生の皆様に向けて、奨学金返還支援補助金プラス、地方就職学生支援制度を利用できるということをどのようにアピールをし、就職、移住・定住に向けてアプローチをしていこうとお考えなのか、経済部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

国は、東京一極集中の是正につなげるため、地方への移住を後押しする地方創生移住支援事業を拡充することを予定しております。議員が御質問されている地方就職学生支援事業の内容につきましては、地方創生移住支援事業の拡充により、令和6年度中に開始されるものであり、東京都に本部がある大学の学生が地方企業への就職活動をする場合、面接を受けるのに必要な交通費の半額を補助し、卒業後に地方へU I Jターンすることを促進するものです。

また、この制度を活用した学生が実際に就職して、地方移住する場合、引っ越し費用の実費額を支援することとなります。

本市でも、代表質問で市長が答弁しましたとおり、宇土市奨学金返還支援補助事業を創設し、若者の雇用確保、定住・移住につなげたいと考えておりますので、地方就職学生支援事業の活用は、絶好のタイミングであると捉えております。

PRにつきましては、県が既の実施しております奨学金返還等支援制度の周知方法を参考に、U I Jターン向けのイベント等にて周知するとともに、東京都の大学に御案内する予定としております。

さらに、宇土市奨学金返還支援補助事業と合わせて、地方就職学生支援事業についても、市内事業者への情報提供に加え、本市に住んでおられる御家族へのアプローチも重要ではないかと考えておりますので、広報紙、ホームページ、SNSを活用した周知も継続的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 中野洋一君

○3番（中野洋一君） 御答弁ありがとうございます。奨学金返還支援補助金と地方就職学生支援制度を利用できますよ、宇土市で就職活動をしませんかと、効果的にアピールし、東京で学んだ様々な知識や感性を持った若い方が、「宇土市に住んでみようかな」、「宇土市で働いてみようかな」と考えてくださるよう、周知をお願いいたします。

最後に、今回六つの質問をさせていただきましたが、執行部の皆様におかれましては、誠実かつ前向きな御答弁をありがとうございました。

それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

-----○-----

午前10時47分休憩

午前10時59分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

1番、土黒功司君

○1番（土黒功司君） 改めましておはようございます。会派、風の土黒でございます。本日は、一般質問の時間をいただきましてありがとうございます。本日は、通告に従いまして、自然災害時におけるホームページ等の運用に関して、ふるさと納税に関して、GIGAスクール構想に関して、旧田中会館を活用した多目的交流施設事業についての4点についてお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 何度も取り上げられておりますが、今年初めに起きました能登半島地震におきまして、私も改めてこの日本に住む者として、災害に対する備えが非常に大事なものであるというふうに考えました。

そこで、まず一番最初の質問なのですが、この自然災害時におけるホームページ・庁内データ管理の安定運用、運営に対して、少し前の話になるのですが、令和2年7月豪雨災害のとき、幸いにも宇土市に被災はなかったのですが、あのとき、ちょうど災害後、宇土市のホームページが見られなくなったという事例があったかと思えます。前の話になってしまいますけれども、改めて宇土市ではないほかの市町村で起こった災害においても、こういったホームページに問題があったということに関して、実際に庁内のデータ管理等につきましても、こういった問題が起こったのかを改めてお伺いさせていただければと思います。企画財政部長、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えします。

他市町村で発生した災害で本市が影響を受けたものとしたしましては、先ほど議員がおっしゃられました、令和2年7月の豪雨災害が挙げられます。この災害では、球磨川沿いの通信インフラが断線や損壊により壊滅的な状況となりました。当時は、人吉市内にルーターを設置しておりましたので、行政専用ネットワークであるLGWAN回線等に影響があり、データセンターと通信ができない状況となり業務に大きな影響がありました。通信インフラへの被害は甚大で、完全復旧には時間を要しましたが、市民への影響を軽減するために、緊急的に無線環境による通信を行い、必要最低限の通信容量を確保し、業務継続に努めたところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。少しここで資料のほうを提示させてい

ただきたいと思います。2ページになります。今回の質問に当たりまして、資料としては総務省のホームページから引用させていただいているんですけども、自治体の公式Webサイト等の負荷軽減に対して事例のほうの紹介がありました。先ほど部長のほうから御答弁がありましたとおり、過去の経験で問題があったことに対して、現在の宇土市としての運用の仕組み及び被災時の情報更新、運営体制について、現在はどのようになっているかどうか、企画財政部長に引き続きお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 企画財政部長、光井正吾君

○企画財政部長（光井正吾君） 御質問にお答えいたします。

まず、現在の運用につきましては、一部システムによっては庁内サーバーで運用しているものもありますが、基幹系のシステムや共有フォルダ、ホームページデータ等については庁外の頑丈でセキュリティの高いデータセンターを利用しております。

また、LGWAN回線につきましては、球磨地域振興局経由から宇城地域振興局経由へ変更を行い、インターネット回線については並列稼働の環境を準備し、不測の事態でも片方が稼働できるよう、冗長化を図っております。万一、断線が発生した場合でも最低限の運用が可能ないように、庁内へのバックアップサーバーの設置及び無線回線を準備しており、業務継続が可能な仕組みを構築しております。ホームページにつきましては、発災時などの有事の際にも、WEBサイトの急激な利用者の増加に耐え得るような代理サーバーがコンテンツを配信する仕組みである、いわゆるCDNを利用するよう改修を行っております。

なお、令和6年度以降はシステム標準化等に伴い、LGWAN回線を県経由ではなく、直接接続へ変更し、さらに冗長化を図ることにより安定的な運用を検討しています。

次に、緊急時の情報発信につきましては、職員が登庁できない場合も想定されます。こういった場合、既にテレワークが可能なシステムを導入しておりまして、インターネット環境があればどこでも対応することが可能となっております。

今後は、必要な情報が伝わりやすいよう、ホームページと全く同じ内容で構成されたコピーページであるミラーページやWEBサイトの軽量化による災害専用のページの事前準備やLINE等を活用したプッシュ通知などの導入を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございます。提示させていただいた資料について、宇土市のほうでも冗長化を図ったりとか、ネットワークの切替えを行ったり、幾つもの対応がされているということで非常に心強く思っております。御答弁にありましたように、一部ミラーサイトの運用など災害用のまだ一部対応されていないところもあるというふうに御回答いただきましたので、是非とも引き続き災害時に強いインターネット環境や情報発信環境

を整えていただくとともに、昨日、今中議員のほうから質問がありましたLINEのほうを是非活用していただくと、災害時にLINEを使った情報発信が迅速に行われているということが市民に伝われば、LINEの登録者数もおのずと増えていくと思いますので、こういったところも活用して、是非とも災害時に強い宇土市をつくっていただければと思います。また、その中で少し話はそれますが、テレワークについても今回御答弁いただきました。災害時このテレワークができる状況がつけられているということで、ただ災害時に向けてその環境が整っているだけでは、私は機能しないと思っております。平時からそういった環境を職員が慣れておくということが非常に大事だというふうに思っております。平時と災害時の併用、またこれはテレワーク環境というのは平時からいろんな働き方の変化であったりとか、いろんな場所で働くことができるといったような職員にとっても、これからの働き方を新しくつくることのできるいい環境だと思っております。せっかくこのテレワーク環境を導入されているのであれば、平時からいろんな使い方を模索していただければというふうに思います。ありがとうございました。

次に移ります。次は、ふるさと納税制度変更に伴う返礼品の影響と市の対応についてお尋ねいたします。昨年の6月、総務省からふるさと納税の制度の変更の通知が行われたと記憶しておりますが、宇土市においてはどうだったのか。また、宇土市にはたくさんの返礼品事業者の方が出品されております。その方たちに対して、そういった案内がなかったというふうに私はお伺いしておりますが、どうであったのかというのを経済部長にお尋ねさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

令和5年10月から、ふるさと納税の制度がより厳格化されています。

具体的には、これまで経費に含まれるのか取扱いが曖昧であった、寄附の受領証の発送費用や仲介サイトへの手数料等を含めた上で、寄附金額の5割以下にするように求められました。

また、返礼品の熟成肉や精米に関する基準も厳格化され、原材料がその都道府県で生産されたものに限られることとなりました。

これを受けて、本市でも返礼品価格の値下げ交渉や、配送料を抑えるために規格の見直しができないか等、事業者や配送業者と調整させていただきました。

しかしながら、最終的には寄附金額を引き上げなければならない状況となりました。寄附金額の例を申し上げますと、実績として最も選ばれている1万円の返礼品を、4割増しの1万4千円に変更しております。

また、返礼品の認定手順についても厳格化されました。今までは市の認定後、ポータルサ

イトに掲載し、年に1回、7月にまとめて国の認定を受けていましたが、10月からは1品1品、その都道府県を通じ、国の認定を受けなければならなくなったため、申請から掲載までに非常に時間がかかるようになりました。

その結果、全体で約600件のうち、約1割の77件が国の認定待ちとなり、ポータルサイトへの掲載ができない期間がありました。その国の認定に係る期間につきましては、平均で約1か月程度となっております。

今回の改正により、ふるさと納税制度に御協力いただいている事業所に対し、丁寧な状況説明が行き届かなかったと反省しております。今後は、今回のような大きな制度改正が行われる可能性もありますので、通知を迅速に行うための連絡手段を構築し、きめ細やかな対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。今回のこの国の制度変更は私も驚いたんですけども、宇土市の中で約1割の返礼品が、平均として約1か月程度認定待ちの状況になったということで、事業者にとっては非常に大きな影響であったのかなというふうに思っております。そんな中でまた引き続き、そういった状況が起こった中で、一昨年と併せまして、昨年のふるさと納税の状況と今後についてお尋ねさせていただければと思います。経済部長よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 経済部長、加藤敬一郎君

○経済部長（加藤敬一郎君） 御質問にお答えします。

令和4年度の寄附件数は8万2,774件、寄附金額については9億1,249万6千円となっており、返礼品については、鶏肉（焼き鳥）、牛肉などの肉類が最も多く選ばれており、次いで海苔が選ばれております。

令和5年10月の制度改正以降においても、改正前と同様、肉類や海苔が上位を占めております。

また、寄附金額につきましては、制度改正による寄附金額の引上げもあり、例年と同じ条件で比較することはできませんが、令和5年1月末時点で、寄附件数7万9,381件、寄附金額8億7,349万2,500円、令和6年1月末時点で、寄附件数6万4,965件、寄附金額7億6,954万3,617円でありました。

昨年度の同時期と比較しますと、件数で約82%、金額で約88%にとどまっております。

ふるさと納税事業につきましては、今後も引き続き、新たな軸となる新規返礼品の開発に取り組んでまいります。また、近年、他自治体でも実施されているクラウドファンディングや体験型の返礼品につきましても、他市の取組事例を検証しながら、効果的に活用できるよ

う検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。今回、ふるさと納税の昨年起こった国の制度変更に伴い、職員の方も対応が非常に大変だったのかと思います。そんな中でこういった質問をさせていただいたのですが、結果として約10%ちょっとだけの減で済んでいる。これは制度変更の対応によるものなのか、年々いろいろほかの市町村もどんどんふるさと納税を上げていますので、そういったものによる影響か分かりませんが、宇土市としても昨年度7億6,000万円ほどの寄附額が集まっているということは本当に素晴らしいことだと思っております。今回、こういったふるさと納税のことを質問させていただいたんですけども、今回ふるさと納税がいろんな制度変更で変わっていくということで、将来非常に難しくなるというのも分かっております。そんな中で、このふるさと納税というのは、市が宇土市の名産品としてPRする絶好の機会のサービスであったり、宇土市と宇土市の事業者、宇土市の作物を作っている生産者にとって、つながりを持つための非常に有益な事業であると思っております。今回、制度変更に伴って一部、平均約1か月ほど認定に時間がかかったということで、これは市だけで対応できる問題ではなかったと思うんですけども、そこに対してやはり事業者さん、生産者さんにとって、ここに信頼構築をさらにつなげる良い機会にしてほしかったなというのが私の願いでございます。いろいろシステム上も、それぞれの個別の生産者さんに連絡するというのは非常に時間がかかったりとかしますので、例えばメーリングリスト等を活用したり、SNS等を活用したりとかすることで、問題が起こった場合でも迅速に対応できるような体制と仕組みづくりのほうを今後とも行っていただき、信頼関係構築をさらに上げていただければと思います。よろしく願いいたします。

3番目に移らせていただきます。GIGAスクール構想の現状について。これは私が一番最初議員にならせていただいてから、質問させていただいた内容の続きになります。やはり私としては、子どもたちにICT環境のリテラシースキルを高めていただきたいと思います。GIGAスクール構想を推進していただいていると思います。私も現場に出向いているお話を聞いてまいりました。そこでお尋ねです。現在の市内各小中学校におけるICT教育環境の現状について、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

まず、本市の小中学校においては、GIGAスクール構想により児童生徒向け1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワーク、そして電子黒板の整備が完了したことにより、情報化の推進体制が整い、教科指導におけるICT活用、情報教育、校務の情報化に積極的に取

り組んでいる学校として、日本教育工学協会が認定する学校情報化優良校に現在9校が認定され、残りの1校も認定待ちとなっております。

授業の中でも、電子黒板で授業全体の記録を残して前時の学習の振り返りを行ったり、タブレットを活用して、児童生徒一人一人が設定した学習課題に関する情報をインターネットで収集し、データを分析・解釈する活動を行うほか、デジタル教科書を活用して、例えば、英語科において画像を伴った発音練習や発表の様子を録画しての評価活動を行うなどの活用も進んでおります。

また、授業支援ソフトを使った授業については、小学校では支援ソフトのスマイルネクストを活用し、タブレットでの学びの様子を電子黒板に提示することで、学んだ価値項目や友だちの意見を共有できるようにするとともに、電子黒板で視覚に訴える映像やデータをタイミングよく掲示し、興味関心を高め、能動的な思考ができるなどの大きな効果があります。また、中学校では支援ソフトのロイロノートを活用して、生徒が調べたり考えたりした情報を整理して全体の場で提示し、話し合いを深める活動がなされております。

その他、デジタルホワイトボードとして、WEB上にあるGoogle Jamboardを使って共同作業を行うなど、各校で工夫した活用がなされております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。私も現場に行き、先生の話の聞いたりとか、ある先生においては実際にホワイトボードを使って、こういった授業をしているというようなデモの時間を取っていただいて、させていただきました。また、熊本市でも行われた研修会にも先生が来られたりとかして、現場の先生たちが本当に熱心にICT教育環境を導入しようとしているという実情が見えました。ただ、そんな中でお話を聞く中で、例えば網田の場合であったり、網田は小中一貫教育を推進されていると思うのですが、小学校と中学校の環境については余りお互いちょっとよく知らなかったりとか、先ほど御答弁であったとおり、ソフトが違ったりといったような状況が少し見えました。そんな中で現在その授業の中でICT教育環境が導入されているという事実は分かったんですけども、この数年にかかって導入していたからこそ出てきた新たな課題であったりとか、宇土市内小中学校をまたいだ課題共有、今後に向けた検討はどのようになっているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育長、太田耕幸君

○教育長（太田耕幸君） 御質問にお答えいたします。

タブレット端末については、一部低学年用に同じ性能の別機種タブレット端末を配布しておりますが、基本的に小中学校共に同じ端末を利用しております。

しかし、授業支援ソフト及び学習支援ソフトにつきましては、小学校では、両支援の機能を持つ、スマイルネクストを導入しておりますが、中学校では、授業支援ソフトがロイロノート、学習支援ソフトはeライブラリと、別々のソフトを導入しております。

そのため、網田小・中学校のように、お互いに交流授業を行う際に、同じタブレット端末を持っていても、使っているソフトが異なるため、交流授業においてタブレットを使った授業ができないなどの課題も出てきております。

小中学校で異なるソフトを導入した理由としましては、それぞれの導入時期が違うことが大きな要因となっております。

まず、小学校に導入しましたスマイルネクストは、令和3年度に導入しましたが、その当時、各学校の情報教育担当者からのヒアリングを基に選定したソフトとなっております。

次に、中学校に導入しました学習支援ソフトeライブラリは、令和4年度に導入しましたが、その当時、小学校で先行して導入しましたスマイルネクストが、家庭でWi-Fi環境がない場合に利用できないことから、Wi-Fi環境がなくても利用できるソフトとして、オフライン対応のeライブラリを選定し、併せて授業支援ソフトとしてロイロノートを選定したところです。

なお、小学校に導入しましたスマイルネクストは、本年度からオフラインでも利用可能となっております。

今後は、スマイルネクスト、ロイロノート、eライブラリのライセンス契約が、令和8年度に終了することから、小中学校で統一した授業支援ソフト及び学習支援ソフトを導入し、小中学校間で連携して利用できるよう検討してまいります。

併せて、各小中学校における授業の中で、タブレット端末や電子黒板等の効果的な活用事例については、各学校の情報教育担当者との連携を密にし、学校間で情報共有できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 御答弁ありがとうございました。今回、その学習の部分の使っているソフトという、小さなところで少しお尋ねさせていただいたのですが、自分自身について例えてみると分かるんですけど、通常はエクセルを使っているけど、ほかのところではエクセルではないソフトを使っているとなったときとか、それだけでも負担が大きくなると思うんですね。今回御答弁いただきましたように、導入時期が違ったり、そこで情報がいろいろあった一長一短がある中で、ソフトをいろいろ導入されたという経緯は今回の御説明で分かりました。ただ、今後令和8年度に新しく導入後、環境が変わるときには、こういったまず実情を把握しながら、次の導入に向けては、なるべく先生の負担が大きくなるよう

な形で、統一された環境が小中学校に導入されることを私としては望みます。また今回、実際私が一番お伝えしたかったのは、学校の先生にお話を聞く中で、やはり皆さん疑心暗鬼の中で、今回新しくICT教育というのが導入された中で、皆さんそれぞれ個人の努力の中で対応されているのかなというのを感じました。ほかの学校がどうなっているのかな、ほかの地区はどうなっているのかなというのは、やはり答えられる先生もいたのですけれども答えられない先生もいたりとか、こういったことに関してはやはり情報共有、御答弁にもありましたとおり、いろいろ担当者との連携というところが本当に先生にとってはすごく大事で、特にそういった事例を共有していくことが、学校の中での特に活用を上げていく方法だと思っております。そういうのを学校単位で動いていくのは難しいと思いますので、是非とも教育委員会の中で、そういった旗振りをしていただいて、宇土市の小中学校の先生の抱えられている課題であったり、取組を共有していただくことを、来年度以降強く行っていただければと思います。よろしく願いいたします。

最後の質問になります。先の臨時議会で旧田中会館を買う事業を承認させていただいたのですけれども、来年度からこの旧田中会館を利用した多目的交流施設事業が動いていくと思います。こういった中で、私としては慣れ親しんだ宇土市のあの周辺が、新しい再開発に向かっていくというのは本当にうれしく思っておりますし、その分、この施設を利用したいろいろなエリアであったりとか活用方法については、市民も強く期待していると思います。なので、ここで今回旧田中会館を活用した事例、周辺地域を含めたビジョン、そして今回の多目的交流施設を実現していくに当たっての実現計画について、市長にお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市長、元松茂樹君

○市長（元松茂樹君） 御質問にお答えいたします。

先日の野口議員の代表質問の答弁と多少重複することがあるかと思いますが、御了承お願いいたします。

まず初めに、今回の多目的交流施設事業に至るまでの経緯から御説明させていただきます。

隣接する運動公園や市民体育館等で大きなスポーツ大会やイベント等が重なった場合は、慢性的な駐車場不足が以前からの懸案事項でありました。大きな大会と今言いましたけれども、テニスと野球が重なっただけでパンパンになるというような状況でございました。

そのため、田中会館が閉店された以降は、約200台収容可能な駐車場をその都度イベントでお借りしていたところでございます。

そのような中、昨年田中会館の売却のお話をお聞きしました。建物についても、その外観や内部構造は公共施設として再利用可能と考えまして、今回この事業を計画したところでございます。

この事業については、私も交流施設の整備だけとは考えておりません。この周辺一帯は、スポーツ施設が集まっている場所でございます。市内外から多くの方が集えるエリアになっております。現在、運動公園には600メートルのウォーキングコースはありますが、この事業を機に、多目的交流施設に隣接する場所に調整池がありますが、ここに現在ウォーキングコースが、昼しかももちろん使いませんが整備されておりますが、ここに関して桜等の木々が植わっておりますけれども、木々を生かしたジョギングコースとして再整備をしたいと、そして再整備に当たっては夜間も利用できるというような意味合いで、照明等も考えておりますが、それぞれのライフスタイルに応じて、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを目指したいと思っております。図書館があって、交流できるようなスペースがあって、そこにいわゆる一般的なスポーツと体力づくり的な軽スポーツもできるようなところと接しておりますので、この融合というのは非常に重要なことだと思っております。

ただ、私はそう考えておりますが、それが全てではないと思っております。そこはもう少し柔軟に考えていく必要があると思っておりますし、よその例で採用できるものがあればそれは採用して行って、ここをグレードアップしていく必要があると思っております。

では、どうやってしていくかということでございますけれども、今回の多目的交流施設事業においては、通常は職員がこういうことをやりたいというところで動き出すんですけれども、4月から準備段階に入っておりますけれども、過去に様々な事業に携わって精通された方、ここではプロデューサーという名前と呼ばせていただきますけれども、こういったプロデューサーの方の意見をいただきながら、図書館機能をベースに子どもから大人まで本に触れ合える空間、幅広い年代の学習スペースや子育て交流スペースなど、誰もが気軽に立ち寄れる居心地の良い第3の居場所（サードプレイス）を設置し、その後、運営・運用までをサポートしていただきたいと考えております。今、申し上げましたのは、現在の想定でございますので、これは当然変わる可能性はあります。最も大事なことと私が思っているのは、前例がどうだとか慣例がどうかという、こういうのは全く関係なくて、大事なのは様々な方に利用していただく上で、その方々の立場に立つということだと思っております。事業についてもその辺を十分に理解しながら、事業を組み立てていく必要があると思っております。そういう意味で先ほど言いましたのは私どもの構想でありまして、ベースはこれをしたいと思っておりますが、どれだけプラスできるかというのは今後の課題かなと思っております。

これから、先ほどビジョンというようなお言葉もありましたけれども、運動公園はスポーツをする場でした。そこに文化面の機能を持つ多目的交流館を造りますので、この一帯をスポーツエリアにとどまらず、学習エリア、幅広い市民の交流拠点にしたいと思っております。今後、プロデューサーをはじめ、市議会議員の皆様また市民の皆様も、幅広く御意見を聴取させていただきながら事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井慶峰君） 土黒功司君

○1番（土黒功司君） 野口議員の質問と重なる中、熱い御答弁本当にありがとうございました。最後にちょっと私から、今回この旧田中会館を活用する事業について、私も一生懸命ここが魅力ある地域になるように頑張っていきたいと思っております。御答弁にもありましたとおり、私の中でも今回旧田中会館を活用した事業というのは、視点を一步下げて、これは野口議員も挙げられたと思うのですけれども、1個広いエリアで見ていくのが成功の鍵だというふうに思っております。資料を見ていただきたいのですが、旧田中会館と右下の調整池、北側には運動施設のグラウンド、もうちょっと離れると運動施設の体育館があったり、運動施設の横には小さいんですけども緑地帯があります。右のほうには商業施設がある。さらに西のほうに下がると高齢者施設や保健センターがあると。ここら辺一帯までのエリアを一帯のランドデザインをしていくと、私は、宇土市としても本当に非常に面白いエリアになるんじゃないかというふうに考えております。実は先日、浦本議員と市民の方数名を交えて今回旧田中会館の話ができるようになった時点で、ちょっとワークショップみたいなのを簡単にさせてもらったんですね。そのときに、視点を旧田中会館だけに設けた話をしていくと、その中に何ができるか、何ができるかという視点だけだったんですけども、一帯の中で見ると、例えばグラウンドをよくウォーキングされている方がそこで参加されたんですけども、そこでウォーキングした後にちょっと軽く汗を流したい、シャワーを浴びて、そうすると、そこでまたお茶を飲みに行く場も作れるよねといったような、やはり実際に、そこを活用していく人ならではの活用事例というのを話しされました。また、ある方は、この一帯にやはり運動施設がかたまっているのであれば、例えば障がい者であったりとか高齢者の方が、もうちょっと運動ができるようになるころになれば、県内でそういった方が簡単に気軽に運動ができる施設はないから、必ずここに人が集まってくれるよみたいな、本当に皆さんが自分たちが持っている情報をいろいろ出しながら、本当に楽しくこのワークショップをさせていただいて、私の中でも、あっ、こういった使い方ができるんだという本当に楽しい時間を送ることができました。市長から柔軟に対応していただくという御答弁をいただきまして、ただ、もちろん予算であったりとか、人員であったり、いろんな事情があるというのは私も把握しておりまして、皆さんの意見が通るわけではないと思いますが、様々な人の意見が交わりながら組み立てられていくことが、今回の事業に対しては非常に大事ではないかというふうに思っております。

次のページで最後なんですけども、今回こういった事業を行うに当たって、私も多少いろいろ勉強させていただいているんですけども、PFI事業を活用してはどうかというのを、私から今回御提案させていただきます。やはり従来型の公共事業、モノを造ってその後指

定管理者を入れて運営していくみたいな方法だと、どうしてもハードの制限があったりとか、運用に関して制限が出たりとかというのがあるかなと思います。私も微力ながらですけど、いろんな施設を回らせていただいて、やはり魅力的な施設というのは、運営のときからハードの設計に携わっている、どういった使い方をしたい、どういったサービスを提供したいというところからハード設計には入っているんですね。そういったところを今回質問の中では運営方針という形で、まず質問では投げさせていただいたのですけれども、こういった形で今回この事業がここに当てはまるかどうかは、すみません、私のほうでも事業規模が当てはまるか分からないのですけども、考え方として民間事業者、今回プロデューサーが入っていただくということで本当に心強く思っております。ただ一点、プロデューサーの方がどれだけ裁量権を持って、どれだけ地元の方とチームを作って、ここに魅力ある知識と経験を入れ込んでもらえるかというのが非常にポイントだと思いますので、是非ともこのプロデューサーさんを中心としてこのPFI事業的な視点でどう使っていくのか、どうサービスを作り出していくのかというところを作り出していただければと思います。そんな中で、私はこの旧田中会館を含め、やはり施設にとって特性がそれぞれあると思うんですね。旧田中会館もやはりこれからリフォームになると思うんですけども、その施設をやはりうまく活用していく、その施設の特徴を活用していく視点が大事なというふうに思っております。

最後になりますが、市長が柔軟にこれから考えていくというのは、本当に心強く思っております。是非ともこの行政の決定ありきではない、やはり少し私も聞く中で、「説明が行政はもうこう決めたから、もう市民からは何も意見は言いにくいんだよね。」という声も、ちょっと残念ながら耳にしました。やはり市民が主体となった自分たちのこういったことをしたいというアイデアが出せるような余白を設けて、事業を進めていっていただければなというふうに思います。こちらが、これから本当に大きな宇土市の魅力になると私も思っております。これが10年後、20年後、この場所が宇土市民にとって誇りとなるような施設、エリアとなるようなことを目指して私も頑張っていきますので、一緒にいい地区にしていきたいと思っております。今後とも引き続きよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 議事の都合により、暫時休憩いたします。11時45分から再開いたします。

-----○-----

午前11時40分休憩

午前11時45分再開

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 日本共産党の福田です。第9期介護保険事業計画など5点について質問をいたします。執行部の誠意ある答弁をお願いいたしまして、質問席より質問いたします。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 4月より、第9期の介護保険事業計画が始まります。これまで3年ごとに制度や保険料、利用料の見直しが行われて、サービスの切下げと負担増が進められてきました。介護保険を利用するのは対象者の16%から17%程度で、8割以上の高齢者が掛け捨ての保険であります。保険料は制度開始時の基準月額2,900円程度の保険料が、現在では6,060円と2倍になっております。利用料金も所得に応じて2割から3割負担が導入され、施設入所者の食事代や居住費が大幅に値上げされております。制度面でも要支援1・2は介護サービスから外され、特別養護老人ホーム入所も原則要介護3以上となりましたが、それでも入所できず、何年も待機しなければなりません。そのため家族が離職をして介護に当たるなど、年間10万人程度が離職をするなど深刻な問題になっております。これまでの現状を踏まえ、サービスの充実と負担軽減が必要と考えるが、第9期介護保険事業計画はどのような観点から作成されたのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

介護保険制度では、介護サービスの確保や円滑な提供のために、3年間で1期とする介護保険事業計画を策定することとされており、令和6年度から令和8年度に係る第9期介護保険事業計画の策定に向けて、計画の素案を作成したところでございます。

今回、国の第9期介護保険事業計画基本指針の中で、デジタル技術を活用した医療・介護情報基盤の整備や介護人材確保のための介護報酬改定等も予定されています。

本市の第9期事業計画におきましては、第8期計画の基本理念である『住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち「宇土」』を継承し、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」、「高齢者が自分らしく暮らせるまちづくり」、「高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくり」の3点を基本目標に掲げ、目標を達成するための各施策を計画しています。

また、議員から質問がありましたとおり、これまで国の介護保険事業計画策定に合わせて介護保険制度の改正が行われてきました。サービス利用時の自己負担は制度創設当初は1割でしたが、所得に応じた2割負担、3割負担の導入や、介護保険施設入居者の食費、居住費に係る利用者負担の増額改正、また特別養護老人ホームの入居条件が原則要介護度3以上と

されるなど、利用者の負担の増加、利用サービスの制限につながる改正も行われています。

また介護保険制度では、介護給付にかかった費用は国、県、市町村、被保険者で負担する割合が定められており、給付が増加するほど、それぞれの負担額が増える仕組みとなっております。そのため本市では、第9期計画においても介護予防や健康づくり施策、高齢者の自立支援、重度化防止、認知症に対する施策に重点的に取り組み、引いては給付費を抑制、市民の負担軽減へつなげていくこととしております。すぐに効果が表れるものではありませんが、高齢者の健康を維持し続けることで、介護サービス需要を抑制し、サービス利用の際の自己負担や介護保険料といった費用負担をできるだけ軽減したいと考えています。

なお、この計画では、計画期間における介護給付費などの介護サービス量の見込みを定めることとされており、この見込み量に基づき保険料を決定することとなっております。第9期期間における保険料については、介護保険基金を活用することにより保険料を減額し、被保険者の負担軽減を図ることとしています。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 第9期の事業計画では、介護予防や健康づくりのための施策や高齢者の自立支援、重度化予防、認知症に対する支援など重点的に取り組み、利用者の負担軽減につなげていくとの答弁であります。特別養護老人ホームの待機者の解消に取り組んで、施設でも在宅でも高齢者が安心してサービスを受けられる、そのように国に改善を求めていくなど取組を進めてもらいたいと思うわけでありまして。

次に、介護保険料の値下げの問題について質問いたします。介護保険料の問題につきましては、これまで介護保険特別会計を見ますと、基金と繰越しによる黒字が9億円を超え、年間保険料7億2,100万円を上回っており、保険料の取りすぎで第9期介護保険事業計画では値下げをすべきと、このような指摘をしてまいりました。今回の事業計画では、基準月額保険料6,060円を210円値下げをして、5,850円となっております。保険料の負担区分は、現在の9段階から4段階増え、13段階となっております。この保険料改正で全体の負担はどうなるのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

65歳以上の第1号被保険者の方が負担する介護保険料の設定については、介護保険事業計画期間の3年ごとに、保険者である各自治体が設定することになっております。令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画期間の保険料については、宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において御審議をいただき、その結果に基づき、宇土市介護保険条例の一部を改正する条例として、今定例会へ上程しております。

介護保険料は、本人及び世帯員の前年所得により保険料額の区分が分かれていますが、その基準となるひと月当たりの保険料を基準額として設定しています。保険料の設定に当たっては、次期3年間の給付総額を基に算定しますが、高齢者の増加とともに給付額も年々増加しており、3年間で約110億8,000万円の給付費の支出を見込んでいます。第1号被保険者の負担は、そのうち23%になりますが、これに国からの交付金等を調整して割り出した必要な保険料額は、およそ6,030円と見込んでいます。

ただし、これまで介護保険事業の運営で生じた保険料の剰余金を、介護保険基金として積み立てており、令和5年度末で7億5,000万円程度になる見込みとなっております。これを活用して不足分に充て、保険料の負担を軽減することにしていきます。第9期計画期間の保険料については、介護保険基金を約7,000万円取り崩すことで、5,850円に設定する予定としております。これは、現在の第8期計画期間の6,060円から210円の引下げとなるものです。

介護保険基金の活用に関しては、今後75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、給付費の増大が見込まれているため、保険料の急激な上昇を抑えるために、中長期的な視点で基金の活用を行いたいと考えています。

併せまして、今回の保険料改正では、国の制度改正による改正もございます。所得による区分がこれまで9段階だったものが、新たに高所得の層が4区分追加され、13段階に分割されます。これは、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得の方の保険料上昇の抑制を図るものです。新たに設定される第10段階から第13段階までの保険料額は、これまでよりも増加することになります。

全体としましては、今回追加された新たな区分の方以外は全員、基準額の減額に伴い減額となります。特に第1段階から第3段階の所得の低い層の方は、より保険料が減額され、負担軽減が図られています。なお、保険料が上がる新区分の方は第1号被保険者約1万1千人のうち約250人で、2.3%の方が該当されます。一番高い第13段階の方の年間保険料額は、第8期の12万3,620円から16万8,480円になり、4万4,860円の増額となり、一番低い第1段階の方の年間保険料額は、第8期の2万1,810円から2万円となり、1,810円の減額となります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 保険料の算定に当たっては、第9期介護保険事業計画の3年間の給付費を計算し、それを基に保険料を決め、これまでの基金を取り崩すことで基準月額5,850円に設定したとの答弁であります。しかし、介護保険特別会計の令和6年度当初予算を見ますと、改正された保険料収入は7億751万3千円と、前年より890万円減っている

だけであります。介護給付費も令和5年度当初予算36億14万8千円から、令和6年度当初予算を見ますと36億1,395万円になっており、これと比べますと前年より1,380万2千円増えているだけであります。これを見ますと基金を取り崩すどころか、これまでどおり剰余金が出て、基金積立てができるのではないかと考えております。もっと保険料を引き下げるべきだと思いますが、健康福祉部長に再度答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

第7期及び第8期計画期間においては、毎年8,000万円程度の基金への積立てが生じており、その要因については、給付費の実績が計画策定時の見込みより少なかったことによるものです。

第8期期間における給付費減少の主な要因としては、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設入居に係る施設介護サービス費が少なかったことによるものです。これは入居者数が見込みよりも少なかったことによるものですが、施設介護サービス費に関しては、一人当たりの年間給付額が大きいため、人数の見込みに相違が生じた場合に、全体の給付費に大きく影響してまいります。

介護保険料の算定に関しましては、先ほど御説明したとおり、次期3年間の給付総額を基に算定しておりますが、給付の見込額については、厚生労働省の推計システムから、人口推移や各種サービスごとの給付実績等を基に、将来推計データを算出しています。このシステムは厚生労働省が運営している介護保険の分析等を行うシステムで、全国の自治体がこのシステムを基に保険料の算定を行っています。

第9期期間の保険料算定に当たっては、これらの状況も踏まえた上で給付費総額を推計し、設定していますが、見込みどおりに推移しない場合は、介護保険基金の取崩し額が見込みより増加することや、逆に、収支が黒字となり介護保険基金への積立てが発生する場合も想定されます。

いずれにしましても、給付額は年々確実に増加しており、第9期期間においては、介護保険基金を活用し、保険料負担を軽減するものとして保険料を決定しておりますので、このことを踏まえた上で今後の給付実績を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 第9期介護保険事業計画期間の3年間で、介護基金から7,000万円程度取り崩すことで、基準月額5,850円に設定したとのことであります。しかし、今議会に提案されております令和5年度の介護保険特別会計補正予算を見ますと、基金積立ては8,305万円、翌年に繰り越す見込額として1億9,693万8千円が計上されており

ます。一方、令和6年度の当初予算では先ほど申しましたように、介護給付費では前年当初予算よりも1,380万2千円増えているだけでありまして、私はもっと値下げができると思いますが、この問題につきましては、今後状況を見ていきたいとこのように考えております。

次に、介護保険事業者の報酬引下げ問題について質問いたします。厚生労働省は、来年の介護保険改定の訪問介護事業所がほかの介護サービスよりも高い利益を上げているとの理由で、令和6年から基本報酬を引き下げるとしております。これに対して全国の介護事業所や関係団体は、これでは経営が行き詰まり、介護職員の処遇改善どころか職員の確保が難しくなると、一斉に抗議の声を挙げ、報酬引下げの撤回と報酬引上げを求めております。本市の訪問介護事業所では、厚生労働省が言うように高い利益を出し、経営が安定しているのか、別の調査ではコロナ感染の流行や物価高騰で経営はより厳しく、事業所を閉鎖、倒産しているところも出ています。市内の事業所の経営状態と国に対し基本報酬の引下げの撤回と値上げをするよう見直しを求めるべきと思いますが、健康福祉部長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井慶峰君） 健康福祉部長、岡田郁子さん

○健康福祉部長（岡田郁子さん） 御質問にお答えします。

まず、令和6年度に予定されている介護報酬改定について御説明します。

介護報酬とは、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用のことで、サービスごとに単位数や単価が設定されています。介護報酬の改定は、原則として3年に1回、介護保険制度の見直しと財政状況を踏まえて、厚生労働省が実施しています。

令和6年度の介護報酬改定の内容としましては、全体で1.59%のプラス改定が見込まれており、主に介護職員の処遇改善に充てるものとなっております。背景としましては、介護業界の人材不足が課題となっており、高齢者の介護需要が増加する中、介護職員の給与はほかの業種に比べて低いことから、人材の流出を防ぐため、介護職員の給与改善等を図るものです。

このような状況の中で、訪問介護サービスを担うホームヘルパーは、介護業界の中でも特に人材不足が深刻なことから、基本報酬の増額が求められておりました。ところが、議員から質問がございましたとおり、訪問介護サービスに対する介護報酬に関しては、2%から3%のマイナス改定が予定されております。国は、令和4年度決算における訪問介護事業所の収益が良好だったため、基本報酬を引き下げるとしておりますが、訪問介護事業所には小規模の事業所が多く、基本報酬の引下げにより、経営の悪化や人材不足の加速、倒産の増加など、大きな影響が考えられます。

本市におきましても、ホームヘルパーの不足や訪問介護事業所の減少は課題となっております、

ホームヘルパーの不足から、訪問介護サービスのニーズに応えられないケースも発生しています。今後、在宅で生活する要介護高齢者はもちろんですが、介護サービス付き有料老人ホームなどの施設で生活する高齢者にとっても、少なからず影響が出てくることが予想されます。

ただし、国は、訪問介護サービスに対する基本報酬を引き下げ一方で、介護職員の待遇向上のため、処遇改善加算の加算率をほかのサービスに比べて最も高くしています。そのため、小規模事業所が処遇改善加算を確実に取得できるよう支援するとしております。

本市におきましても、訪問介護事業所に対して、新設される処遇改善加算や今まで未取得だった加算取得の支援に努めるとともに、介護事業所の経営の安定化や介護人材不足に対する対策の強化について、国に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 厚生労働省が言うように、高い利益を上げているような介護事業所はほとんどないと思っております。報酬が引き下げられれば、当然のように事業所の閉鎖や倒産などが出てきて、利用者が必要なサービスを受けられない事態が予想されるわけであり、国に対して値下げの撤回と介護職員の処遇改善など、より一層求めていただきたい、このことをお願いいたしまして、次の木造住宅の耐震化促進について質問いたします。

熊本地震以降も全国各地で大きな地震や集中豪雨、大型台風の上陸など、大きな災害が相次いで発生しております。今年1月1日は能登半島地震が発生し、大きな被害が出ております。このような状況の中で、布田川・日奈久活断層の活動が心配であります。この活断層の地震発生予測と被害の想定はどうなっているのか。建設部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

国の地震調査委員会は、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の場所、規模及び発生確率等を長期評価し、随時公表しています。

最新の本年1月15日に公表されました活断層及び海溝型地震の長期評価結果では、布田川断層帯は、布田川区間、宇土区間、宇土半島北側区間に区分し、日奈久断層帯は、高野・白旗区間、日奈久区間、八代海区間に区分して公表されています。

これらの区間で、最も大きな地震が発生すると予測されていますのは、日奈久断層帯の全体及び布田川断層帯の布田川区間が同時に活動する場合で、地震の規模は、マグニチュード7.8から8.2程度となっており、この場合の地震発生確率は、求めることができないとされています。

被害想定につきましては、平成28年の熊本地震では、令和6年2月13日現在において、

宇城管内で、全壊家屋数674棟、半壊家屋数4,427棟となっており、本震に伴う津波は観測されていませんでしたが、熊本県が平成23年度から2か年をかけて実施した地震・津波被害想定調査などの結果によりますと、日奈久断層帯の全体及び布田川断層帯の布田川区間が同時に活動する場合の建物の被害想定は、宇城管内で、全壊家屋数4,724棟、半壊家屋数7,696棟、津波の高さは、宇土市で0.5メートルとなっており、熊本地震と比べて、大変大きな被害が想定されています。

なお、地震発生については、活断層は過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層であり、活断層が存在していること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 答弁では、地震発生の確率を求めることはできないということですが、県が実施した調査では、布田川・日奈久活断層全体が連動して活動した場合、建物の被害は宇城管内で全壊家屋数が4,724棟、半壊家屋数が7,846棟、津波の高さが宇土市で0.5メートルとなっており、熊本地震と比べて大変大きな被害が想定されるということであります。活断層は過去にも繰り返し活動しており、大きな地震が発生することを前提とした対策が必要であります。特に地震から命や財産を守るためには、住宅の耐震化を進め、被害を最小限に食い止める取組が必要であります。

そこで、本市における木造住宅の耐震化の状況と、最近3年間の補助金等を活用した耐震化の実績はどうなっているのか。建設部長にお尋ねいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

まず、住宅の耐震化率については、熊本地震前のデータを基に算定したものになりますが、平成29年2月に策定した宇土市建築物耐震改修促進計画の数値でお答えします。

耐震化率の算出方法につきましては、住宅の戸数に対し、昭和53年の宮城県沖地震の甚大な被害を受け、昭和56年6月に改正された新耐震基準以降に建築された住宅の割合により算出しております。

本市の住宅の耐震化率ですが、木造住宅は、住宅の総数1万1,872戸に対し、昭和56年6月以降に建築された住宅は5,714戸であり、耐震化率は48.1%となります。また、非木造住宅は、住宅の総数1,321戸に対し、昭和56年6月以降に建築された住宅は1,008戸であり、76.3%となっております。

次に、木造住宅の耐震化に対する補助金制度についてですが、建築物の地震による被害の軽減を図り、安全で安心なまちづくりに取り組むため、昭和56年5月31日以前に工事着

手した住宅や、熊本地震により一部損壊以上の被害が出た住宅の所有者に対し、耐震改修などの費用の一部を補助しております。

補助金のメニューについてですが、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建て替え工事、耐震シェルター工事等があります。

補助金の内容としましては、耐震診断が対象経費に対して3分の2、最大9万円の補助、耐震改修設計は対象経費に対して3分の2、最大20万円の補助、耐震改修工事は対象経費に対して2分の1、最大60万円の補助、建て替え工事は対象経費に対して23%、最大60万円の補助、耐震シェルター工事は対象経費に対して2分の1、最大20万円の補助となっております。

また、耐震改修設計と耐震改修工事の一括補助及び建て替え設計と建て替え工事の一括補助については、対象経費に対して5分の4、最大100万円の補助となっております。

なお、近年3年間の実績につきましては、令和3年度は、耐震診断が1件、耐震改修設計と耐震改修工事の一括補助が2件、建て替え設計と建て替え工事の一括補助が1件となっております。

令和4年度は、耐震診断が1件、耐震改修設計と耐震改修工事の一括補助が1件、建て替え設計と建て替え工事の一括補助が1件となっております。

今年度においては、耐震化に対する補助金の相談はありましたが、申請はあっておりません。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 木造住宅全体の耐震化率は48.1%で、最近3年間の取組は僅か3件程度であります。熊本地震で大きな被害を受けながら、耐震化が進まない大きな要因はどこにあるのか、建設部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

木造住宅の耐震化が進まない原因は幾つか考えられます。

まず、高額な改修費用の負担です。耐震改修工事では、壁や天井、床を取り壊し、揺れを抑えるための筋交いや柱が土台から抜けないようにする金物等を設置するため、改修費用が高額となります。加えて、耐震改修工事のための設計も必要であり、この設計費用の負担も大きいところです。本市の耐震改修等事業補助金を活用した実績の中では、300万円以上の費用がかかったケースも見受けられております。

最近では、人件費の上昇や物価高騰で改修費用が増加しており、さらに、耐震化の金銭面での負担が大きくなっております。

また、工事期間中は壁や床を取り壊すため、一時的に引っ越しや仮住まいの確保が必要な場合もあり、そのための費用負担の増加や煩わしさ、改修工事によって、耐震化のための壁が増え、窓等の開口部が減ることにより、居住性が悪くなることなども理由として考えられます。

そのほか、所有者の中には、熊本地震で被災がなく大丈夫と過信されている方や耐震化を不要と考えられている方も、一定数いらっしゃるかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 耐震化が進まないのは、耐震工事が大規模で工事期間が長く、工事費が高額であること、国や県などの補助金が少ないところに大きな要因があると思います。こうした中で、費用を抑え、期間も短く耐震化ができる工法が、愛知県で大学や行政、民間企業が協力をし、低コストで耐震化ができる工法が開発され、高知県内では各自治体で相当進められております。この工法で耐震化の促進を図るべきだと思いますが、建設部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 建設部長、草野一人君

○建設部長（草野一人君） 御質問にお答えします。

低コスト工法としては、既存の天井や床を壊さず、既存の壁に構造用合板を張るだけで補強できる工法や、家の外側に鉄鋼ブレースを筋交いのように設置するだけで補強できる工法等があります。

先ほど答弁しましたように、筋交いや土台に金具を設置する場合、壁や床を取り壊すため、一時的に引っ越しが必要な場合がありますが、この低コスト工法では、壁等を壊す必要はないため、引っ越しは必要がなく、工期も短期間で済みます。

なお、低コスト工法の施工においては、耐震設計及び耐震工事において専門の知識が必要になりますので、まずは県内で施工できる設計会社や施工業者がどの程度あるかなど調査を行い、この低コスト工法の施工が宇土市内でも可能と判断できれば、市民の方々へ情報提供し、耐震化の促進を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） この工法は工事費を大幅に削減することができますし、施工に当たっても少ない職員で対応でき、地元の小規模の業者や工具店でできると思います。経済性を見ても非常に有効な工法と思いますし、地元の業者に紹介するなど、耐震化の促進に力を入れていただきたいと思います。

次に、教育問題について質問をいたします。この中で就学援助の利用状況と利用促進につ

いて質問いたします。ロシアによるウクライナ侵略戦争や政府が取っている異次元の金融緩和により円安が進み、輸入物価が高騰し、ガソリンや各種の生活物資が大幅に値上がりし、生活が大変苦しくなっております。政府の物価対策では不十分であり、この物価高から生活が苦しい小中学校教育負担に苦しむ世帯に対し、積極的に就学援助の利用促進を図る必要があります。直近3年間の就学援助制度の利用状況とPTA会費や部活動費など追加された援助項目の支援、新しく作られる中学校の制服に対応する取組が必要と思いますが、教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

初めに、直近3年間の就学援助制度の利用状況は、小学校においては、令和4年度が354人、令和3年度が360人、令和2年度が332人、中学校においては、令和4年度が179人、令和3年度が170人、令和2年度が186人となっております。

なお、令和4年度の全児童生徒数に対する就学援助認定者数の割合につきましては、小学校が17.2%、中学校が18.5%となっております。

次に、就学援助制度の周知方法については、在校生の保護者に対しては、前年2月上旬頃に学校を通じて就学援助制度の案内を通知し、小学校新1年生の保護者に対しては、就学時検診時に直接保護者へ説明を行い、入学前の2月上旬頃に、教育委員会から案内を通知しております。

併せて、市ホームページや宇土市子育てガイドブック等の市刊行紙にも、就学援助制度の概要や申請方法等を掲載し、幅広い世代にこの制度を知ってもらうため、周知促進を図っております。

また今年度、小中学校と協力して、イラスト等を活用して分かりやすく説明した就学援助のチラシを作成し、必要に応じて学校から保護者に対し配布しているところです。

今後も引き続き、市ホームページへの掲載や学校を通じた案内等の配布により、保護者に対し広く周知できるよう工夫をまいります。

最後に、物価高騰等を踏まえた就学援助制度の有効な活用についてですが、令和4年度から就学援助の支給項目に、新たにオンライン学習通信費を追加し、学校から配布されたタブレット端末等を活用して家庭学習を行った世帯に対して、一世帯当たり年額上限1万4千円を支給しております。

また、制服を購入する際の経費として支給する新入学児童生徒学用品等の単価につきましても、小中学校ともに2年前と比べ、今年度は3千円増額となっており、物価高騰を踏まえた支給額となっております。

なお、クラブ活動費、PTA会費等の援助につきましては、県内他市においていまだ支給

費目として導入した事例が少ないことから、今後も引き続き、他市の動向を注視して検討してまいります。

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、円滑に教育を受けられるよう、今後も引き続き就学援助制度の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 部長の答弁のとおり、取組が進められておりますが、就学援助制度の利用促進により力を入れていただくようお願いいたしまして、次の校則問題について質問をいたします。

小中学校の校則は大きな社会問題となり、文科省も全国の教育委員会に対し校則の見直しを通知し、その中で、学校を取り巻く校則の問題は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえているか絶えず見直さなければならないとしております。見直しが進まない理由として、子どもの権利条約や文科省が12年ぶりに改定した生徒指導提要では、校則の見直しの過程に児童生徒自身が参加することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるとの見解で言われております。したがって、周囲の大人が児童の校則に関する条約の権利を理解し、児童生徒に対し、自らの権利について知らしめる機会をつくることが大変大事としております。こうした方針で進められてきたと考えますが、現在の校則の見直しの状況について、教育部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 教育部長、野口泰正君

○教育部長（野口泰正君） 御質問にお答えします。

令和3年6月に発出された文部科学省の通知から一部内容を抜粋しますと、校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくことが重要であるとしています。

このような内容を踏まえた本市の取組について、本年2月現在での進捗状況を各中学校に確認しましたところ、生徒が主体となった校則の見直しが着々と進められている状況にありました。

具体的な学校の取組内容の一例を挙げますと、ある学校では、新たに校則見直しのための具体的手順を定め、校則を見直す際に、まず、生徒自らが現在の校則について各学級で見直すべきかを討議し、その後、見直す必要のある内容については、生徒会役員等で構成された校則検討委員会で話し合いを行い、最終的に生徒総会で決定していくという流れにより見直しを行っております。

この手順に従い、具体的な見直しを進めた結果、制服のインナーに着る肌着の色は従来の白色に加え黒色も可とし、靴下の色についても白色に加え、卒入学式等の例外を除いて黒色系も着用可能となりました。

加えて、髪型につきましても、生徒間で、時間をかけて話し合いを進めた結果、そり込みや刈り込み禁止などの具体的な文言を削除し、極端に刈り上げたものや極端に段差がある髪型にしないというルールに変更しております。

このように、生徒が主体となって、校則を見直すことで、子どもたちの自己有用感を高める学校づくりが推進されています。また、生徒自らが主体的にルールを決めていくことで、決まりをきちんと守るという意識の醸成が図られております。

現在、市教育委員会においても、学校教育におけるSDGsの推進の一つとして学校代表者やPTA代表者とともに、令和7年4月から導入する中学校の制服の見直しを行っております。見直しを行う過程では、児童生徒や保護者アンケートを実施し、その結果を重視する形で進めることとしております。

校則の内容によっては、時間をかけて見直す必要があるものもございますが、冒頭で述べた文部科学省の趣旨にある校則の見直しに関する取組が、現在、学校において着実に進められているところです。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 校則の見直しの取組が着実に進められているところでありますが、児童生徒の人権を尊重する立場から取組を進めていただきたい。このことをお願いいたしまして、次の妊婦に対する国保税の均等割額と所得割額の減免について質問をいたします。

政府は子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援事業の立場から、国民健康保険加入者の妊婦又は出産した人に対し、令和6年1月から均等割額と所得割額を減免する制度を開始しました。新しい制度でありますし、申請しなければ減免を受けることはできません。市の広報等で掲載されておりますが、気がつかない方もおられると思います。既に実施されております国民年金の免除と併せ、妊娠された方に対し母子手帳を交付されるときに文書でこの制度を周知徹底するようにすれば、確実に伝わるのではないかと思います。市民環境部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 市民環境部長、小山郁郎君

○市民環境部長（小山郁郎君） 御質問にお答えいたします。

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、妊婦に対する国民健康保険税及び国民年金保険料の免除制度が実施されております。

国民健康保険税は令和6年1月から、国民年金保険料は平成31年4月から開始されてい

るところです。

制度の概要及び周知方法について御説明申し上げます。

まず、国民健康保険税の免除制度につきましては、国民健康保険に加入している方が出産される際、出産予定日又は出産日が属する月の前月からの4か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定日の3か月前からの6か月間の国民健康保険税の所得割額と均等割額が免除されます。

対象となられる方には、税務課の窓口で手続が必要となりますので、出産された際、市民保険課窓口での国民健康保険の出産一時金の申請手続と併せて、本制度の手続を御案内しており、対象者の手続に漏れがないよう努めております。現在のところ、2世帯からの申請があり免除適用を行っております。

また、対象者への制度の周知につきましては、現在、広報及びホームページ等に掲載を行っております。さらに出生届提出時のガイドメッセージによるお知らせや母子手帳交付の際に制度を説明したチラシを配布し、周知を図っているところです。

続きまして、国民年金保険料の免除制度についてです。

国民健康保険税と同様に、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定日の3か月前からの6か月間が保険料免除の対象期間となり、保険料を免除された期間も保険料を納付したものととして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

免除額といたしましては、現在、保険料が月額1万6,520円ですので、免除期間4か月分で合計6万6,080円となることから、大きな支援になっているものと考えております。

申請手続は、年金事務所又は市民保険課の窓口で受け付けております。本市での受付件数は、制度開始から現在まで合計133名の方が申請されております。

この制度対象者への周知につきましては、制度開始当初から、未申請の方に対して、年度末に、申請のための勧奨通知を発送しております。さらに、先ほど申し上げました国民健康保険税と同様に、広報及びホームページ等への掲載はもとより、国民健康保険の出産一時金の申請時や母子手帳交付時の機会を活用してのチラシ配布などによる周知を図っております。

国民健康保険税及び国民年金保険料のいずれの妊婦に対する免除制度につきましては、今後も引き続き周知・啓発に力を入れてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 申請漏れがないよう、よろしく願いいたしまして、次の会計年度任用職員の処遇改善について質問をいたします。

公務員に対する人事院の賃金引上げが勧告され、それを受けて地方公務員や特別職の給与や報酬の改正が行われました。会計年度任用職員に対しても、総務省は昨年5月の給与改定

の際に、正規職員と同じ取扱いをするように各自治体に通知をしております。総務省の方針に沿って、4月に遡って給与を引き上げるべきと思いますが、総務部長にお聞きいたします。

○議長（藤井慶峰君） 総務部長、山口裕一君

○総務部長（山口裕一君） 最後の御質問にお答えいたします。

令和5年5月2日付け総務省通知において、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて示されております。

その中で、「会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とすること。」とされております。

このことを踏まえ、本市においても、会計年度任用職員の給与を遡及して改定すべきか検討を行ったところでございますが、4月の任用時に任用条件として報酬金額を通知していることから、今年度は遡及しての改定は行っておりません。

なお、県内14市における給与改定の遡及状況につきまして、県が昨年12月時点で取りまとめた結果によりますと、本市を含む8市が今年度は遡及しないとの回答がなされているところです。

しかしながら、国からの通知を踏まえ、次年度以降につきましては、任用時の本人通知に、「常勤職員の給与改定を踏まえ、年度途中での報酬等の増額改定又は減額改定があり得る」等明示し、常勤職員同様、遡及しての改定を行う予定としております。

今定例会には、会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給可能とする内容の条例議案も上程しており、今後とも、会計年度任用職員の処遇改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（藤井慶峰君） 福田慧一君

○18番（福田慧一君） 会計年度任用職員に対する時給の引上げや雇用の継続など、より一層処遇改善に取り組んでいただくようお願いをいたしまして、今回の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） 以上で、質疑並びに一般質問は全部終了いたしました。質疑並びに一般質問を終結いたします。

-----○-----

日程第2 常任委員会に付託（議案第3号から議案第38号）

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、市長提出議案第3号から議案第38号までの36件につきまして、本支配布の令和6年3月市議会定例会議案常任委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、常任委員会は、7日文教厚生常任委員会、8日総務市民常任委員会、11日経済建設常任委員会となっておりますので、よろしく願いいたします。

次の本会議は、19日火曜日に会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

午後0時40分散会

## 令和6年3月市議会定例会常任委員会別付託議案一覧表

### 総務市民常任委員会

- 議案第 3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 4号 宇土市部設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 宇土市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 宇土市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第23号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第26号 令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 令和6年度宇土市一般会計予算について
- 議案第31号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第34号 令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について

### 経済建設常任委員会

- 議案第 3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第13号 宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 議案第17号 宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 宇土市上下水道事業運営審議会条例について
- 議案第20号 宇土市道路線の廃止について
- 議案第21号 宇土市道路線の認定について
- 議案第22号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第25号 令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

について

- 議案第28号 令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 議案第30号 令和6年度宇土市一般会計予算について
- 議案第32号 令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について
- 議案第36号 令和6年度宇土市水道事業会計予算について
- 議案第37号 令和6年度宇土市下水道事業会計予算について

## 文教厚生常任委員会

- 議案第8号 宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第10号 宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例について
- 議案第11号 宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第22号 令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第23号 令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第24号 令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第27号 令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第30号 令和6年度宇土市一般会計予算について
- 議案第31号 令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第33号 令和6年度宇土市介護保険特別会計予算について
- 議案第35号 令和6年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について
- 議案第38号 財産の取得について

第 5 号

3月19日 (火)

# 令和6年3月宇土市議会定例会会議録 第5号

3月19日（火）午前10時30分開議

## 1. 議事日程

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
(採決)

## 2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告  
(質疑・討論)
- 日程第2 各常任委員長報告
1. 総務市民常任委員長報告
  2. 経済建設常任委員長報告
  3. 文教厚生常任委員長報告
- (質疑・討論・採決)
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について  
(採決)
- (追加日程)
- 日程第4 発議第1号 宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 日程第5 発議第2号 非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書

## 3. 出席議員（18人）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 土 黒 功 司 君 | 2番 杉 本 寛 君    |
| 3番 中 野 洋 一 君 | 4番 浦 本 晴 美 さん |

5番 佐美三 洋 君  
7番 今 中 真之助 君  
9番 園 田 茂 君  
11番 柴 田 正 樹 君  
13番 野 口 修 一 君  
15番 藤 井 慶 峰 君  
17番 村 田 宣 雄 君

6番 小 崎 憲 一 君  
8番 西 田 和 徳 君  
10番 宮 原 雄 一 君  
12番 檜 崎 政 治 君  
14番 中 口 俊 宏 君  
16番 山 村 保 夫 君  
18番 福 田 慧 一 君

#### 4. 欠席議員（なし）

#### 5. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	元 松 茂 樹 君	副 市 長	谷 崎 淳 一 君
教 育 長	太 田 耕 幸 君	総 務 部 長	山 口 裕 一 君
企画財政部長	光 井 正 吾 君	市民環境部長	小 山 郁 郎 君
健康福祉部長	岡 田 郁 子 さん	経 済 部 長	加 藤 敬 一 郎 君
建 設 部 長	草 野 一 人 君	教 育 部 長	野 口 泰 正 君
秘書政策課長	渡 邊 聡 君	総 務 課 長	上 木 淳 司 君
危機管理課長	内 田 雅 之 君	企 画 課 長	三 浦 仁 美 さん
まちづくり推進課長	中 山 好 美 さん	財 政 課 長	北 谷 太 示 君

#### 6. 議会事務局出席者の職・氏名

事 務 局 長	江 河 一 郎 君	次長兼議事係長兼庶務係長	春 木 教 明 君
議 事 係 参 事	村 田 有 美 さん	庶 務 係 主 事	中 山 裕 輝 君

午前10時30分開議

-----○-----

○議長（藤井慶峰君） これから本日の会議を開きます。

初めに、2月28日に議決しました議員派遣の件について、本日配布のとおり、議長において変更を決定いたしましたので報告いたします。

-----○-----

#### 日程第1 地域高規格道路促進等対策特別委員長中間報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第1、地域高規格道路促進等対策特別委員会の審査の経過についてを議題といたします。

特別委員長の中間報告を求めます。

地域高規格道路促進等対策特別委員長、西田和徳君

○地域高規格道路促進等対策特別委員長（西田和徳君） おはようございます。

ただいまから、地域高規格道路促進等対策特別委員会のこれまでの経過並びに審査内容について、中間報告をいたします。

去る2月29日、執行部出席のもと本委員会を開催し、現在までの取組状況について、執行部から説明がありましたので、御報告申し上げます。

まず、熊本・宇土道路、宇土道路、宇土三角道路における予算配分、用地進捗率、事業進捗率につきましては、前回の報告から変更はあっておりません。また、契約締結がなされた業務、入札に伴う公告が行われた業務等がございますので、御報告させていただきます。

まず、熊本・宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和5年度事業の調査設計で、令和5年度熊本・宇土道路河川影響検討業務の工期が延長されております。

また、令和6年度事業の調査設計で、令和6・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の入札に伴う公告がされております。これは、八代河川国道事務所の宇城監督員詰所における道路に関する工事実施の監督補助を行うもので、調査職員を支援し、発注工事の円滑な履行及び品質確保を図るものとなっております。

次に、宇土道路につきまして御報告申し上げます。

令和5年度事業の工事で、熊本57号上網田地区改良11期工事の工期が延長されております。また、熊本57号網津地区改良2期工事で契約締結がなされております。さらに、熊本57号城塚地区改良20期工事から熊本57号城塚地区改良24期外工事の5件につきましては、入札に伴う公告がされております。これら20期工事から23期工事の4件は、城塚地区の改良工事となっており、24期外工事は、城塚地区及び上網田地区の改良工事となっております。

令和6年度事業の調査設計で、令和6・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の入札に伴う公告がされていますが、これは先ほど熊本・宇土道路で説明した内容と同じものです。次に、宇土三角道路につきまして御報告申し上げます。

令和4年度繰越事業の調査設計で、令和4年度熊本天草幹線道路測量（その6）業務及び令和5年度事業の調査設計で、令和5年度熊本天草幹線道路地質調査解析業務の工期が延長されております。また、令和6年度事業の調査設計で、令和6・7年度熊本天草幹線道路工事監督支援業務の入札に伴う公告がされていますが、これは先ほど熊本・宇土道路、宇土道路で説明した内容と同じものです。

以上の報告を踏まえ、委員会で論議されました主な内容を御報告いたします。

まず、前回の委員会で、委員から「宇土三角道路の予定地には、田平城の跡地があり、古墳もある。今のうちから、対応を協議しておく必要があるのではないか。」との質疑があったため、執行部から「所管の文化課に確認したが、既に国土交通省と協議を行っているとのことだった。今後も継続して協議を行うよう、改めて国土交通省に申し入れた。」との報告がありました。

次に、委員から「この地域高規格道路について、国土交通省のホームページ以外に、進捗状況が分かるような市の情報提供の場はあるのか。」との質疑があり、執行部から「現状では、国土交通省八代河川国道事務所のホームページのみだが、市としても情報提供できるものがあれば検討していきたい。」との答弁がありました。また、別の委員から「糠塚山トンネル工事の進捗は。」との質疑があり、執行部から「このトンネルは、約430メートルの延長だが、そのうちの300メートルほど掘削が進んでいる。」との答弁がありました。さらに、別の委員から「道路が建設される予定ルート付近に家を建設する人に対し、建設する判断材料となるような説明をしてほしい。」との意見がありました。

最後になりますが、当委員会としましては、今後も執行部と共に、熊本天草幹線道路の一日も早い全線開通を目指して、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告は終わりました。

これより、ただいまの特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

以上で、地域高規格道路促進等対策特別委員長の中間報告を終了いたします。

-----○-----

## 日程第2 各常任委員長報告

○議長（藤井慶峰君） 日程第2、去る3月6日の本会議において、各常任委員会に付託いたしました、市長提出議案第3号から議案第38号までの36件につき、審査の経過と結果についてそれぞれ報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

順次、各常任委員長の報告を求めます。

総務市民常任副委員長、佐美三洋君

○総務市民常任副委員長（佐美三 洋君） おはようございます。

ただいまから、総務市民常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月8日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係5議案、予算関係6議案の合計11議案であります。

まず、議案第3号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。これは、地方自治法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第4号、宇土市部設置条例の一部を改正する条例について。これは、市組織の見直しに伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第5号、宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第6号、宇土市防災会議条例の一部を改正する条例について。これは、防災会議の委員の定数を拡大し、男女共同参画の視点に立った災害対策等の推進を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第7号、宇土市税条例の一部を改正する条例について。これは、地方税法第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除の規定を設けるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第22号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費として70万2千円を減額するものであります。

次に、総務費では、市有施設整備基金経費として10億81万9千円、平成28年熊本地震復興基金経費として1億9,883万9千円を増額するものであります。

次に、民生費では、国保会計繰出金経費として1,742万1千円を減額するものであり

ます。

次に、衛生費では、浄化槽設置事業経費として1,859万8千円を減額するものであります。

次に、消防費では、消防団補償費等経費として757万7千円を減額するものであります。

次に、災害復旧費では、震災対策事業（財政課分）として314万9千円を減額するものであります。

次に、公債費では、公債費元金として1億100万円を減額するものであります。

また、網田コミュニティセンター建設事業など4事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第23号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は1,843万円を減額するもので、補正後の総額は45億4,784万3千円であります。これは、国民健康保険診療報酬等返納金等の増額及び事業の実績見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第26号、令和5年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。補正額は296万3千円を減額するもので、補正後の総額は5億5,244万4千円であります。これは、繰越金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正となっております。

次に、議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、議会費では、議員経費1億3,296万1千円。

次に、総務費では、入札参加資格審査申請システム等導入事業1,211万1千円、地方バス路線維持対策事業経費5,404万3千円、空き家バンク活用事業1,696万円、網田レトロ館整備事業9,060万6千円、結婚支援事業3,478万5千円、定住・移住促進事業2,489万5千円、網田コミュニティセンター建設事業4億8,491万5千円、固定資産GIS導入事業2,158万8千円。

次に、民生費では、国民健康保険特別会計繰出金3億6,051万8千円、後期高齢者医療広域連合負担金5億5,007万9千円、後期高齢者医療特別会計繰出金1億9,289万2千円。

次に、衛生費では、清掃収集業務経費1億2,871万6千円、廃棄物減量化対策経費9,232万3千円、宇城広域連合負担金（宇城クリーンセンター費）1億4,970万3千円。

次に、消防費では、宇城広域連合負担金（常備消防費）5億2,740万1千円、消防団経費5,928万1千円等であります。

また、広報うとの印刷製本に要する経費など6事業については、債務負担行為の設定を行

っております。

次に、議案第31号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。歳入歳出総額は45億6,022万円となっており、対前年度比で265万円の増額となっております。

次に、議案第34号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について。歳入歳出総額は6億2,866万2千円となっており、対前年度比で7,416万5千円の増額となっております。

以上が、総務市民常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第22号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。セミセルフレジ・キャッシュレス決済について、委員から「利用率はどうなっているか。」との質疑があり、執行部から「令和5年12月から市民保険課と税務課に機械を設置しており、令和6年2月までの3か月間の利用率は3.5%となっている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「利用率は低いが、その中で決済種別ではどのようなものが多く使われているのか。」との質疑があり、執行部から「キャッシュレス決済に使用できるものは、クレジットカード、電子マネー、QRコードの3種別であり、市民保険課ではクレジットカードの利用が多く、税務課では電子マネーの利用が多い。」との答弁がありました。

次に、議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算について。まず、路線バス三角・宇土間の運行本数見直しについて、委員から「令和6年4月から約4割減便されるとのことだが、その分バス事業者への補助金も減るのか。」との質疑があり、執行部から「交通事業者では、令和6年4月から乗務員の休憩時間確保に対応するため、路線バス減便による収入減や燃料費高騰で欠損額の増加が見込まれている。その影響で、運行便数が4割減ったからといって単純に補助金も4割減るとは言い切れない。具体的な金額を出すのは難しいが、路線バスの補助対象期間は、10月から翌年9月を周期としているので、令和6年4月から9月までの半年分の減便運行について次年度予算への影響はある。」との答弁がありました。これに関連して、別の委員から「網田地区で運行されている予約型乗合タクシーは、距離に応じて600円から900円までの料金が設定されており、同じ地区内において料金に差があるのはあまりにも不公平と思う。削減される路線バスの補助金分の財源を活用し、現在の異なる料金設定を均一にし、なおかつもっと低料金にするよう検討してもらいたい。」との意見がありました。また、別の委員から「住吉町、網津町、走潟町の住民からも、できれば予約型乗合タクシーを利用したいとの意見があるので、エリア拡大についても検討してほしい。」との意見がありました。

次に、空き家バンク活用事業について、委員から「例えば、住宅改修では補助率2分の1、上限額が東部エリアでは50万円、西部エリアが100万円とあるが、これは移住者が賃貸

契約を締結したらすぐに補助金が交付されるのか。」との質疑があり、執行部から「住宅の改修後に支払った領収書を付けて申請してもらう必要があります。実績に応じて交付する。」との答弁がありました。また、別の委員から「企業も対象となるのか。」との質疑があり、執行部から「対象は個人である。個人が空き家を使って何かを始めたいと思われる分は対象となる。」との答弁がありました。

次に、LINEアカウント連携システムサービス利用料について、委員から「令和6年度から導入するということが863万3千円の予算が計上されているが、どういう経費か。」との質疑があり、執行部から「これは3年分の利用料であり、年間約288万円となる。令和6年度に3年分を一括で契約し、その後は単年度契約となる。登録者の興味・関心に合わせたメッセージの送信ができるセグメント配信やアンケートなどができるようになる。」との答弁がありました。

次に、議案以外で、新築住宅に対する固定資産税の減免制度の終了について、委員から、「13年間続いた市独自の減免制度が、現行の令和7年1月1日の適用期限を最後に終了するということだが、これまでの効果をどう捉えているか。」との質疑があり、執行部から「13年間で1,949棟が新築されており、このうち約4分の3は市内居住の方で建て替えや転居によるもの、残りの約4分の1は市外からの転入によるものであった。宇土市への定住促進策としては、一定の成果があったと考えている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「宇土市全体の減免が年平均で約150棟あったのに対し、西部地区の新築は約19棟と少ない現状である。来年度からは、これまでの減免制度に代わって、全庁的に新たな定住・移住施策により取り組むとのことだが、今後の西部地区の定住・移住促進につながるよう、さらに取組を強化してもらいたい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務市民常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 総務市民常任副委員長の報告は終わりました。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、今中真之助君

○経済建設常任委員長（今中真之助君） おはようございます。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月11日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係 7 議案、予算関係 8 議案、その他 2 議案の合計 17 議案であります。

まず、議案第 3 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。これは、地方自治法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 13 号、宇土市漁港管理条例の一部を改正する条例について。これは、漁港漁場整備法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 14 号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について。これは、企業優遇制度の適用範囲を拡大し、市の企業振興・企業誘致を促進させるため条例を改正するものであります。

次に、議案第 15 号、宇土市営住宅条例及び宇土市営単独住宅条例の一部を改正する条例について。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 16 号、宇土市下水道条例等の一部を改正する条例について。これは、地方公営企業法に基づき、同法の適用を受ける規則を企業管理規程に改めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第 17 号、宇土市水道事業給水条例及び宇土市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について。これは、水道法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第 18 号、宇土市上下水道事業運営審議会条例について。これは、上下水道事業の適正かつ健全な運営を図ることを目的に、上下水道事業の運営等について調査審議する機関を設けるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第 20 号、宇土市道路線の廃止について。これは、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 21 号、宇土市道路線の認定について。これは、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 22 号、令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、農林水産業費では、船場川湛水防除事業として 1 億 6,809 万円を減額するものであります。

次に、商工費では、干潟景勝地展望広場整備事業として 1 億 40 万 7 千円を減額するものであります。

次に、土木費では、都市計画道路整備事業として 1 億 4,220 万 6 千円、社会資本整備総合交付金事業（改築）として 1 億 2,552 万 6 千円を減額するものであります。

また、創業・開業支援事業など6事業については、年度内の事業完了が困難であることから繰越明許費設定及び変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第25号、令和5年度宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第1号）について。これは、漁業集落排水事業交付金の増額に伴う財源組替えを行うものであります。

次に、議案第28号、令和5年度宇土市水道事業会計補正予算（第3号）について。収益的支出の補正額は2,310万円を減額するもので、補正後の総額は6億7,088万4千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、資本的支出の補正額は50万円を減額するもので、補正後の総額は3億650万7千円であります。これは、事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第29号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について。収益的支出の補正額は20万1千円を増額するもので、補正後の総額は9億9,138万7千円であります。これは、過年度収益修正損の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、資本的支出の補正額は1,135万7千円を減額するもので、補正後の総額は6億4,852万4千円であります。これは、管渠布設費の工事請負費の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

また、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

まず、衛生費では、水道事業経営支援補助金2,948万2千円。

次に、農林水産業費では、水産物供給機能保全事業1億9,865万円、船場川湛水防除事業2億7,885万円、湛水防除事業（網津第2排水機場）1億8,412万円、緊急浚渫推進事業（農業用ため池）1億5,042万6千円。

次に、商工費では、干潟景勝地展望広場整備事業9,295万7千円、ふるさと宇土応援基金経費14億9,855万2千円。

次に、土木費では、社会資本整備総合交付金事業（改築）1億4,000万円、緊急自然災害防止対策事業（河川）3億2,211万7千円、都市計画道路整備事業1億8,580万円、下水道事業経営支援補助金1億8,929万円等であります。

また、地域活性化起業人事業に要する経費など5事業については、債務負担行為の設定を行っております。

次に、議案第32号、令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について。歳入歳出総額は1千円となっており、前年度と同額であります。

次に、議案第36号、令和6年度宇土市水道事業会計予算について。収益的支出額は6億9,444万円、資本的支出額は3億596万3千円となっております。

次に、議案第37号、令和6年度宇土市下水道事業会計予算について。収益的支出額は10億5,770万1千円、資本的支出額は6億4,919万4千円となっております。

以上が、経済建設常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の経過において論議されました主なものを御報告申し上げます。

まず、議案第22号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。橋梁長寿命化事業について、委員から「橋梁点検と補修は毎年実施しているのか。」との質疑があり、執行部から「道路法に基づき、5年間で約530橋全ての点検が終わるよう毎年実施している。点検の結果、状態が悪いものについては、計画的に毎年5橋程度の補修を行っている。」との答弁がありました。

次に、議案第29号、令和5年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について。下水道マンホールについて、委員から、「老朽化や震災の影響で隆起したり、亀裂が入っているマンホール蓋があるため、適切に交換や修繕をしてほしい。」との意見があり、執行部から「職員による現場確認を行い、併せて市民からの情報により、随時対応していく。」との答弁がありました。それに対して、別の委員から「観光推進としてデザインマンホールを導入できないか。」との質疑があり、執行部から「デザインマンホールの観光需要は認識している。まずは、現時点での製作費用を確認する。」との答弁がありました。

次に、議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算について。新規就農者育成総合対策事業について、委員から、「年齢要件が50歳以上、65歳未満である理由は。」との質疑があり、執行部から「国事業の補助対象とならない新規就農者を支援するためである。」との答弁がありました。

次に、議案以外について。宇土マリーナ施設方針検討事業について、執行部から「浚渫費用も含め、多額の維持管理費が発生している宇土マリーナの今後の運用方針を検討委員会で協議した結果、設備の更新費用を低減させるため、浮棧橋を含めた海上係留部を撤去し、周囲のマリーナ施設と比べて比較的安価な陸上置き船の利用料を改定すべきである。」との報告がありました。それに対して、委員から「船の陸上置きを含め、全てのマリーナ機能を無くしたほうがよいのではないか。」との質疑があり、執行部から「検討委員会の中でも協議したが、宇土マリーナは漁業関係者の船舶の給油所としての機能を有していることや、地元学生のヨット練習や大会の場などとなっていることもあり、全ての付帯設備を無くすことはできない。よって、ある程度の収入源を確保するために陸上置きは残す必要がある。」と

の答弁がありました。それに対して、別の委員から、「これを教訓に、今後、大型の施設等を建設する場合には、20年後、30年後のことを十分に想定して検討しなければならない。」との意見がありました。

次に、観光推進について、委員から「住吉海岸公園等のにぎわいを見ると、やっと宇土市にも観光地ができた実感する。観光需要やインバウンド需要の高まりを受け、各地でこの機を逃すまいと意気込みを見せる一方で、本市では、観光分野での情報発信が後回しになっている印象を受けるが、いかがか。」との質疑があり、執行部から「観光客をより増やすべく業務に当たっている。」との答弁がありました。それに対して、委員から「これからは観光を前面に押し出していかなければならない時期である。業務が多岐にわたるのであれば、市としては商工分野に集中し、観光分野は民間委託することも考えるべきではないか。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、議案第14号及び第30号については賛成多数、その他の議案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 経済建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、榎崎政治君

○文教厚生常任委員長（榎崎政治君） おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案につきまして、去る3月7日、本委員会を開催し審査を行いましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例関係6議案、予算関係8議案、その他1議案の合計15議案であります。

まず、議案第8号、宇土市介護保険条例の一部を改正する条例について。これは、第9期介護保険事業計画期間である、令和6年度から令和8年度までの新たな介護保険料を定めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第9号、宇土市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。これは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第10号、宇土市養護老人ホーム芝光苑解体基金条例について。これは、宇土

市養護老人ホーム芝光苑の解体及び撤去に要する経費の財源を確保するため、基金条例を制定するものであります。

次に、議案第11号、宇土市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第12号、宇土市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について。これは、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

次に、議案第19号、宇土市民グラウンドの設置等に関する条例等の一部を改正する条例について。これは、市内に居住する高校生以下の者が夜間照明設備を使用する際の使用料を見直し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、条例を改正するものであります。

次に、議案第22号、令和5年度宇土市一般会計補正予算（第8号）について。当委員会所管の主なものについて申し上げます。

まず、民生費では、児童扶養手当経費として4,950万円を減額するものであります。

次に、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（追加接種分）として2億1,657万円を増額するものであります。

次に、教育費では、教育委員会庁舎再活用事業として2,983万4千円を減額するものであります。

また、健康福祉館施設改修事業など15事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定及び変更を行っております。

そのほか、必要な財源措置としまして、地方債の補正を行っております。

次に、議案第23号、令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について。当委員会所管の主なものとしましては、事業の実績見込みにより、特定健康診査等事業費670万円を減額するものであります。

次に、議案第24号、令和5年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第4号）について。補正額は7,606万4千円を増額するもので、補正後の総額は40億2,116万1千円であります。これは、介護保険基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第27号、令和5年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計補正予算（第1号）について。補正額は110万1千円を減額するもので、補正後の総額は21万1千円であります。これは、入学準備祝金給付基金積立金の増額及び事業の実績見込みによる減額補正であります。

次に、議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。

民生費では、障害者福祉サービス事業経費 10 億 1,260 万 8 千円、子どものための教育・保育給付事業 16 億 5,256 万 2 千円、生活保護扶助費 6 億 3,725 万 1 千円、介護保険特別会計繰出金 6 億 5,001 万 2 千円。

次に、衛生費では、乳幼児学童定期予防接種事業 1 億 1,027 万円、出産・子育て応援事業 3,545 万 8 千円、がん検診等各種健診事業 4,535 万 3 千円。

次に、教育費では、特別支援教育事業（幼・小・中）1 億 5,393 万 8 千円、市民会館施設改修事業 1 億 1,346 万 7 千円、学校給食調理経費 2 億 8,581 万 5 千円等であります。

また、多目的交流施設整備事業については、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第 31 号、令和 6 年度宇土市国民健康保険特別会計予算について。当委員会所管の主なものを申し上げます。特定健康診査等事業費 4,262 万 3 千円、人間ドック委託料 215 万円等であります。

次に、議案第 33 号、令和 6 年度宇土市介護保険特別会計予算について。歳入歳出総額は 39 億 1,381 万 3 千円となっており、対前年度比で 2,985 万 9 千円の増額となっております。

次に、議案第 35 号、令和 6 年度宇土市入学準備祝金給付基金特別会計予算について。歳入歳出総額は 131 万 2 千円で、前年度と同額であります。

次に、議案第 38 号、財産の取得について。これは、予定価格 2,000 万円以上の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の概要であります。議案の審査の過程において論議されました主なものを御報告いたします。

議案第 22 号、令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 8 号）について。中学校英語検定チャレンジ事業補助金について、委員から「市内の 3 中学校の生徒が受検しているということだが、対象者及び受検者数は。」との質疑があり、執行部から「中学 3 年生が補助対象であり、270 人程度いる。そのうち受検者は 62 人であった。」との答弁がありました。これに対して、別の委員から「中学校により、受検率に差異があるとのことだが、どう捉えているか。」との質疑があり、執行部から「原因を分析し、英語力の向上と受検率のアップにつなげたい。」との答弁がありました。

次に、議案第 30 号、令和 6 年度宇土市一般会計予算について。まず、こども家庭センターについて、委員から「今後どのようなビジョンを持っているか。」との質疑があり、執行部から「4 月から子育て支援課内にこども家庭センターを設置し、利用者への相談支援の充

実と職員間の連携を図っていく。しかし、事業を進める上で、場所が手狭になる可能性があり、相談に特化した新たな場所の検討が必要と考えている。」との答弁がありました。

次に、産後ケア事業について、委員から「利用状況は。また、産後女性の何割が利用しているのか。」との質疑があり、執行部から「産後ケアは3種類あり、令和5年度は12月末までの実人員の実績で、助産師が自宅に訪れる訪問ケアが38人、日帰りでサービスを受けるデイケアが60人、泊まりがけでサービスを受けるショートステイで18人が利用されている。また、利用率は、年間の出産者約300人のうち、訪問ケアでいうと1割から2割である。」との答弁がありました。これに対して、委員から「事業の利用で母親の心の安定が図られると思うので、うまく活用を広げてほしい。」との意見がありました。

次に、議案第38号、財産の取得について。旧田中会館の多目的交流施設整備について、委員から「全ての図書館機能を移転するのか。」との質疑があり、執行部から「歴史的資料以外の一般図書に移す考えであるが、今後、市民の意見を聞きながら検討していく。」との答弁がありました。別の委員から「現在の図書館はどうするのか。」との質疑があり、「1階に既に歴史的な資料を設置しており、ほかにも轟貝塚や古墳の資料などが多くあるため、それらの文化的な資料館といった位置づけにしたいと考えている。」との答弁がありました。さらに、別の委員から「旧田中会館に隣接する土地にほっとスペースを建設するとのことだが、高架橋が隣にあり、圧迫感を感じる。子どもたちが集まる場所であるため、市民の声を聞き、場所について柔軟に検討してほしい。」との意見がありました。

以上が、論議された主な内容であります。本委員会に付託を受けました議案については、全会一致で全て原案のとおり可決いたしました。

なお、本委員会所管事務の継続事件につきましては、議席に配布のとおり決定しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（藤井慶峰君） 文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

以上で、各常任委員長の報告は全部終了いたしました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

18番、福田慧一君

○18番（福田慧一君） 提案されている議案の中で4議案に反対をいたします。

議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算についてであります。市の業務はご存じのとおり、介護保険制度や後期高齢者医療制度などが導入され、大規模災害も発生するなど業

務量は増えておりますが、正職員は大幅に削減をされております。非正規職員は平成13年度の68人から、現在では200人を超え、大幅に増えております。令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、期末手当が支給され、新年度からは勤勉手当が出るようになり、賃金は引き上げられておりますが、正職員より大幅に安くなっております。会計年度任用職員の約70%が女性で、安い賃金で正職員と同じような仕事をし、市の業務を支えております。正職員を増やし、有給休暇を適切に取れるようにすると同時に、会計年度任用職員の賃金引上げと継続雇用を保障するなど、処遇改善をすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第31号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算についてであります。国民健康保険に加入されている方は、年金生活やパートで働く人の加入が増えております。そのため、年間所得が200万円以下の世帯が8割を超えております。所得が少ないのに、中小企業の労働者が加入している協会けんぽに比べ、2倍程度の保険税の負担になっております。同じ公的医療保険での負担の格差は問題であり、改善すべきであります。また、全く収入がない子どもにも均等割が課税されて、子どもの多い世帯ほど負担が重くなっており、均等割は廃止すべきであります。高い国保税に対し、全国知事会は国に対して1兆円程度の財政支援を行い、協会けんぽ並みの保険税にすべきと提言し、国に要望をしております。国の支援を増やし、加入者の負担軽減を図るべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第33号、令和6年度宇土市介護保険特別会計予算についてであります。

高齢化が進み、介護を必要とする人は増えておりますが、3年ごとの制度と保険料、利用料金などの見直しでは、サービスの切下げと保険料などの負担増が行われ、介護認定も厳しくなっています。4月から第9期の介護事業計画が始まりますが、この事業計画では保険料が基準月額6,060円から210円値下げされ、5,850円になるなど、加入者の多くは負担が軽くなっていますが、サービスの面や利用料金の負担増などは改善されておられません。特に訪問介護事業所は、高い利益を上げているからとの理由から基本報酬が引き下げられます。引下げによって職員の確保はより厳しくなり、介護事業所の経営も悪くなり、倒産や事業所の閉鎖が出てきて、介護サービスが受けられなくなる恐れがあり、引下げは撤回をし、介護職員の賃金、事業所の報酬引上げなど、在宅でも施設でも介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるようにすべきとの立場から反対をいたします。

次に、議案第34号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。75歳になれば、これまで加入していた医療保険から強制的に切り離され、後期高齢者医療保険に加入しなければなりません。一人一人が高い保険料を年金から天引きされ、負担しなければなりません。高齢者を医療の面でも、保険料の面でも差別するような医療制度は廃止をし、元の制度に戻し、国の財政支援を増やし、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきとの立場から反対をし、討論を終わります。

○議長（藤井慶峰君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第3号から議案第13号までの11件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第13号までの11件については、原案のとおり可決されました。

[福田慧一君 退場]

○議長（藤井慶峰君） 次に、お諮りいたします。

議案第14号、宇土市企業立地特別奨励金条例の一部を改正する条例について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

（電子表決）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

[福田慧一君 入場]

○議長（藤井慶峰君） 次に、お諮りいたします。

議案第15号から議案第29号までの15件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（藤井慶峰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第29号までの15件については、原案のとおり可決され

ました。

次に、お諮りいたします。

議案第30号、令和6年度宇土市一般会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第31号、令和6年度宇土市国民健康保険特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第32号、令和6年度宇土市北段原土地区画整理事業特別会計予算について採決したいと思います。

ただいまの経済建設常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第33号、令和6年度宇土市介護保険特別会計予算について採決したいと思います。  
採決は、電子表決によって行います。

ただいまの文教厚生常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第34号、令和6年度宇土市後期高齢者医療特別会計予算について採決したいと思います。

採決は、電子表決によって行います。

ただいまの総務市民常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成議員多数です。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第35号から議案第38号までの4件について、一括して採決したいと思います。

ただいまの各常任委員長報告は、原案のとおり可決であります。各委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第38号までの4件については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(藤井慶峰君) 日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とい

たします。

各常任委員長、議会運営委員長から、現在、委員会において審査中の事件並びに所管事務調査について会議規則第111条の規定により、配布しております閉会中の継続審査並びに調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程についてお諮りいたします。

本日、議員提出として発議第1号から発議第2号までの以上2件が新たに追加上程をされております。

この際、本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第4 発議第1号 宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

○議長(藤井慶峰君) 日程第4、発議第1号、宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君

○事務局長(江河一郎君) 発議第1号、宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和6年3月19日提出。提出者、宇土市議会議員、宮原雄一、今中真之助、山村保夫、柴田正樹、西田和徳、佐美三洋。宇土市議会議長、藤井慶峰様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(藤井慶峰君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第3項の規定に

より委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第1号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

18番、福田慧一君

○18番(福田慧一君) 宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について。議員なり手不足に対応するとの理由で、国会で議員の請負に関する法律の改正がされ、この改正に対応して、議員の請負の状況を公表し、透明性を確保するため、条例制定が必要とのことで提案されておりますが、反対をいたします。

1956年に地方自治法第92条2項が改正され、議員の請負が禁止されました。この法律の改正の理由として、地方議員は国会とは異なり、重要な契約や財産の取得等についても議決事項としており、その意味で当該団体に対して直接請負をする行為をやめ、議員としての活動の信用を高め、又は執行への疑いをなくすこととしております。この趣旨からして、議員の請負を解禁すれば、請負業者が地方議員になれば、行政による契約や取引行為を監視し、チェックする役割を持つ議会の中で請負業者の議員による地位利用や談合が発生する恐れがあります。議員としての活動の信用を高め、また執行への疑いをなくすためには、請負の解禁、緩和の条例制定には賛成できません。

以上です。

○議長(藤井慶峰君) ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第1号、宇土市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

賛成多数です。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

**日程第5 発議第2号 非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書**

○議長(藤井慶峰君) 日程第5、発議第2号、非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書を議題といたします。

まず、議案を事務局長に朗読させます。

事務局長、江河一郎君

○事務局長(江河一郎君) 発議第2号、非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書。地方自治法第112条及び宇土市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり議案を提出する。令和6年3月19日提出。提出者、宇土市議会議員、今中真之助、野口修一、西田和徳。宇土市議会議長、藤井慶峰様

以下、議案書につきましては、配布しておりますので御覧願います。

以上でございます。

○議長(藤井慶峰君) 事務局長の朗読は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの発議第2号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) どなたもないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決は、電子表決によって行います。

お諮りいたします。

発議第2号、非平時にかかる地方自治法の改正に当たっては地方自治の本旨が守られることを求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを、反対する議員は反対ボタンを押してください。

(電子表決)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(藤井慶峰君) ボタンの使用を終了いたします。

全員賛成です。

よって、発議第2号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年3月宇土市議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

午前11時41分閉会

○議長(藤井慶峰君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月28日に招集されました今定例会は、議員各位並びに執行部の皆様の御協力によりまして、本日ここに無事閉会の運びとなりましたことに厚く御礼を申し上げます。

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶がございます。

市長、元松茂樹君

○市長(元松茂樹君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会におきましては、令和6年度予算案をはじめ、多数の重要案件を提案しましたところ、慎重な御審議により全て原案どおりに御決定をいただきまして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

会期中に議員の皆様方からいただきました御意見、御要望につきましては、十分にこれを尊重し、可能なものは直ちに措置を講じるとともに、できる限り今後の市政運営に反映してまいる所存でございます。

初めに、今定例会の施政方針でも述べさせていただきましたとおり、今後、台湾の台南市との交流を推進するため、先週12日から14日までの日程で、台南市を訪問しましたので御報告をさせていただきます。

今回、この日程で台南市を訪問したのは、本市にルーツを持つ湯徳章氏、日本名では坂井徳章氏でございますが、この命日に当たります3月13日に、例年行われております「正義と勇気の記念日」の式典に参列し、胸像に献花させていただきたいという思いからでございます。式典では、参列者を前に挨拶をさせていただき、念願でございました胸像へ

の献花も実現いたしました。

また、式典後は、台南市長を表敬訪問し、湯徳章氏を縁とした教育や文化における子どもたちの交流をはじめ、宇城圏域を一体とした経済・観光分野における交流についても、官民連携してつながりを築いてまいりたいという思いを伝え、台南市との友好協定の締結実現に向けて、鋭意取り組んでいく気持ちを伝えてまいったところでございます。

そのほか、昨年12月に副市長をはじめ、本市の職員や民間の方を含む訪問団が、事前視察のため台南市を訪問しましたが、そのときの御縁で今回、台南市商業會と宇土市商工会との間で、台南市議会議長の御同席のもと、経済交流に関する覚書の締結を行うこともできました。今後の両地域の経済発展に向けた大きな一歩につながったことを大変うれしく感じております。

今回の訪問では、市議会からも議長をはじめ、議会運営委員会及び各常任委員会の委員長又は副委員長にも御同行いただいたほか、宇土市商工会、宇土ライオンズクラブ、宇土ロータリークラブの方々にも御同行いただきました。大変お世話になったところでございます。また、宇城市、美里町の首長及び議員の方々並びに県の宇城地域振興局の職員にも御同行いただいたことで、台南市との経済交流促進に向けて、宇城圏域が一丸となって取り組んでいくことをアピールできたと思っております。

今後も引き続き、議員の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今月24日には熊本県知事選挙が行われます。現在、市内5か所に期日前投票を開設しております。期日前投票期間は、お住まいの地域に関係なく、どの期日前投票所でも投票することができますので、残り少ない日数ではありますが、有権者の皆様への更なる周知に努めてまいります。本市の投票率が少しでも向上しますよう、併せて、議員の皆様にも御協力をよろしく願いを申し上げます。

結びになりますが、このところ、冷え込みが幾分和らいでおり、暖かい季節も間近と思われれます。今しばらくの間、議員の皆様におかれましては、寒暖定まらぬ時期でございますので、体調管理に留意をしていただき、ますますお元気で御活躍されますことを御祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（藤井慶峰君） これをもって終了といたします。ありがとうございました。

-----○-----

午前11時46分終了

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

宇土市議会議長 藤 井 慶 峰

宇土市議会議員 杉 本 寛

宇土市議会議員 山 村 保 夫